

文部科学省平成 30 年度先導的大学改革推進委託事業

法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究

成果報告書

公益財団法人日弁連法務研究財団

はじめに

この報告書は、文部科学省平成30年度先導的大学改革推進委託事業として実施された「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」の成果をとりまとめたものです。

私たちに委託された調査研究の概要は、①各大学の優れた法学未修者教育の実例やその手法を体系化すること、②そこで得た知見を基に、教育課程や入学者選抜の在り方を含めて今後の法学未修者教育の改善に向けたエビデンスに基づく提言を行うことでした。私たちは、13の法科大学院に対する実地調査、学生、修了者からのヒアリング、アンケート、これまでの各種提言、論文などを基に議論を重ね、この報告書を作成しました。

法科大学院を中核とする法曹養成制度については、法学部における法曹コースの設置と法科大学院在学中の司法試験受験などを内容とする議論がなされ、現在開会中の第198回国会に関連法案が提出されています。この議論が法学未修者教育のあり方にどのような影響を及ぼすのか、現時点では明らかでないことも多いですが、私たちは、「社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある」（司法制度改革審議会意見書）という現在の法科大学院制度の基本理念を大切にする立場から、今回の調査研究を実施し、法学未修者教育の改善に向けた提言を行いました。

時間的制約もあり、今後の検討に委ねざるを得なかった論点も少なくありませんが、私たちは、この報告書をたたき台として、各法科大学院において法学未修者教育の充実に向けた一層の取組が実施されること、また、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において、法学未修者教育の改善方策に関する集中的な検討が進められることを願っています。

最後になりましたが、お忙しいなか、今回の調査にご協力いただいた法科大学院関係者の皆様、学生、修了者の皆様に、心より御礼申し上げます。

2019年3月

法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究

研究代表 藤 原 浩（日弁連法務研究財団常務理事）

目次

第1	調査研究の概要	1
1	調査研究の背景:「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」	1
2	委託事業の概要	1
3	受託・実施した本調査研究の概要	2
4	本成果報告書の前提	4
第2	法学未修者及び法学未修者教育の現状と問題状況—本成果報告書の問題意識	5
1	法科大学院の目的・教育理念と制度の骨格	5
2	法科大学院を中核とする法曹養成制度の成果	6
3	法学未修者教育の現状・課題	8
4	法学未修者教育の現状に対する本成果報告書の問題意識	15
第3	本成果報告書における検討の視点	17
1	原因の多角的検討の必要性	17
2	検討の前提	19
第4	法学未修者教育に関する先行研究	19
第5	優れた法学未修者教育の実例やその手法等:前提となる留意点	24
1	検討に際し留意すべき点	24
2	法学未修者が抱える問題状況	26
第6	優れた法学未修者教育の実例やその手法等:各法科大学院の取組	28
1	志願者確保策と入学者選抜	29
2	入学前後の取組	32
3	授業	34
4	試験	45
5	正課外での学生への対応	46
6	学生の視点からみた学修への配慮	50
7	高い学修意欲を維持する取組	52
第7	法学未修者教育の改善方策	53
1	法学未修者教育の改善方策について	53
2	改善方策の実施に向けた課題	57
第8	今後の取組について	59
1	法学未修者教育に関する情報共有と継続的検討の必要性	59
2	今後の取組についての提言	60

別紙目録

1	調査研究担当者名簿	61
2	検討有識者会議構成員名簿	62
3	実地調査一覧表	63
4の1	法科大学院における学習に関するアンケート調査回答結果（単純集計） -非法学部卒業者，社会人経験者（1年次・2年次在学生）対象-	65
4の2	上記アンケート用紙	75
5の1	法科大学院における学習に関するアンケート調査回答結果（単純集計） -非法学部卒業者，社会人経験者（修了生）対象-	82
5の2	上記アンケート用紙	94
6	法学未修者教育に関する関係機関・団体における提言等（一覧）	102
7	法科大学院の入学定員，実入学者数等の推移	104
8	法学未修者教育に関する論文等（一覧）	108
9	予習用教材の例（民法）	110
10	予習用教材の例（憲法）	112
11	復習用教材の例（憲法）	114
12	復習用教材の例（民法）	132
13	法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究（概要）	146

第1 調査研究の概要

1 調査研究の背景：「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（以下、平成29年2月13日開催までの同分科会法科大学院特別委員会を含めて「特別委員会」という。）は、平成30年3月13日、今般の法曹養成制度改革における法科大学院等の教育の改善・充実に向けた方策について「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（以下「基本的方向性」という。）をまとめた。

基本的方向性は、改善・充実方策の一つの柱として法学未修者教育の質の改善を挙げた。そして、その具体的な方策の一つとして、各大学において行われている優れた法学未修者教育の実例やその手法等を体系化し、共有可能とするとともに、複数の法科大学院が連携して法学未修者教育を実施することを促進するため、教育課程や入学者選抜の在り方を含めて調査研究を行い、その成果を法科大学院教育に還元するとしている。

本調査研究は、基本的方向性に明示された上記の趣旨を踏まえた、文部科学省の平成30年度先導的大学改革推進委託事業「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」を公益財団法人日弁連法務研究財団（以下「当財団」という。）が受託して実施したものである（平成30年8月10日付け「先導的大学改革推進委託事業」契約書参照）。

2 委託事業の概要

本調査研究の前提となる委託事業の概要は、文部科学省高等教育局大学振興課「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究仕様書」（平成30年6月19日—以下「仕様書」という。）に記載のとおりであるが、その要点は次のとおりである。

(1) 目的

基本的方向性を踏まえ、法学未修者に対する効果的な教育方法についての、司法試験の累積合格率や教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえた分析・検討を行い、法学未修者教育を行う法科大学院全体にその成果を還元する。

(2) 調査研究の内容

- ① ヒアリング調査や実地調査を通して、各大学において行われている優れた法学未修者教育の実例やその手法を体系化する（対象は、国内の10大学程度を想定）。

② 上記を通じて得た知見を基に、教育課程や入学者選抜の在り方を含めて今後の法学未修者教育の改善に向けたエビデンスに基づく提言を行う。提言に当たっては、「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」（平成24年11月30日特別委員会法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ以下「未修者ワーキング報告」という。）など、過去の提言の成果や課題について分析し、より実効性のあるものとなるよう留意した上で、法科大学院が自らの特性や抱える課題に応じた法学未修者教育の改善・充実方策を検討する際の多様なニーズに対応した種々の方策をパッケージとして示す。また、現在試行されている「共通到達度確認試験」を進級判定の資料として活用することを前提とした提言とする。

(3) 調査方法

次の①及び②を踏まえた方法により実施する。

- ① 研究者教員、実務家教員、法曹三者により構成される検討有識者会議を開催して検討を行う。
- ② 特別委員会の審議の動向を考慮する。

(4) 成果報告書の作成

上記(2)及び(3)に基づき、成果報告書を作成する。

3 受託・実施した本調査研究の概要

上記2を踏まえ、当財団が受託し、実施した本調査研究の概要は、次のとおりである（上記「先導的大学改革推進委託事業」契約書に添付の業務計画書参照）。

(1) 本調査研究の実施体制

本調査研究は、次の体制により実施した。

ア 調査研究担当者

当財団理事のほか、法科大学院研究者教員を調査研究担当者に委嘱するとともに、当財団の関連団体である日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）の協力を得て、実務家教員、弁護士を調査研究担当者に委嘱した。委嘱した調査研究担当者は【別紙1】のとおりであり、その内訳は、研究者教員6名、実務家教員（弁護士。当財団理事を含む。）3名、実務家教員以外の弁護士（当財団理事を含む。）18名の合計27名である。

なお、調査研究担当者のうち8名（【別紙1】の氏名に※を付している担当者）により、調査研究の事務局を編成した。

イ 検討有識者会議

仕様書に示されたところ（上記2(3)①）に基づき研究者教員、実務家教員、

法曹三者（裁判官，検察官については経験者）により構成される検討有識者会議を設けた。会議の構成員（【別紙 2】）は，研究者教員 5 名及び実務家教員 2 名（いずれも調査研究担当者と兼任）のほか，弁護士 1 名（当財団理事—調査研究担当者と兼任），裁判官経験者 1 名，検察官経験者 1 名の合計 10 名である。

(2) 本調査研究の期間

平成 30 年 8 月 10 日から平成 31 年 3 月 29 日まで（約 7 か月半）

(3) 本調査研究の具体的内容及び方法

ア 資料，文献等による調査検討

- ① 政府機関，中央教育審議会，日弁連などの法学未修者教育に関する提言，調査結果等の整理，分析。未修者ワーキング報告に挙げられている法学未修者教育に関する実践例の整理・分析を含む。
- ② 法学未修者教育の実践報告や改善提案に関する論文などの整理，分析。
- ③ 各法科大学院の認証評価報告書等に記された法学未修者教育に関する実例などの整理，分析。

イ 法科大学院に対する実地調査

(ア) 実地調査対象校

仕様書に示された調査対象校の数の目安（上記 2 (2) ①）も踏まえ，次のとおり選定した 13 校の法科大学院に協力を依頼し，いずれも実地調査を行った（実地調査の日程，概要等は【別紙 3】のとおり）。

- ① 「平成 30 年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の審査において法学未修者教育の分野で「優れた取組」以上と評価されたプログラムを実施している法科大学院 10 校（北海道大学，一橋大学，筑波大学，早稲田大学，明治大学，創価大学，名古屋大学，京都大学，神戸大学，琉球大学）。
- ② ①の法科大学院のほか，法学未修者コース修了者の司法試験累積合格率において上位を占める法科大学院 1 校（愛知大学）。
- ③ ①②の法科大学院のほか，未修者ワーキング報告において実践例が紹介されているもののうち首都圏及び近畿圏以外の法科大学院 2 校（金沢大学，広島大学）。

(イ) 実地調査の内容

- ① 法科大学院に対するヒアリング
- ② 法学未修者に対する教育について高い評価を得ている教員の授業見学並びに同教員及び受講学生に対するヒアリング

- ③ 法学系課程以外の出身者（以下「非法学部出身者」という。）、社会人経験者である学生に対するヒアリング
- ④ 非法学部出身者，社会人経験者である修了者に対するヒアリング
- ウ 非法学部出身者，社会人経験者である学生，修了者に対するアンケート調査
実地調査にあわせて実施した学生，修了者に対するヒアリング（上記イ（イ）③，④）とは別に，ヒアリング調査を補充する趣旨で，同ヒアリング項目を主な内容とした，非法学部出身者，社会人経験者の学生，修了者に対するアンケート調査を実施した。アンケート調査に際しては，実地調査対象校に協力をいただいたほか，修了者については各地の弁護士会の協力を得て，実地調査対象校以外の修了者に対しても広く実施した。学生について合計 99 通，修了者について合計 109 通の回答を得た（アンケート項目の概要及び回答の集計結果は【別紙 4 の 1， 2】，【別紙 5 の 1， 2】参照）。
- エ 実地調査及びアンケート調査等の結果を踏まえた教育手法の体系化及び提言の検討
- 上記イ及びウの調査結果並びに上記アの資料・文献等の調査検討結果を踏まえ，入学者選抜，カリキュラム，授業，正課外での学習指導等，いくつかの観点から整理・分析して，優れた法学未修者教育の手法の体系化を試みた（詳細は後記第 5～第 7 のとおり）。
- オ 検討有識者会議における検討
- 検討有識者会議では，実地調査対象校の選定，実地調査及びアンケートの内容・方法等について審議したほか，実施された実地調査・アンケート調査等の結果を踏まえ，優れた法学未修者教育の実例・手法等の体系化及び今後の法学未修者教育の改善に向けた提言について検討した。
- 検討有識者会議は，次のとおり合計 4 回実施した。
- 第 1 回 平成 30 年 9 月 4 日（火）午後 1 時～3 時
- 第 2 回 同年 10 月 24 日（水）午前 10 時～11 時 20 分
- 第 3 回 平成 31 年 2 月 7 日（木）午前 10 時～12 時
- 第 4 回 同月 27 日（水）午後 2 時 30 分～5 時

4 本成果報告書の前提

本調査研究の結果は，この成果報告書にまとめられたとおりである。ただし，成果報告書の内容の理解に当たっては，本調査研究の時間的，予算的制約等のため，次のような前提があることに特に留意する必要がある，その点をあらかじめ指摘しておく。

- (1) 言うまでもないことであるが、法学未修者に対する教育は全ての法科大学院で行われている。したがって、優れた法学未修者教育の実例を正しく把握するためには、本来、全法科大学院に対する調査が必要であるが、実地調査の対象校は上記のとおり13校に絞らざるを得なかった。
- (2) また、すでに学生募集を停止した法科大学院に対する調査も必要かつ有用であるが、今回は調査研究の対象としなかった。
- (3) 法学未修者教育の手法を検討するに当たっては、社会人経験を有しない法学部出身者である法学未修者コースの学生・修了者へのヒアリング及びアンケート調査も必要であるが、今回は、法学未修者として受け入れることを期待していた人材の典型という意味で、非法学部出身者、社会人経験者の学生、修了者にヒアリング、アンケート調査の対象を限定した。
- (4) 非法学部出身者と社会人経験者とでは別個の問題状況が存在する。また、出身学部（専攻）によって個別の検討が必要になることもあり得る。さらに、社会人経験者といっても、社会人経験の期間が短い者と長い者、法学部出身者と非法学部出身者とでは相当問題状況は異なる。しかし、本調査研究では、これらを勘案した立ち入った検討は行っていない。

第2 法学未修者及び法学未修者教育の現状と問題状況—本成果報告書の問題意識

1 法科大学院の目的・教育理念と制度の骨格

司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）は、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備することが不可欠であるとした。そして、そのような制度の中核を成すものとして、法曹養成に特化したプロフェッショナルスクールである法科大学院を設けることが必要かつ有効であると提言した。

同意見書に示された法科大学院の目的・教育理念および法科大学院を中核とする法曹養成制度の骨格は、大要、次のとおりである。

(1) 法科大学院の目的・教育理念

ア 21世紀において期待される司法の役割を十全に果たすための人的基盤を確立する。

イ 法の支配の担い手、「国民の社会生活上の医師」としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、豊かな人間性の涵養、向上を図る。

- ウ 専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し発展させていく創造的な思考力、事実に即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析力・法的議論の能力等を育成する。
- エ 先端的な法領域についての基本的な理解を得させ、法曹としての責任感・倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会貢献を行うための機会を提供しうるものとする。
- (2) 法科大学院を中核とし、法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の骨格
- ア 法科大学院の標準修業年限は3年とする。
- イ 入学者選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とする(他の分野を学んだ者、社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れる。非法学部出身者、社会人等を一定割合以上入学させる。)。
- ウ 法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行う。修了者のうち相当程度(たとえば7～8割程度)の者が新司法試験に合格できるよう充実した教育を行う。
- エ 厳格な成績評価・修了認定を行う(その実効性を担保する仕組みを具体的に講じる。)。
- オ 司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえたものとする。新司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保するための具体的な仕組みを設ける。
- カ 司法修習は、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施する。

2 法科大学院を中核とする法曹養成制度の成果

上記1で述べたとおり構想された法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度の下で、法科大学院が開校した平成16年以降現在までの15年間において、多様な人材が多数法曹資格を取得し、また、企業等組織内での活動、公務員としての活動、海外における活動等、法曹の活動領域も拡大を続けている。

多様な人材を輩出していることに関しては、法学未修者コースを修了した者が最初に司法試験を受験した平成19年から平成30年までの司法試験の合格者数は7,594人(平成18年から平成30年までの合格者総数は23,567人)に達しており、そのうち非法学部出身者は2,554人を占める。なお、いわゆる法学既修者コースを修了した非法学部出身者の平成18年から平成3

0年までの司法試験合格者は1,381人となっている¹。

法曹の活動領域の拡大に関しては、たとえば、企業内弁護士は平成13年1月時点の66人から平成30年4月には2,146人へと激増しており、企業内弁護士の採用企業数も39社から1,040社へ増加している²。

また、国の機関における弁護士の在職者数は、平成18年1月1日現在で合計47人であったものが、平成29年8月1日現在では392人（うち非常勤236人）へと増加している³。地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員は、平成30年12月1日現在で合計172人（うち任期付き129人）となっている⁴。

法科大学院修了者が司法修習を終了して法曹資格を取得するのが平成19年12月以降のことであること、新制度の下での司法試験合格者数は経過措置として5年間併行して実施されていた旧司法試験の合格者数より大幅に多いこと等を考慮すれば、以上に挙げた企業内弁護士並びに国の機関及び地方公共団体における弁護士・法曹有資格者の増加は、主に法科大学院修了者がこれらの職域に進出していった結果であると思われる。

法科大学院協会修了生職域委員会による「第5回法科大学院修了生就職動向調査」（平成29年11月、会員校56校中52校及び非会員校3校から提供された調査データが反映されている。）によれば、法科大学院を修了し司法試験に合格した者の就職先のうち、企業が560人（有効回答数の5.2%）、官公庁・地方公共団体が138人（同1.3%）、法律事務所・企業・官公庁・地方公共団体以外の団体・事務所等が54人（同0.5%）、進学が5人（0.05%）となっている（有効回答数10,754人。ただし、うち669人（6.2%）は司法修習中）。このうち、企業及び官公庁・地方公共団体へ就職した者は、第4回の調査（平成28年）と比較して、それぞれ10.7%、3.8%の増加率となっている。

以上のほか、法曹養成制度改革連絡協議会に提出された各種資料によれば、海外における法曹有資格者の活動領域も確実に拡大している⁵。

もちろん、以上に述べた様々な活動領域に進む法科大学院修了者の全てが非

¹ 「平成30年～18年司法試験受験状況」（第144回司法試験委員会（平成30年10月10日開催）資料1）

² 「企業内弁護士について」（平成30年4月現在、日弁連一第11回法曹養成制度改革連絡協議会（平成30年12月20日開催）資料3-1）

³ 「国の機関における弁護士の在職者数について（比較表）」（法務省、第9回法曹養成制度改革連絡協議会（平成30年2月26日開催）資料5-2）

⁴ 「地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員」（平成30年12月1日現在、日弁連調べ一第11回法曹養成制度改革連絡協議会資料2-1）

⁵ 第11回法曹養成制度改革連絡協議会資料1-1～1-14（日弁連提出資料）

法学部出身者，社会人経験者で占められているということではないが，新しい法曹養成制度がスタートした後の時期におけるこのような活動領域の拡大傾向については，多様な人材を法科大学院に受け入れてきた結果が大きく反映していると推測される。

3 法学未修者教育の現状・課題

上記2のとおり，法科大学院を中核とする法曹養成制度は，大きな成果を上げてきたといえるが，現状，志願者は減少の一途を辿っている。とりわけ，法学未修者として法科大学院に入学することが主に想定されていた非法学部出身者，社会人経験者で法科大学院を志望する者は激減しており，多様な人材を受け入れるという制度の根幹に関わる状況となっている。

法学未修者教育の問題・課題については，これまで様々な指摘，提言がされている。また，法学未修者教育の改善に向けて，これまでいくつかの制度上の手当もなされてきた。これらは，いずれも有益かつ示唆に富むものであるが，それでもなお志願者減少という状況は改善されていない。

このような状況に鑑み，現時点で法学未修者教育の改善を考えるに当たり，まず，これまでの指摘，提言を参照しつつ，改めて現状を招いた原因を整理・検討し直す必要がある。

志願者減少の原因を一つに絞ることはできないが，法学未修者教育の問題・課題との関係では，まず，法学既修者と比較した場合の法学未修者の司法試験合格率がきわめて低いことに注目すべきである。

また，法学未修者について標準修業年限での修了率が低いことも指摘されているところである。他方，この点については，教育内容・方法の改善と併せて，長期履修制度の活用促進のための奨学金制度のより柔軟な運用等，個々の学生の特性に応じた柔軟なメニューを用意するための環境整備が必要であるとの問題も提起されている。

以上要約した法学未修者教育の現状及び課題につき，次の(1)～(3)において敷衍して述べる。

(1) 法学未修者及び法学未修者教育についてのこれまでの提言・指摘

ア 未修者ワーキング報告における指摘

基本的方向性に先行する，法学未修者教育に関するまとまった調査として，未修者ワーキング報告（平成24年11月30日）がある。未修者ワーキング報告においては，当時の法学未修者及び法学未修者教育の状況について，次のような指摘がされている。

- (ア) 法科大学院進学者のうち、非法学部出身者、社会人経験者の割合は、年々減少する一方、法学未修者として3年間の教育課程に入学する者に占める社会人経験を持たない法学部出身者の割合は増加する傾向にある。
- (イ) 成績評価・進級判定・修了認定の厳格化に向けた取組が進められてきたことにもよるが、法学既修者と比較した場合、法学未修者の標準修業年限での修了率は減少傾向にある(半数近くは標準の3年では修了できない状況)。
- (ウ) 法学既修者の司法試験合格率に対し、法学未修者の合格率は半分近くまで低下するといった状況にある。
- (エ) 法学未修者には、それぞれ異なる固有の特徴・課題を有する①非法学部出身者、②法学部出身者及び③社会人経験者が存在し、法学未修者として同一の教育課程の枠組みの中で、法学に関する学識や専門的資質・能力の水準が異なる者が混在して学ぶこととなる。それぞれの学生の到達度には差があり、授業のみでそれぞれの学生に対するきめ細やかな対応を取ることが難しい状況にあることから、授業の内容・方法に工夫が求められるとともに、授業以外の時間においてもきめ細やかな対応を取ることが求められると考えられる。

なお、その際には、法学部出身者が同じクラスにすることで、初めて法学を学ぶ他の法学未修者が学修を進める上での刺激となり、良い影響を及ぼす効果もあることについて留意が必要である。

そして、同報告は、法学未修者教育の改善に関して、次のような方策を提言した。

- 法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みの検討
- 基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための改善の検討
- 法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討
- 法科大学院を目指す者に対する入門的な教育機会の提供
- 法科大学院入学が内定している者に対する事前の学習支援の促進
- 法学未修者に対する教育内容の改善
- 法学未修者に対する教育方法等の改善
- 修了者に対する支援の充実
- 教員の資質能力の向上のための取組の充実
- 法学未修者が学修しやすい支援体制の整備

なお、未修者ワーキング報告は、併せて、報告の時点における法学未修者教育に関する各法科大学院の取組の実践例(21例)を紹介している。

イ 法学未修者教育に関するその他の提言等

法学未修者教育に関しては、未修者ワーキング報告の前後を通じて、各関係

機関・団体において多数の提言、指摘、報告、論点整理等がなされてきた（【別紙6】）。これらの提言等においては、おおむね次のような指摘がされている（以下に要約する各指摘の末尾の【 】内の番号は、【別紙6】の一覧に挙げられている提言等の番号に対応している。）。

(ア) 教育内容・方法に関する指摘

- ・ 法学未修者教育の改善策は、知識量の増加ではなく基本的な知識を確実に理解させることに重点を置き、その知識が定着しているかを繰り返し確認しながら、修得した知識を活用できるようにすることを方向として明確にするべきである。【1】
- ・ 法学未修者1年次においては、法学の基礎知識の定着とともに、法的な思考力の修得が求められていることから、授業の実施については、双方向・多方向的な授業方法を基本としつつ、講義形式による授業との適切な組み合わせを行うなど、一層の工夫が必要である。【2】
- ・ 双方向・多方向の授業は学生の予習・復習のインセンティブを高めることが期待されるが、その際、学生の予習・復習に偏りが生じることのないよう、適切な教科書の選択や補助教材の活用等による自学自習の支援のための工夫が特に必要である。【2】

(イ) 教育課程の編成等に関する指摘

- ・ 法学未修者が1年間で法学既修者と同じレベルになるという想定で教育を受けさせる仕組みには無理があり、法科大学院のカリキュラムの在り方について、何らかの形で見直す必要がある。【4】
- ・ 現在の司法試験の科目数、出題の範囲、問題の質、評価の基準を前提とすると、法科大学院入学後初めて法学を学修する法学未修者が3年間の学修で司法試験に対応することは困難である。【4】
- ・ 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を検討すべきである。【9】
- ・ 一口に法学未修者と言っても、法学部出身者も多く含まれる一方、純粋な法学未修者もいるなど様々な者がいる上、純粋な法学未修者でも、トップクラスになる者もいる一方で、法学になかなか適合せず時間を要する者もいるなど、習得の進度についても人それぞれであるため、法学未修者の教育期間を単に長くすればよいという問題ではなく、個人の特性に合わせて柔軟なメニューを用意していく必要がある。【4】
- ・ 社会人等の多様な人材の法科大学院での学修を支援するため、夜間開講や3年を超える長期履修制度の活用を促進することが適当である。【6】

- ・ 法学未修者の法律基本科目の学修理解を深めることに資するため、法学部や法学研究科など既存の教育研究組織が提供する授業科目を補習的に活用することが考えられる。【11】
 - ・ 法学未修者教育については、学生の自学自習を支援する個別サポートの体制を図ることも考えられる。【4】
 - ・ 法科大学院での学修の準備として入学前に法的知識・考え方の基礎などを学べるようにするための取組を促進することが適当である。【6】
- (ウ) 成績評価に関する指摘
- ・ GPA制度の採用及び運用の厳格化などの方策を通じて、法学未修者の進級判定に対する一層の厳格化を図ることが必要である。【5】
- (エ) 人材の活用に関する指摘
- ・ 法科大学院を修了した若手実務家を活用した学生指導の充実（が検討されるべきである。）【15】
- (オ) 改善策の在り方に関する指摘
- ・ 法学未修者教育において着実な成果を上げている法科大学院における優れた取組の共有化を図ることが必要である。【6】
- (2) 法学未修者教育に関する制度面での主な措置・対策
- 法学未修者教育の改善あるいは充実に関しては、次のとおり、これまで数度にわたる制度面での措置・対策が講じられてきた。
- ア 平成22年度
- 1年次について、履修登録上限単位数の標準である36単位を超えて、法律基本科目を6単位増加させることを可能とした（「専門職大学院設置基準及び学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（21文科高第668号，平成22年3月12日）⁶。
- イ 平成26年度⁷
- (ア) 法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合に、法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、これまで1年次において6単位まで認められていたものを（上記ア）、1年次と2年次で合わせて10単位程度に増加させるとともに、2年次も含めて、法律基本科目の学修のためであれば、44単位程度まで履修の上限の適

⁶ 「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（平成21年4月17日）を受けた措置。

⁷ 未修者ワーキング報告における提言及び「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成26年3月31日特別委員会）を受けた措置。

切な範囲内であるとした（「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（26文科高第393号，平成26年8月11日））。

(イ) 十分な実務経験を有する者について，相当する展開・先端科目に代えて法律基本科目を2～4単位程度履修することも可能であるとした（上記(ア)の通知）。

(ウ) 共通到達度確認試験の試行を開始した（平成31年度から本格実施を予定）。

ウ 平成27年度

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムを開始した。法学未修者教育の改善・充実のための取組については，次のとおり，各校における取組が評価されている⁸。

(ア) 平成28年度 卓越した優れた取組1校

(イ) 平成29年度 卓越した優れた取組1校，優れた取組8校

(ウ) 平成30年度 特に優れた取組1校，優れた取組9校

(3) 未修者ワーキング報告後の入学者，司法試験合格率等の状況及び基本的方向性に示された法学未修者教育の現状・課題

ア 法科大学院の志願者数・入学者数・司法試験合格率等の現状

平成16年の法科大学院開学後平成30年までの間における，法科大学院の志願者数，入学者数，司法試験累積合格率等の推移は，次のとおりである。

(ア) 志願者数（【別紙7】）⁹

法科大学院の志願者数（延べ数）は，平成16年度が72,800人であったが，未修者ワーキング報告の時点である平成24年度は18,446人と，大幅に減少し，直近の3年間（平成28年度～平成30年度）においては，それぞれ8,278人，8,160人，8,058人と，さらに減少している。ただし，直近3年間に限って言えば，志願者数は下げ止まりの傾向を示している。

(イ) 入学者数（【別紙7】）¹⁰

入学者数を見ると，平成16年度5,767人（総定員に対する割合103.2%），平成24年度3,150人（同70.2%），平成28年度1,857人（同68.2%），平成29年度1,704人（同66.4%），平成30年度1,621人（同69.6%）となっている。初年度と比較すれば，未

⁸ 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査結果（文部科学省）平成28年度（平成27年12月25日公表），平成29年度（平成28年12月26日公表），平成30年度（平成29年12月28日公表）

⁹ 「志願者数・入学者数等の推移（平成16年度～平成30年度）」（特別委員会（第86回：平成30年5月14日開催）配付資料1－1）参照

¹⁰ 注9の資料参照

修者ワーキング報告の時点および現時点とも、人数・定員充足率の双方について大幅な減少となっているが、直近３年間は入学者数、定員充足率とも下げ止まりの傾向があるといえる。

法学未修者コースへの入学者数は、平成１６年度が３，４１７人であり、法学既修者コースへの入学者数を上回っていたが、平成２４年度は１，３２５人、平成２８年度６３５人、平成２９年度５６７人、平成３０年度５０９人と、大幅な減少が認められる。

法学未修者コース入学者のうち非法学部出身者、社会人経験者の合計数（単純合計）は、平成１６年度においては３，４３１人であったが、平成２４年度は７８５人まで激減し、平成２８年度３８０人、平成２９年度３５９人、平成３０年度２７９人と、減少傾向が継続している。

以上のような状況の中で、入学者に占める非法学部出身者又は実務経験者の割合が３割以上となるよう努めること等を定めた文部科学省告示の努力義務規定は、平成３０年度より廃止された¹¹。

(ウ) 標準修業年限での修了者数・修了率（【別紙７】）¹²

法学未修者コース入学者の標準修業年限での修了者数・修了率は、最初に法学未修者が課程を修了した平成１８年度（平成１９年３月修了）が２，５６４人（７５．１％）であったところ、平成２３年度は１，６１３人（５６．８％）となり、その後平成２８年度は４００人（４９．３％）、平成２９年度には３６９人（４７．９％）に低下している。直近では、標準修業年限３年での修了率は５０％を下回っている。

これに対し、法学既修者については、最初に法学既修者が課程を修了した平成１７年度は２，１７６人（９２．６％）であり、平成２３年度は１，６５０人（８６．６％）、平成２８年度１，０８９人（７６．１％）平成２９年度は９２４人（７５．６％）となっている。法学既修者についても修業年限の２年間で修了する割合は低下しているが、法学未修者のように半数を割るような状態には至っていない。

(エ) 司法試験合格率¹³

¹¹ 専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示（平成３０年文部科学省告示第６６号、同年３月３０日公布、同年４月１日施行）

¹² 「法科大学院修了認定状況の推移（平成１７年度～平成２９年度）」（特別委員会（第８６回：平成３０年５月１４日開催）配布資料１－３）参照

¹³ 累積合格率については、司法試験委員会第１４４回（平成３０年１０月１０日開催）配付資料６「平成３０年司法試験結果：法科大学院等別受験者数・合格者数調（平成２５年度～２９年度修了者、既修・未修別）」及び平成２９年まで毎年司法試験委員会で配布されている同種の資料による。短答合格率については、注１の資料参照。

法学未修者コース修了者が初めて司法試験を受験した平成19年から平成30年までの司法試験について、法学未修者コース修了者の累積合格率は37.23%である。なお受験資格を有する修了者については、今後合格者が増え、累積合格率も上昇することを勘案し、すでに受験資格を有しない平成25年度修了者までに区切って、その累積合格率を見た場合でも、その数値は38.29%にとどまる。

他方、法学既修者コース修了者については、平成18年から平成30年までの司法試験の累積合格率は67.30%であり、同じく平成25年度修了者までに区切ってみると、その累積合格率は69.00%に達している。

また、未修者ワーキング報告後の平成25年から平成30年までの司法試験における、修了1年目の司法試験合格者を「法学既修者合格率」対「法学未修者合格率」という形で対比してみると、平成25年49.25%対23.93%、平成26年44.78%対16.64%、平成27年44.85%対15.26%、平成28年43.65%対14.90%、平成29年46.26%対16.35%、平成30年48.09%対17.32%となっている。ここでも、法学未修者と法学既修者の合格率の間には大きな乖離が認められる。さらに、平成26年以降、法学未修者コース修了者の修了1年目の合格率は、2割を切った状態が続いている¹⁴。

また、短答式試験の合格に必要な成績を得た者の受験者に対する割合（単年度。以下「短答合格率」という。）を比較した場合、毎年、法学未修者コース修了者の短答合格率は法学既修者コース修了者の合格率よりおおむね25ないし30ポイント低い。短答式試験の科目が憲法、民法及び刑法の3科目となった後の平成28年司法試験においては、法学既修者78.54%に対して52.98%、平成29年司法試験においては、75.31%に対して51.68%、平成30年司法試験では、78.09%に対して55.69%の短答合格率となっている。この結果によれば、短答式試験が判定しようとしている裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者に必要な専門的知識及び法的な推論の能力（司法試験法3条1項）の修得の点においても、法学既修者と法学未修者との間に大きな差異があるように見える。

イ 基本的方向性に示された法学未修者教育の現状・課題

基本的方向性では、法学未修者コースについて、様々なバックグラウンドを有する質の高い法曹を生み出してきたと評価しつつ、上記アのような現状を踏

¹⁴ 司法試験委員会第144回（平成30年10月10日）配付資料2「平成30年司法試験受験状況（修了年別合格者一覧）」

まえ、非法学部出身者の入学が減少していること（入学者の7割が法学部出身者で占められていること）、標準修業年限の3年間で修了できるのは半数程度であること、修了1年目の司法試験合格率が2割を切っており、累積合格率も5割に達していないことを指摘し、法学未修者コース入学者に対する教育の更なる改善が求められているとしている。

4 法学未修者教育の現状に対する本成果報告書の問題意識

(1) 法学未修者教育の現状（まとめ）

上記3(1)のとおり、法学未修者教育については、これまで様々な調査・検討がなされ、また各所から提言がされている。特に、未修者ワーキング報告は、平成24年時点において、法学未修者教育の問題点を一通り整理し、いくつかの提言を試みている。これらの検討結果や提言においては、それぞれ傾聴に値する分析・意見が示されていることは間違いがないと考えられる。

しかし、上記3(3)で見たとおり、未修者ワーキング報告後6年が経過した現時点においても、法学未修者及び法学未修者コースをめぐる状況は改善されているとはいえず、非法学部出身者、社会人経験者の法科大学院志願者はさらに減少してしまっている。このような状況に鑑みれば、現時点で法学未修者教育の改善を考えるにあたっては、上記3(1)の調査検討の結果や提言を参照しつつ、改めて現状を招いた原因を整理・検討し直す必要がある。

(2) 法学未修者の司法試験合格率と法学既修者の合格率との乖離

もとより、上記3(3)のような状況に陥った原因は、これを一つに絞ることはできず、後述するとおり原因の多角的分析が必須であるが、法学未修者教育との関係では、特に、法学既修者コース修了者と比較した場合の法学未修者コース修了者の司法試験合格率の際だった低さに注目すべきである。法学未修者コースへの入学者として主に想定していた非法学部出身者、社会人経験者の側から見れば、3年間という時間と高額といえる学費等の費用をかけて法科大学院の課程を修了したとしても、最終的に司法試験に合格する見込み（確率）が4割にも満たないというのでは、法科大学院へ進学することに対して大きな萎縮効果が生じるであろうと推測することは容易である。また、法学既修者の司法試験累積合格率との間におよそ30ポイントの差が認められ、さらに単年度の短答合格率についても毎年20ポイント以上の差があることは、教育に携わる側から見ても見過ごすことのできない事実であり、このように大きな差異が生じている原因を究明することは、法学未修者教育の改善のためには必須であろう。

ただし、ここで注意すべきは、言うまでもなく、教育の改善とはすなわち受験テクニックの伝授及び徹底であるということでは全くなく、上記にまとめた提言等においても指摘されているとおり、基本的な知識を確実に理解させることに重点を置き、その知識が定着しているかを繰り返し確認しながら、修得した知識を活用できるまでにするという、法科大学院教育の基本に立ち返って、法学未修者に対する教育内容・方法を見直し、その改善を図っていくという視点で、具体的改善策を検討することが肝要である。

(3) 標準修業年限での修了者数・修了率の問題

また、法学未修者コースの入学者について標準修業年限での修了者数・修了率が低いという点は、上記 3 (1) の調査検討の結果や提言を改めて分析・検討するならば、たしかに標準修業年限で課程を修了できない者が多数生じている点について問題なしとすることはできない。したがって、この問題の改善のためには、一方で、各法科大学院における教育内容・方法の改善のための更なる工夫・取組が必要である。しかし、他方では、併せて、社会人等の多様な人材が入学してくることを想定し、入学者の特性に応じた柔軟なメニューを用意するための環境整備のひとつとして、法科大学院が3年を超える長期履修制度を更に活用しやすくするための奨学金制度等の経済的支援のより柔軟な運用を検討すること、さらには、現在の司法試験を前提とした場合に法学未修者が3年間の学修で司法試験に対応することは困難であるとの指摘も踏まえた司法試験の改善検討も含めて、総合的に改善方策を検討する必要があると考えられる。

(4) 異なる特徴を持つ学生に対する「きめ細やかな対応」の必要性

具体的な改善策を検討するに当たっては、未修者ワーキング報告において示された法学未修者コースへの入学者の特徴、すなわち、それぞれ異なる固有の特徴・課題を有する非法学部出身者、法学部出身者及び社会人経験者が混在して学んでいるという点に留意すべきである。ただし、他方で、未修者ワーキング報告は、同じクラスにこれら様々な特徴を有する学生が混在していることについては、法学部出身者の存在が初学者の刺激となり、良い影響を及ぼすという側面もあるとの指摘もしている。つまり、異なる特徴を有する学生の混在という状況を単純に否定的に捉えて検討を進めるのではなく、混在による良い影響や学生間の相互作用についても十分に分析し、ポイントとして授業及び授業以外の時間において「きめ細やかな対応」を取るべきであることを念頭に置いて、改善策を検討することが重要である。

また、未修者ワーキング報告の中で紹介された実践例や法科大学院公的支援

見直し強化・加算プログラムにおいて評価された取組などを見れば、すでに各法科大学院において法学未修者教育の改善のための様々な取組がなされてきている。さらに、上記3(2)のとおり、法学未修者教育の改善策として制度上一定の措置が講じられている。それにも関わらず、上記3(3)のとおり、法学未修者及び法学未修者教育をめぐる状況については、未だ目に見える形で効果が現れているとはいえない。このような現状を踏まえるならば、今の時点で、これら各法科大学院の取組を集約・整理し、制度上取られてきた措置がどのように活用されているかということも含め、法学未修者に対する有効な教育手法として体系化することは、意味のあることであり、必須のことであるといえる。

(5) 小括

法学未修者教育の課題については、これまでの調査、検討、提言等を改めて整理し直し、以上のとおりに問題・課題をより明確にするべきである。その上で、法学未修者教育の教育手法については、すでに行われている各法科大学院における各種の取組をベースとし、有効な法学未修者教育の手法として体系化することが必要かつ重要である。その際、未修者ワーキング報告における指摘のとおり、法学未修者のクラスに様々な異なる課題を有する学生が混在していることには十分留意すべきであるが、このような混在状態が必ずしも学生にマイナスにはたらくばかりではないことも念頭に置きつつ、「きめ細やかな対応」を旨として、教育手法を検討する必要がある。

本成果報告書は、以上の問題意識に基づいて、以下、今回の調査研究の結果をまとめて示すこととする。

第3 本成果報告書における検討の視点

1 原因の多角的検討の必要性

- (1) 本報告書で検討の中心となるのは、法学未修者に対してどのような教育を行っていけば良いか、という、教育現場における改善方策である。

しかし、前述したような現在の法学未修者をめぐる状況は、現在の法曹養成制度の全体状況のなかで生じているものであり、教育現場における努力のみによって改善できるものではない。現在の状況が生じている原因とその解決方策については、以下に述べる点を含めた多角的な検討が必要である。

- (2) 一つには、非法学部出身者、社会人経験者の法科大学院志願者が、絶対数においても、志願者全体に占める割合においても、制度発足当初に比べると大きく減少していることがあげられる。そのことによって、非法学部出身者、社会人経験者の優秀層を多数法科大学院に入学させることに困難が生じている事

実は否めない。

これは、司法試験合格率の低迷、弁護士の就職難（ただし、近年の就職状況は顕著に改善している。）に関する情報の流布、法曹になるまでの時間的・経済的負担感の増加などを原因とした法曹志望者自体の減少、また、法曹志望者のなかでの予備試験受験者の増加（いわゆる「法科大学院離れ」）などを背景として生じてきた状況であり、教育現場における努力のみによっては如何ともし難い面がある。

- (3) また、法学未修者の能力を適切に判定するという観点からみて、現在の司法試験に改善の余地がないかについても検討課題といえる。

前述のとおり、法学未修者と法学既修者との司法試験合格率には大きな格差があるが、法科大学院において同程度の成績の法学未修者と法学既修者とを比較しても、法学未修者の司法試験合格率は有為に低いとの報告がなされている。

たとえば、法科大学院協会及び早稲田大学法務教育研究センターによる『新たな法曹養成プロセスの有機的連携に関する調査（2010年度）報告書』（平成23年3月）においては、法科大学院での成績が同じ水準であっても、法学未修者は法学既修者に比べて司法試験に合格しにくいということが、客観的データに基づいて示されている。また、平成30年12月1日に開催された、日弁連と法科大学院協会の共催による司法試験シンポジウムのパネルディスカッションにおいても同様の指摘がなされている（同シンポジウム当日配布資料【第1分冊】資料5，6，7参照）。

その原因については慎重な検討が必要であるものの、これらは、司法試験の内容・方式が法科大学院教育の成果を試すという点で、法科大学院教育と有機的に連携していないのではないかという疑問を抱かせるものである。

現在の司法試験が受験生に過度な事務処理能力を求める傾向にないかとの議論も存するなか、法学未修者の適切な能力判定という観点からみた司法試験のあり方についても検討が必要といえる。

- (4) 本調査研究は、以上のような法学未修者をめぐる全体状況を前提としつつ、主として教育現場において行い得る取組を想定して検討し、「教育課程や入学者選抜の在り方を含めて今後の法学未修者教育の改善に向けたエビデンスに基づく提言」（仕様書）を行うものである。

なお、検討に際しては、法科大学院修了までの3年間で、法曹になろうとする者に必要な学識及びその応用能力（司法試験法1条参照）を身につけるにはどのような改善策が考えられるか、という枠組の下、法学未修者のなかでも、学生の多様性という観点から重要な位置を占める非法学部出身者、社会人経験

者を検討の主眼においた。

2 検討の前提

本調査研究では、法学未修者教育の改善に向けた取組を以上のような形で位置付けつつ、次の点を検討の前提としていることを付言する。

- (1) 法学部における法曹コースの創設や法科大学院在学中に司法試験受験を可能とする制度の創設など、現在検討が進められている改革については基本的には考慮していない。これらの改革の帰趨によっては、法学未修者教育の改善方策の内容も異なり得ることは留意が必要である。
- (2) 司法試験のあり方についても検討の必要があることは前述したとおりであるが、実地調査の対象となった各法科大学院は、当然ながら現在の司法試験の存在を前提として様々な取組を行っている。したがって、検討に際しては、司法試験の現状を前提とし、必要に応じてそのことを不変の前提とするわけではないことを指摘するにとどめることとした。

第4 法学未修者教育に関する先行研究

法学未修者教育のあり方をめぐっては、これまでも様々な論文や報告が公表されており（【別紙8】参照）、これらの先行研究においても、教員の側から見た法学未修者に対する教育内容・方法や、修了者の側から見た学修上の留意点等、有益な記載が多々見られる。以下では、比較的最近のものを中心に、主なものについて概要を紹介する。

- ① 米倉明「ロースクール1年生（法学未修者）に対する民法の教え方ーひとつの覚書ー」日弁連法務研究財団編『法科大学院における教育方法』（商事法務，2003年）1頁

「授業スタイル」、「教材開発」、「成績評価」、「教師のスタンス」等について記載されている。

「ケースメソッドを原則としておき、主題に応じて講義方式を、まとめ・復習の必要を感じた場合にはプロブレムメソッドを用いるというように、組み合わせ、使い分けをすればよいと思っている。」「しかるべきガイダンス・ブックを作成して、そのなかで、ケースメソッドの目的は何であるか、判例とは何であって、どうすれば探索できるか、判例に接するにあたって最小限度注意すべきポイントは何か、ケースメソッド授業に臨む準備としてすべきことは何か・・・親切に解説しておくべきである。」等の内容が記載されている。

- ② 伊藤壽英「中央大学法科大学院における未修入学者向け導入教育の取組み」

ロースクール研究 8 号（2007 年）4 頁

中央大学法科大学院の取組を紹介している。司法試験合格者に、学年ごとの学修アドバイス、科目ごとの学修アドバイスを執筆してもらい、学生に配布していること、裁判所等の見学会は、法律学分野に接触のなかった未修入学者にとって刺激的であり、その後の学修意欲の増進に結びつくことを期待していること等が記載されている。

- ③ 青木人志「導入教育支援－導入ゼミ」ロースクール研究 8 号（2007 年）9 頁
一橋大学法科大学院における法学未修者の導入ゼミの実践例が紹介されており、配布資料が実例として挙げられている。

- ④ 池田清治「実務家による未修 1 年次に対する教育の意義－『基礎ゼミ』という試み」ロースクール研究 8 号（2007 年）12 頁

「基礎ゼミ」のコンセプト、「基礎ゼミ」の方法、「基礎ゼミ」と基礎プログラム、「基礎ゼミ」と法科大学院における文書作成指導、「基礎ゼミ」の深化と成果等について記載されている。

- ⑤ 池田清治「未修者の教育問題」ロースクール研究 18 号（2011 年）88 頁

「教育方法の問題は個別性が高い。ある法科大学院の特定の学生にとって『よい』教育でも、それが他の法科大学院の学生にとって『よい』教育とは限らない。」、未修者の教育方法に関し、増加した授業時間数で発展的な問題に触れる機会が増えると、「こなし切れない知識を与えてしまう危険性がある。」「未修者の 1 年生を対象とするとき、・・・問題は『何を教えるか』ではなく、『何を教えないか』である。このシビアな選択を迫られたときにも、コアカリキュラムの精神は役立つ。」「的確な予習は、ある程度の知識があつて、はじめて可能になる。そうでない限り、何を読んでもちんぷんかんぷんであり、・・・このような状態で予習をすると、膨大な時間を空費する。」等の内容が記載されている。

- ⑥ 松本恒雄「日本の法科大学院制度と新司法試験及び予備試験の現状と展望－一橋大学の経験を踏まえて－」一橋法学 12 巻 1 号（2013 年）1 頁

一橋大学法科大学院の教育面での特色として、1 年次の法律基本科目は、憲法、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の 5 科目のみとされていること、好成績の要因として、「自助」＝ていねいな入学者選抜プロセスによって優秀な法科大学院生を確保し、その学生が大学院側の期待に応えて自らしっかり勉強していること、「公助」＝教員が熱心な教育指導をしていること、「共助」＝学生同士が助け合って勉強していること、法科大学院出身法曹が在学生のアドバイザーを努めてくれることが考えられる等の内容が記載されている。

- ⑦ 棟居快行＝鈴木秀美＝松本和彦「法学未修者の憲法の学び方」法学教室 392 号

(2013 年) 4 頁

「未修者のための総論・統治編」,「未修者のための人権論」,「段階を追った学習を」,「答案の書き方が分からない人へ」等が記載されている。

- ⑧ 北居功「民法の未修者教育－民法教科書の読み方」法学教室 392 号 (2013 年) 9 頁

「教科書とカリキュラム」,「教科書の読み方」,「具体的事実から抽象へ」,「利益の調整という思考方法」等が記載されている。

「専門教科書を読む際には、個々の定義や要件・効果をまる覚えするだけでは全く意味がない。その抽象的な定義や要件等が現実の社会でどのような現象を指しているのか、その具体例を頭に描けなければ理解したことにはならないわけである。この抽象から具体への思考プロセスこそが、まずもって法律を『理解』するという意味だと考えられよう。」等の内容が記載されている。

- ⑨ 橋本正博「刑法授業を効果的に利用するために」法学教室 392 号 (2013 年) 14 頁

「未修者クラスの授業進行例」,「刑法学習の勘所 (学説の対立, 法的主張の説得力, 法の適用と法的三段論法, 刑法の体系性, 運用の当事者として, 条文の行間を埋める刑法学)」等について記載されている。

- ⑩ 此上恭平「法学未修者の学び方」法学教室 392 号 (2013 年) 19 頁

「ロースクール生活」,「意識していたこと, 反省等 (時間の作り方・使い方, 学習プラン, インプットとアウトプット, ゼミについて, モチベーション維持の仕方)」等について記載されている。「新しい年度が始まる前に, 自学自習についての年間プランを立てました。やるべきことが多いため, まず, その半年ないし 1 年で自分がやりたいことをリストアップし, 期限内に終わらせるためにはどのくらいのペースで進める必要があるかを計算します。次に, カリキュラムを参考に, 自学自習に使える時間枠内で実現可能かどうか, どの時間枠に何を行うかなどを決めていきます。」「基本書を読むだけではどうも頭の整理ができないといったときには, 対応する旧司法試験の論文試験に挑戦してみる・・・択一の勉強をする際には, 人に説明できる程度に理由づけも押さえておく・・・論文を書く練習の開始は, 早ければ早いほどよいと思います。」等の内容が記載されている。

- ⑪ 伊藤太一「未修者のための楽を『しない』勉強法」法学教室 392 号 (2013 年) 23 頁

「他学部出身者でよかったこと・苦労したこと」,「学習アドバイザー－法的三段論法を理解しよう (当てはめるべき条文を探す作業について, 条文が見つかつ

た上で生の事実と抽象的事実を結びつける作業について)」、「実務系科目の重要性」等について記載されている。

- ⑫ 郷家駿平「法科大学院 1 年生が学ぶべき法律学の基礎：試論」法学教室 392 号 (2013 年) 27 頁

「総論（目標をゴールから逆算する，1 年生の目標，条文・判例・学説と『ものの考え方』，他の学問と『ものの考え方』）」、「各論：法律学習のテクニック（教材，授業の予習・復習等，議論の重要性，書いてみることに，勉強会の重要性）」等について記載されている。

- ⑬ 加納さやか「ある未修者が遭遇した法律学」法学教室 392 号 (2013 年) 31 頁

「未修者の不安（間違った法律学のイメージ，司法試験における大きな差）」、「法律学を学び始めて戸惑ったこと」，「授業で最初にぶつかった壁」，「グループ学習の大切さ」，「いかにやる気をだすか」，「振り返ってみておすすめできること（浅く広く，復習よりも予習，基本書は，一回最初から最後まで読む，条文は必ず引く，文章で書いてみる）」等が記載されている。

- ⑭ 藤井智子「3 年間を駆け抜ける」法学教室 392 号 (2013 年) 35 頁

「純粋未修者にとっての大きな壁」，「どのように壁を乗り越えていくか」，「具体的な勉強方法について」，「未修者のための司法試験対策」等について記載されている。

- ⑮ 島村暁代「ロー生活をふりかえって」法学教室 392 号 (2013 年) 39 頁

「ロースクールでの毎日」，「具体的な勉強方法」，「精神面について」等について記載されている。

- ⑯ 秋山靖浩＝杉本一敏「法科大学院はどういうところか」法学教室 399 号 (2013 年) 4 頁

1 年次の学修として，予習では教科書の指定された範囲を読む（その制度がなぜ設けられているか，要件及び効果，解釈，概念を確認する），予習は具体例を添えて予習する，予習はやりすぎないこと，細部にこだわり過ぎないこと，基礎的知識を具体的な事案で使えるようにするために，短答式問題や簡単な事例問題を解いてみるとよい。自分の書いた答案を学習支援のアドバイザー，チューターや先輩に添削してもらうのも有益である，未修 2 年次の学修として，夏休み頃から司法試験の過去問にチャレンジし，最終目標がどのようなものかを体験するとよい等の内容が記載されている。

- ⑰ 窪田充見「入学までの準備 [未修者コース]」法学教室 399 号 (2013 年) 13 頁

「未修者コースのしくみと課題」，「未修者コースで求められること」，「法科大学院に入る前の過ごし方」等について記載されている。

入学前に、法律学の大雑把な全体像が得られるような本（松尾浩也＝高橋和之編『法学』（有信堂高文社，2009年），五十嵐清『法学入門〔第4版新装版〕』（日本評論社，2017年），星野英一『法学入門』（有斐閣，2010年））を読むこと、法律学の作法を学ぶことができる本として、道垣内弘人『プレップ法学を学ぶ前に〔第2版〕』（弘文堂，2017年），道垣内正人『自分で考えるちょっと違った法学入門〔第3版〕』（有斐閣，2007年），河上正二『民法学入門〔第2版増補版〕』（日本評論社，2014年）等，各分野の入門書を読むことなどが勧められている。

- ⑮ 宮城哲「法学未修者に対する民法教育に関する一考察：琉球大学法科大学院における実務家教員による民法教育の実践を踏まえて」琉大法學 99号(2018年) 35頁

「法科大学院における未修者教育の重要性，そして現状と課題」，「未修1年次に対する民法教育の実践」，「法学未修者に対する民法教育はどうあるべきか」という点について考察されている。各論として，「授業計画・教科書等」，「予習指示」，「授業の内容・方法」，「復習課題」，「期末試験・成績評価」に具体的に言及されている。たとえば，復習課題については，「アウトプットを意識した学修をさせるように，授業終了後，司法試験や共通到達度確認試験試行試験の過去問のうち，当該授業範囲で理解しておくべき条文・判例に関する短答式問題をピックアップして出題している。学生の大きな関心事は司法試験に合格することであるので，教員が司法試験を意識した授業をしていることを明示することにより，学生からの信頼も得られ，また，学生としても復習課題を解くことで司法試験に少しずつ近づいているという実感ももって勉強できるという効果も得られる」など，実践的な内容が記載されている。

これらの論文や報告で述べられていることはまさに様々であるが，たとえば，法学未修者が法科大学院における学修に慣れるのには戸惑いがあり，その克服方法は人によって多様であるが，自分の勉強方法を早く発見できた人が結果的に成功しているということを読み取ることができる。このような，法学未修者が自ら勉強方法を発見しないといけないという，現在の法学未修者教育の課題に対しては，①の論文で言及されているようなガイダンス・ブックを作成するという方法も考えられよう。

また，教育方法の問題は個別性が高く，ある法科大学院の学生にとってよい教育でも，他の法科大学院の学生にとってよい教育とは限らないこと，共通到達度確認試験試行試験の問題や司法試験の短答式問題，論文式問題を活用するなどし

た授業（教員側）や学修（学生側）を行うことが有用であること、長期的・短期的な学修計画策定が重要であること等を読み取ることができる。

第5 優れた法学未修者教育の実例やその手法等：前提となる留意点

1 検討に際し留意すべき点

以下では、前述した各種提言及び先行研究並びに実地調査の結果等を踏まえつつ、「優れた法学未修者教育の実例やその手法等」（仕様書）について検討し、必要に応じて実例等について紹介する。検討に際しては、以下の点が留意される必要がある。

(1) 取組を実施する時期

実地調査対象校において、法学未修者教育の改善という観点で行われている取組は、基本的に、入学前のもの、1年次のもの、及び2年次前半までのものであり、したがって、以下で紹介する取組も、この時期のものに限定される。

1年次にとどまらず、2年次前半まで法学未修者を対象とした取組が行われているのは、2年次に進級して法学既修者と共に学び始める段階において、法学既修者との学力差に困難を感じる法学未修者が、法科大学院によっては一定数存在していること、また、当該法科大学院のカリキュラムによっては、商法や行政法など、2年次になって初めて学ぶ法律基本科目が存在し、その時点で困難を感じる法学未修者が存在することを理由とする。

2年次後半以降については、実地調査において、法学未修者を対象とした独自の取組を見いだすことができなかった。これは、2年次後半以降になると、法学未修者と法学既修者との学力の差が不分明になるからとも考えられるが、両者の司法試験合格率には相当な差があることからすると、その原因を司法試験のあり方の問題のみに求め、2年次後半以降の法学未修者対応は不要として良いかは疑問もある。今後の検討課題といえる。

また、修了後、司法試験に不合格になった者に対し、いくつかの実地調査対象校では手厚い支援体制がとられていた。法学未修者の司法試験合格率が法学既修者に比して低いことから、その対象者には法学未修者が多い傾向にあるが、特に法学未修者の特性に着目した取組ではないため、本報告書での紹介対象からは除外した。

(2) 法学未修者と法学既修者との関係

ア 現状では、法学未修者は2年進級時点で新たに入学した法学既修者と席を並べて同じ授業を受けるという法科大学院が大多数と思われる。実地調査対象校も全校がそのようなシステム（便宜上「未修既修混在システム」という。）を採

用していた。

これに対し、2年進級時点で法学既修者と同等の学力を求めるのは現実的ではないとの認識に立ち、法学未修者については、法学既修者とは別途に、3年間で完結する独自のカリキュラムを組んで教育することが適切との考え方もあり得るところである。しかし、そのようなシステムを採用する実地調査対象校が存在しなかったことから、本調査研究においては、同システムの是非について検討することはできなかった。

イ なお、未修既修混在システムについては、これを積極的に支持する学生、修了者の意見が大多数であった。

前述のとおり、2年進級時点で法学既修者と一緒に学び始めることに困難を感じる法学未修者は一定数存在するし、2年進級時点において学力面で法学既修者に概ね追いついたと認識する学生、修了者は、非法学部出身者、社会人経験者のなかにはほとんど存在しなかった。しかし、そうであるにもかかわらず、混在システム自体に対する異論は、調査では皆無であった。

2年次における法学既修者との学力のギャップに対しては、多くの場合、正課外場で別途のフォローが行われているところであり、これらについては後述する。

(3) 各段階での取組とパッケージとしての実施の重要性

ア 以下では、実地調査の結果を踏まえ、志願者確保策と入学者選抜、入学前後の取組、授業（カリキュラム、授業内容・方法、予習復習）、試験、正課外での学生への対応、学生の視点からみた学修への配慮、高い学修意欲を維持する取組などについて、それぞれ検討し、各法科大学院の取組を紹介する。なお、これらは法科大学院教育の各場面に即した一応の分類であり、すべての取組がそのいずれかに分類できるものでないことには留意が必要である。

イ また、前述したとおり、これらの取組は個々の分断された取組としてではなく、一貫した理念に基づいたパッケージとしての取組として実施することが、その効果を発揮する上で重要であることにも留意が必要である。

たとえば、神戸大学では、「未修者スタートアップ・プログラム」と称して、入学直後から2年次に至るまで、担当教員と法学未修者コース修了弁護士、司法試験受験直後のチューター、法学未修者コース3年生のTA（ティーチング・アシスタント）が連携して、法学未修者を対象とした継続的なプログラムを実施している。具体的には、1年次には、入学直後の勉強方法提供会（4月）、中間カウンセリング（7月中旬）、法律文書作成会（7月後半）、夏休み集中サポートゼミ（7月中旬～8月上旬）、夏休み勉強方法提供会（8月下旬）、前期フォ

ローアップカウンセリング（9月下旬）、後期チューターゼミ（9月から後期末まで）、後期フォローアップカウンセリング（3月）が実施され、2年次にも勉強方法提供会（7月）などが実施されている。これらを通じて、入学時から法学既修者と合流する2年進級後まで、教員、法学未修者コース修了者、法学未修者コース上級生が連携しつつ法学未修者への対応を行う取組であり、パッケージとしての取組として参考になる。

(4) 意思疎通と連携の重要性

様々な取組の一体性ととともに、取組を実施するに際しては、法科大学院執行部、教員、修了者などの補助教員、学生という関係者相互間における意思疎通と連携が重要である。これがどの程度円滑に行われているかによって、同様の取組であっても、成果には大きな違いが生じてくる。

(5) 一般化の危険性

後に紹介する各法科大学院の取組に関しては、学修到達度や理解力、学修意欲や学修環境など学生側の条件や、教員及び法科大学院側の諸条件を踏まえた上での取組が多い。したがって、それらの条件如何によって、取組の効果は大きく異なり得るものであり、多くの場合、ある取組のみを切り離して効果的な取組として一般化することは適切でないばかりか、時には逆効果にもなることは留意が必要である。とりわけ、教員の教育内容・方法、学生の学修方法といった、いわばソフト面においては、その傾向が強いことが十分に留意される必要がある。

2 法学未修者が抱える問題状況

(1) 問題状況をふまえた取組の必要性

法学未修者教育に関する各法科大学院の取組を検討するに際しては、それぞれの取組が、法学未修者が抱えるどのような問題状況に対応する取組であるかを整理することが有益である。学生・修了者に対するヒアリング及びアンケートの結果からは、非法学部出身者、社会人経験者の多くにおいて、程度の差こそあれ、次のような問題状況が存在していることがうかがわれる。

(2) 学修方法がわからないという問題

まず、学修方法を身につける時期が遅れるという問題である。

法科大学院に入学した時点において、基本書の選び方、読み方、条文や判例の読み方、授業の予習、復習のやり方といった基本的な学修方法がわからず、日々の授業にどう対応していけばよいのか戸惑うなかで無為に時間が過ぎてしまう。

そうしているうちに、法律的な文書を作成した経験がないまま、まずは近づいてくる前期期末試験（その大半は法文書作成を内容とする試験である。）にどう対応すればよいかということで頭の中が一杯になってしまい、修了までの3年間でどのように法律的能力を身につけていくかという長期的な学修プランをイメージすることができないまま、1年次前期が終了してしまう。

このように、一応の学修方法を身につけるまでに入学後、相当の時間を要することから、重要な部分を意識しつつメリハリをつけながら基本書を読む訓練や、具体的事例のなかから問題点を見いだして解決策を文章に構成する、という訓練を本格的に開始する時期が法学既修者に比べて大幅に遅くなり、そのことの影響が、法学既修者と合流する2年次以降においても、法学既修者との大きな学力差となって現れる、という問題である。

(3) 「らせん型」の法的能力修得過程

法律の初学者が法的な学力を身につけていく過程については、次のような傾向がみられる。

すなわち、法律の初学者の多くは、しばしば論じられるような、まず基本書を読んだり授業を聞くなどして、最低限の法律知識を修得し、一定の法律知識が備わった段階で、事例問題を解いて具体的な事例を分析する能力を身につけ、最終段階で、事例分析の結果を文章にする能力を修得する、という段階的な能力修得の過程をたどるわけではない。

しかし、現実には、そのような能力修得過程を念頭におき、「まだ事例問題は早い」「まだ答案を書くのは早い」と考えて自主ゼミや補助教員によるゼミなどへの参加に消極的になる傾向が学修の進んでいない法学未修者にはときに見られるようである。この点は、法学未修者の問題状況の一つにあげることができる。

実際の法的能力修得過程は、「段階的な能力修得の過程」に対置して比喩的に述べるならば、「らせん型の能力修得の過程」とでも表現できる場合が多い。すなわち、基本書を読む、授業を聞く、授業及び授業外において法的議論を行う、簡単な事例を分析する、分析内容についてまずは書いてみる。そのような学修方法を、学修の初期の時点から何度も繰り返しつつ少しずつレベルをあげていくという過程のなかで能力が向上していくという能力修得過程である。

たとえば、学修の初期の段階でごく簡単な課題について書いてみる、書く過程で自分の知識の不十分さを認識し、基本書を読みなおすことによって、メリハリのきいた読み方ができるようになる、そのような、時に行きつ戻りつしながらの繰り返しのなかで、法律知識の面でも事例分析の面でも法文書作成の面

でも徐々に能力が向上していく。もちろん能力修得過程には個人差があり、同様の過程がすべての法学未修者に当てはまるものではないが、多くの法律初学者はこのような過程を辿るようであり、そのことを想定したカリキュラムや正課外でのサポートが、とりわけ法学未修者においては効果的であることが留意される必要がある。

また、法学未修者の場合、入学者選抜によって一定の法的能力が担保される法学既修者と比べて学修効果が現れる時期（いわゆる「実力が伸びる時期」）には個人差が大きい。法学未修者に関するカリキュラム構成や学修指導に際しては、このような法学未修者の特性にも配慮が必要である。

(4) 非法学部出身者、社会人経験者の「孤独感」

非法学部出身者、社会人経験者は法科大学院生全体のなかでは少数派であり、しかも、制度発足当初と比較すると、人数においても学生全体に占める割合も大きく減少している。そのため、同様の立場で気軽に情報交換できる相手が限られることなどから、法学既修者や法学部出身の法学未修者に比べて孤独感を抱きやすく、学修方法を身につけるために必要以上の時間を要するといった問題や、精神的にも大きなストレスを抱えがちになるという問題が生じている。

また、法科大学院制度発足当初に比べると、学生の積極性が乏しくなり、受け身の姿勢の学生が増加して、「制度は整えたが学生が活用しない」という問題が生じている。これは法学未修者に限らない学生全体の傾向であるが、孤立感を抱きがちな法学未修者においては、この点に関する配慮はより重要である。

(5) 後述する法学未修者教育に関する各法科大学院の取組（一部、法学既修者を含めた取組も取り上げている。）の多くは、以上のような法学未修者への対応策として実施されており、そのことについてはそれぞれの取組の紹介において必要に応じて言及する。

第6 優れた法学未修者教育の実例やその手法等：各法科大学院の取組

第5で述べた留意点を踏まえ、以下では法学未修者教育について参考となる各法科大学院の取組を紹介する。紹介する取組については、法学未修者教育の観点から参考となるが、取組自体は法学既修者を含めて対象としているものも含まれている。

なお、紹介する取組は、他校において参考にしやすいか、同様の取組がどの程度実施されているか、紹介に際してのわかりやすさなど、様々な点を考慮して選択していることから、取組の紹介の数が各法科大学院の法学未修者教育の質の優劣につながるものではないことに留意が必要である。

1 志願者確保策と入学者選抜

法律学修の適性をもった法学未修者，とりわけ非法学部出身者，社会人経験者を法科大学院に入学させるための取組が各法科大学院において実施されている。入学者選抜の方法に加え，法科大学院への入学を志願してもらうことを目的とした取組についても紹介する。

(1) 志願者確保のための取組

次のような取組が各法科大学院で行われている。

- ア 琉球大学では，社会人の志願者確保策として，地元経済団体の広報誌に定期的に琉球大学法科大学院の記事を掲載してもらい，教育内容や社会人受入態勢（長期履修制度や授業の夜間開講）等を広報する取組や，同法科大学院が地元企業や自治体と個別に締結した連携協定に基づき沖縄在住の社会人に同大学法科大学院を知ってもらう取組を行っている。実際，琉球大学は安定的に社会人入学者を確保しており，成果をあげている。
- イ 筑波大学では，法科大学院の志願者確保を目的の一つとして，社会人を対象とした「法学入門」と題するエクステンションプログラムを，法科大学院の教員が実施している。2019年は「法学入門Ⅰ～法律のイロハを学ぶ」「法学入門Ⅱ～現代社会と法的問題」という各8回（1回2時間30分）の講座を実施している。現在継続中の取組であるが，30人(延べ48人)の参加者のうち，約3分の2がアンケートで「法科大学院に興味がある」と回答し，法科大学院への進学意思を表明した者もいるなど，一定の成果をあげている。
- ウ 筑波大学では，1年生を対象とした修了要件にならない選択科目として「基礎ゼミ」という科目を設置している。法律基本科目に関する研究者教員による基礎的講義と実務家教教員による簡単な起案出題を内容とする科目であるが，同科目に法科大学院出願前の者を科目等履修生として受け入れている。実績としても年間数名が科目等履修生として受講し，筑波大学法科大学院に入学した者もいるなど，法科大学院で学ぶ適性を判断する機会として一定の成果をあげている。
- エ 京都大学は，専門実践教育訓練制度に基づく給付の対象となる厚生労働大臣指定講座の認定を受けている（他にも同認定を受けている法科大学院はいくつか存在する。）。同制度によって，雇用保険の一般被保険者のうち一定の要件を満たした対象者に「専門実践教育訓練給付金」や「教育訓練支援給付金」が支給されることから，そのことを入学手続の案内の際や入試説明会において周知している。これら給付金が支給されると，離職時の給与額にもよるが法学未修者の場合3年間で500万円程度が給付されることから，社会人経験者を法科

大学院入学に誘引する効果が期待される。平成30年度は法科大学院学生のうち21人が同制度による給付金を受給している。

オ 早稲田大学では、法科大学院生対象の給付制奨学金について、社会人優先枠を設けている。具体的には、半期授業料相当額を給付する制度について、法学未修者の対象者15名程度のうち10名を上限として社会人優先枠が設定されている。また、法学未修者に関する同給付制奨学金の採用は原則として単年度の採用であるが、社会人優先枠で対象となった学生については、一定の審査を前提に、原則3年間の継続採用とされている。同制度は法科大学院志願者に向けたパンフレットに掲載されており、社会人経験者を法科大学院に誘引する効果が期待される。

カ 募集停止校であるが、青山学院大学では、平成29年度後期まで、法科大学院入学に関心を持つ人々を対象に、法律学修の適性診断を目的とした「法科大学院お試し受講プログラム」を実施した。憲法、民法、刑法について各1回の講義を行い、それぞれについて試験を実施して採点し、受講者に法律学修の適性の程度を伝えるという取組である¹⁵。法律を本格的に学んだことがない法曹志望者に対して、法科大学院受験のハードルを下げる試みとして、参考になる。

(2) 入学者選抜における工夫

ア 多様な人材を選抜する取組

(ア) 非法学部出身者、社会人経験者については、3割以上入学させるという努力義務規定が存在していたこともあり、これらの者を対象とした入学者選抜制度は法科大学院創設当初から多くの法科大学院において採用されていた。しかし、各法科大学院の志願者が減少するなかで、同制度を廃止した法科大学院もある。「3割以上入学」という努力義務規定が廃止されるなかで、このような傾向が加速しないかは注視する必要がある。

実地調査対象校のなかでは、京都大学が「法学未修者特別選抜」、神戸大学が「社会人・他学部特別入試」を採用していた。

京都大学の同入試では、試験室で提示する題材に基づく試問と出願者の提出書類に関する試問などの口述試験が実施され、神戸大学の同入試では、非法学部出身者、社会人経験者としての経歴の概要に関する質疑とその場での文章の読解力に関する質疑などの面接試験が実施される。いずれも、一般の法学未修者入試について実施している小論文に代えて面接（口述）試験を課すものである。

このような入試制度は、非法学部出身者、社会人経験者に対して法科大学

¹⁵ 後藤昭「お試し受講プログラムの経験」法曹養成と臨床教育11号（2019年）160頁

院で学んで法曹になる途が開かれているというメッセージを発信するという観点から意義ある取組と評価できよう。

- (イ) また、やや異なった観点からの取組として、早稲田大学では「人材発掘入試」および「交換留学生優先枠」「地域優先枠」という取組を実施している。

「人材発掘入試」とは、地方出身、非法学部、社会人、国際性などの特性をもった人材を選抜するという趣旨を明確にした上で、一般入学者選抜よりも遅い時期（出願が10月下旬～11月上旬）に実施している入試である。実際には一般入試（出願が7月中旬）の時期に出願できなかった人材や、一般入試に不合格となった人材が受験する場合もあるようだが、多様な人材の確保に一定の機能を果たしている。

「交換留学生優先枠」「地域優先枠」というのは、独自の入試制度ではなく、一般入学者選抜の出願時に優先枠への申請を行うことによって、合格した場合に一定の特典が付与されるという制度である。

「交換留学生優先枠」は「L.L.M.コース」とも呼ばれ、同優先枠の利用を申請して合格した者に対し、優先的に入学後の交換留学先への派遣を内定するとともに、留学出発年度について後期授業料相当額の給付制奨学金を支給する制度である。一定水準以上の語学力を有することなどが申請の要件となる。留学の意思をもった人材を法科大学院に誘引する効果が期待されており、実際、減少傾向にあった交換留学制度の利用者は同制度導入によって増加している。

「地域優先枠」とは、同優先枠の利用を申請して合格した者に対し、給付制奨学金を優先的に給付するとともに、当該地域へのエクスターンシップの派遣を優先的に選考するという制度である。出身大学の所在地が首都圏以外の地域にあることが申請の要件とされる。地域の法科大学院の廃止等で法科大学院への進学機会が制限されかねない状況等を踏まえて創設されたとされ、地方の大学を出身校とする人材を法科大学院に誘引する効果が期待されている。

イ 適性試験が実施されなくなったことへの対応

特別委員会は「統一適性試験の在り方について（提言）」（平成28年9月26日）において適性試験の任意化を提言するとともに、同試験が実施されなくなった後の法学未修者選抜のあり方について「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」（平成29年2月13日）を公表した。その後、適性試験管理委員会の決定に基づき、平成30年度は適性試験が実施されていない。

このような状況の下、法学未修者に関する平成30年度入学者選抜に際し、

適性試験に代えてどのような工夫がなされたかについても調査を実施した。

平成29年度まで適性試験が実施されてきたことから、各法科大学院とも試行錯誤の段階であったが、自己評価書を作成させると共にこれを踏まえた面接試験を実施する（金沢大学）、従来から実施していた小論文とは別に、「資質確認テスト」という、多面的、複層的な物の見方を試すことを目的とした書面による面接試験のようなテストを実施する（広島大学）などの試みがみられた。平成30年度入学者選抜が初めての実施であり、その成果については今後の検討となる。

2 入学前後の取組

(1) 入学前後の取組の目的

合格後の法学未修者を対象とした入学前の取組及び入学直後の取組は、多くの法科大学院で実施されているが、その目的は様々である。具体的には、①合格者の自校への入学確保（併願法科大学院への「流出」防止）、②当該法科大学院に関するガイダンス、③学修方法や基本書の選び方、条文・判例の読み方など、法律学修の前提となる事項に関する情報提供、④入学までの期間に法律学修に取り組ませて入学後の授業に円滑に入っていけるようにすることなどの目的が併存しており、その力点の置き方は法科大学院によって様々である。

このうち、多くの法学未修者が入学時に学修方法に関する戸惑いに直面するという現状を踏まえるならば、③の観点に立った取組は重要であろう。しかし、学生、修了者からのヒアリング結果によると、学修方法について、入学前の企画のみで身についたとの意見はなく、この点については入学後も含めた継続的なフォローの体制が必要である。

また、④は、実質的には、法学未修者が3年間で司法試験に合格できる能力を身につけることは、現在の司法試験のあり方を前提とする限り現実的には困難という認識の下、法律学修の開始時期を前倒しするという取組である。このような取組を必要とする現状については、標準修業年限を3年としている法科大学院制度の基本的なあり方との関係で、検討が必要な点である。

なお、入学前の取組については、性質上、任意参加とせざるを得ないことから、高い参加率を確保することが多くの法科大学院で課題となっている。

以上のような観点を踏まえ、各法科大学院の取組を紹介する。

(2) 各法科大学院の取組

次のような取組が各法科大学院で行われている。なお、これら取組については、法学既修者と合同で実施するプログラムと、法学未修者のみを対象とする

プログラムがある。

ア 創価大学では、合格発表後、間隔をおいて、3回にわたる入学前事前研修が実施されており、充実した取組といえる。

1回目は10月末に2日間、計13時間にわたって実施され、生活ガイダンス、学修方法、憲法、民法、刑法のガイダンス、直近合格者によるパネルディスカッション・懇談会、昼食会などが実施される。なかでも直近合格者の話は出席者に好評のようである。

2回目は12月上旬に実施される。事前に資料として判例を配布して判例の読み方を講義するとともに、初歩的な事例問題に関する演習を行う。3回目は3月上旬に事前学修の進捗の確認を行う。なお、憲法、民法、刑法についての講義等は1年次の担当教員が行う。

イ 早稲田大学では、アカデミック・アドバイザーと呼ばれる修了者弁護士からなる補助教員が主要な役割を果たして入学前後の取組を実施している。

すなわち、10月下旬に合格者説明会を実施し、当該法科大学院に関する説明のほか、直近合格者の体験談、法曹三者による仕事内容の紹介、個別相談会を実施。また、11月下旬には授業見学会を実施している。

2月中旬に、科目履修説明会と共に、アカデミック・アドバイザーによる「導入講義」を実施している。法学未修者向け導入講義は、法学未修者コース出身のアカデミック・アドバイザーによって行われ、憲法、民法、刑法が各90分実施される。「これまで法律学を勉強したことのない方を念頭に、当研究科で学修を始めるにあたって感じる不安・疑問に答えるとともに、憲法、民法、刑法を題材として、具体的な学修の進め方をアドバイスします」（案内資料）とされている。

入学直後の時点では、「絶対に外せない条文・判例の学修方法」「絶対に外せない法律文書の書き方」というテーマでのアカデミック・アドバイザーによる講演や、アカデミック・アドバイザーの利用方法に関する説明会、学修計画の重要性、計画の立て方の基本などを説明する「学修計画立案シンポジウム」と題する企画がアカデミック・アドバイザーによって実施されている。

ウ 金沢大学では、入学直後である4月の第1週に「法学入門」という法学未修者に対する導入的科目を集中して実施している。平成30年度の同科目では、法律実務の基礎、判例とは何か、判決文の読み方、法情報へのアクセス、民事・刑事実務入門などの内容が実施された。4月第1週は他の授業は行わずに同科目のみが15コマ実施されており、特徴的な取組である。

エ 北海道大学では、入学前の時期に、約2ヶ月間にわたって憲法5時間、民法

1 2 時間、刑法 5 時間の導入授業の動画をウェブ上にアップし、入学予定者が視聴するという取組を行っている。導入授業は各法の全体像について解説する内容であり、各時限の最後で「授業理解度テスト」という短答式テストが 10 問程度出題される。この導入授業の動画は 1 年次の憲法、民法、刑法の授業との連携を意識して作成されており、入学後の授業への導入が円滑にはかれるよう配慮されている。

オ 筑波大学では、憲法、民法、刑法に関する補助教員による 1 年生向けチューターゼミ（各科目 3 ～ 5 回程度実施）に入学前の時点で任意参加することを認めて、授業への円滑な導入をはかる取組が行われている。同大学の特性として学生が社会人のため、入学前に高い参加率を確保することに課題があるが、受講者については効果が確認されている。

カ 明治大学では、入学手続を終えた合格者について、自習室の利用や補助教員への質問や相談を可能としている。入学前からの自学自習を促す取組といえる。

キ なお、入学前の取組に関しては、大半の法科大学院において、入学前に読んでおくべき基本書や入門書について、プリントを配布するなどして情報提供が行われている。このような情報提供が有益であることは言うまでもないが、初学者に対するものとしてはレベルが高すぎる場合や、内容、体裁について科目間の連携が必ずしも十分でない場合もあり、そのあり方にはなお工夫の余地がある。

3 授業

(1) 検討の視点

授業に関連する取組については、学修到達度や理解力、学修意欲や学修環境などの学生側の条件や、教員及び法科大学院側の諸条件によって、同じ取組を実施してもその効果は様々であり、ある取組を効果的な取組として直ちに一般化することは適切とは言えない。

また、言うまでもないことであるが、法科大学院における「授業」は法科大学院教育のなかでそれ単体として成立するものではなく、カリキュラム、予習復習、試験、正課外での取組、学生の自学自習などの、いわば法科大学院教育の「場」の全体のなかに位置付けられてその効果を発揮する。とりわけ、学修する学生の側からみた場合、「予習－授業－復習」というサイクルがセットとなって効果的に機能するかは重要である。

授業についてのこれらの特徴に留意しつつ、以下では 1 年次の授業を主眼において、各法科大学院の取組を紹介する。

(2) カリキュラム

法学未修者のカリキュラムのあり方全般について検討することは、本調査研究の任を超えることから、ここでは実地調査等の結果を踏まえて明らかになった、法学未修者のカリキュラムをめぐる論点を意識しつつ、各法科大学院の取組等を紹介する。

ア 1年次において、初めて学ぶ法律基本科目としてどの法律科目を配当するかは重要な問題である。

この点に関し、一橋大学では、1年次前期は憲法、民法、刑法のみを配当し、1年次後期に民事訴訟法、刑事訴訟法を配当して、残る法律基本科目である行政法と商法は2年次の配当としている。これは、純粋未修者を含む1年次では、手を広げすぎず、法律基本科目のなかでも基本的な科目に絞って学修させることが基礎力の着実な定着には効果的であるという考え方に基づくカリキュラム配置とされている。同大学では法科大学院開学以来この考え方に基づいたカリキュラムが継続されており、学生、修了者からも支持されている。2年次になって初めて学ぶことになる行政法、商法の学修への影響なども慎重に検討する必要があるが、参考になるカリキュラムといえる。

イ 1年次の民法科目の配当のあり方については、以下のような論点がある。

(ア) 憲法、刑法に比べて条文数も多く、学ぶ範囲も広いという民法の特性から、1年前期のカリキュラムにおいて、民法は、たとえば「民法Ⅰ」「民法Ⅱ」「民法Ⅲ」というように、複数の科目が配当されることになる。

これを学生の側からみると、たとえば、民法は、月曜1限にA先生の民法Ⅰ、火曜2限にB先生の民法Ⅱ、木曜4限にC先生の民法Ⅲが配当され、それぞれ同じ民法の別分野について授業が同時進行することになるが、このような状況は、初学者にとって混乱を生じさせるリスクをはらむ。

(イ) したがって、1年次の民法を複数の教員で担当する法科大学院の場合には、授業内容や進行について担当教員間において、通常の場合にも増した緊密な連携をはかることによって、学生側に混乱を生じさせないようにする工夫が必要だろう。

(ウ) 同じ民法の別分野についての授業が同時進行しないような運用上、あるいはカリキュラム上の工夫も考えられる。

たとえば、1年次の民法の複数科目を一人の教員が担当している愛知大学や琉球大学では、一週間に複数コマ存する民法の授業を一体のものとして運用し、まず民法Ⅰを終わらせてから民法Ⅱに進む、といった取組が行われている。

また、北海道大学では、クォーター制（4学期制）を採用しており、「民法Ⅰ」を第1クォーターに週3コマ、「民法Ⅱ」を第2クォーターに週3コマ、「民法Ⅲ」を第3クォーターに週2コマ、「民法Ⅳ」を第4クォーターに週2コマ配当することで、上記のような問題が生ずることなく民法の全範囲を履修できるカリキュラムがとられている。クォーター制については、授業の進行が早くなり、授業内容を十分咀嚼できないうちに当該科目の授業が終わってしまうといった意見も一部に存するところであるが、一つの工夫として注目される。

ウ 1年次における演習系科目の配当

近時、いくつかの法科大学院では、1年次に「憲法」「民法」「刑法」などの講義科目のほか、演習科目を開講している。演習科目の具体的内容は様々であるが、簡単な事例が扱われ、これを前提とした法文書作成が行われることが多い。法律知識の獲得、事例分析能力の修得、法文書作成能力の修得という各能力を段階的に修得していくのではなく、らせん型で修得していく方が効果的という考え方に基づくものと考えられる。

この点について、北海道大学では、1年次第1クォーターから1年間にわたって、地元弁護士会から派遣される実務家教員による「民事法基礎ゼミ」（7回，1単位）、「刑事法基礎ゼミ」（3回，単位無し）を開講している。たとえば，民事法基礎ゼミでは，研究者教員1名と同ゼミを担当する6名の実務家教員が，共同での検討会を行って，各1問ずつ問題を作成する。学生は事前にこれに対する答案を作成し，基礎ゼミ担当教員が授業日までに答案を採点，添削して授業当日に返却する。そして，授業の際に，担当教員が問題の解説，答案に関する講評を実施するという方法で行われている。

また，京都大学では，1年次及び2年次に「法律基礎科目演習」という科目を開講している。同科目は，いわゆる七法に関わる基礎科目であり，そこでは授業で学修済みの範囲から簡単な事例問題を出題し，受講者に法文書を起案させて非常勤講師として任用された若手弁護士が添削を行い，講評日までに返却する。1コマの起案と1コマの講評の組み合わせを計7セット実施している。

エ 法学未修者を対象とした2年次のカリキュラム

法学未修者が，2年に進級して法学既修者と共に学び始める時点で，法学既修者との学力差に困難を感じる場合が存することへの対応として，北海道大学では，平成31年度からは2年次の法学未修者に対しても，1年次に実施している民事法基礎ゼミ（前述）の延長として「民事法ゼミ」を実施することが決定されている。2年次の法学未修者に対する正課の取組は少なく，その成果が

注目される。

(3) 授業内容・方法

ア 「講義形式」と「双方向形式」

授業内容や授業方法については、個々の教員によってまさに千差万別であり、また、たとえば科目や法分野によっては判例を取り扱う割合が多くなるなど、科目や法分野の特性によっても異なるところがある。したがって、法学未修者教育の各場面のなかで、最も一般化が困難であり、また、適切でないところでもある。

しかし、実地調査における授業見学並びに担当教員及び受講学生からのヒアリング等の結果を踏まえるならば、講義形式の授業と双方向形式の授業を二項対立的に捉えた上で、1年次は講義形式が適切であり、双方向形式は2年次以降に実施することが適切であるという議論の立て方は、やや不正確であり、必ずしも適切ではない。

実際のところ、法学未修者から評価されている授業において、旧来型の大教室における授業のように一方的な講義形式の授業はほとんどない。

また、双方向形式の授業の典型としては、教員と学生との問答を通じて法的議論を深めていく、ソクラテスメソッドが想起されるが、授業において学生を指名して回答させる際の教員の目的は様々であり、法的議論を深化させることのみが目的ではない。

授業見学を行った1年次の授業の多くで、担当教員は学生を指名して答えさせるという方法を実践していたが、その目的は、問答を通じて法的議論を深めるという場合のほか、授業に緊張感を与えて学生の集中力を維持させること、授業の中の重要な部分や難解ですぐに理解できなくても良い部分、議論が分かれる部分などを学生に意識させること、学生がどの程度理解できているかを確認することなど、場面場面において様々であり、教員は学生との問答を、これらの目的に応じて使い分けていることが一般的といえる。

学生を指名して答えさせるという方法は、これらの目的との関係で効果を発揮し得るものであるが、他方で、学生からの回答内容や回答までに要する時間によっては、想定外の時間を要することもあり、その結果、他の受講学生にマイナスの影響を及ぼすこともあり得る。

したがって、授業の質をより高いものにするという観点からみるならば、双方向形式をとる場面とその目的、これに要する時間を当該授業全体の構成のなかで意識しつつ、学生との問答を自覚的に活用することが重要といえる。

以上のような前提に立つならば、講義形式と双方向形式との差異は相対的な

ものであり、法学未修者を対象とした1年次の授業は講義形式が適切であるというまとめ方は必ずしも適切とは言えない。

もっとも、「双方向形式の授業＝ソクラテスメソッド」と定義して、その目的を、学生との問答を通じて法的議論を深めていくという点におくならば、1年次の授業において同形式を効果的に用いるには教員の側に高い技量が求められることは否定できない。学生に適切な質問を発する技量、学生の未熟な回答を前提に、問答を通じて議論を深化させる技量などが教員の側には必要とされる。FD活動などを通じてこのような技量の修得が期待されるところであるが、すべての教員が高い技量を身につけられるとは限らないことにも留意が必要であろう。

イ 学生と教員とのコミュニケーション

効果的な授業であるかどうかを判断する指標として、当該授業において学生と教員との間に適切なコミュニケーションが成立しているか、ということあげることができる。このことは、双方向形式の授業が実施されているかということとは別個の論点である。

受講学生からのヒアリングのなかで、「講義形式の授業だけど双方向授業のように感じられる授業である。なぜならば、先生は学生の表情をみながら授業を進めてくれており、学生がわからなさそうにしている場合には、説明をかみ砕いて繰り返すなどの配慮をしてくれるからである。」という発言がなされたことがあった。このように、目の前で受講している学生の状況を意識しつつ授業を進めること、すなわち、学生との間で適切なコミュニケーションをはかりつつ授業を進めることが効果的な授業の実施には重要と考えられる。

学生とのコミュニケーションをはかるための方策は様々であろうが、個々の受講学生の氏名を記憶すること（多人数の授業では机上にネームプレートを置くことなども考えられるだろう。）、できるならば受講学生の当該科目に関する理解度や性格をも認識しておくこと、授業を進めながら学生の表情を注視すること、必要に応じて授業外において学生との交流を持ち、学生との良好な人間関係を形成することなどが、効果的な授業の実施には有益と考えられる。

ウ 授業期間中の授業アンケートの実施

授業の質の向上という観点からは、授業アンケートを活用することが重要である。当該授業が終了した後のアンケートは大半の法科大学院で実施されているが、授業期間の途中にアンケートを実施して、その後の授業改善に活用するという取組もなされている。

(7) 琉球大学では、授業全体の3分の1程度が終了した時点で、授業の良い点

や改善して欲しい点について受講学生アンケートを実施している。教員は学生の要望等に対してコメントを付し、授業全体の中頃には教員のコメントを付したアンケート結果全体を学生全体に公開している。

(イ) 創価大学では、授業全体の3分の1程度が終了した時点で、授業の良い点、授業に対する意見、要望について受講学生からアンケートを実施している。担当教員は、授業に対する意見や要望に対する担当教員のコメントなどを記載した実施報告書を法科大学院執行部に提出するとともに、その後の授業改善に活用している。

(ウ) また、一橋大学のある1年次科目の担当教員は、次のような項目のアンケートを実施している。組織的な取組ではないが、授業に対する意見や要望だけでなく、受講開始時点での学修の程度や予習復習の状況などについても学生の状況を把握して、その後の授業改善に活用している点で参考になる。

- ・ 授業の良いところ
- ・ 授業で改善すべきところ（内容や方法）
- ・ 予習にかかっている時間、予習の分量や内容は適切か、改善すべき点
- ・ 復習はどの程度しているか
- ・ 指示された教科書や参考文献は理解しやすいか
- ・ 授業でもう少し講義方式を多用した方がいいか
- ・ 復習用教材について改善すべき点
- ・ 法科大学院入学までにこの科目をどの程度勉強したか（具体的に）
- ・ この科目の学修について不安な点
- ・ その他、希望や感想

エ 法文書作成に関する指導

前述のとおり、1年次カリキュラムにおいて法文書作成を行う法科大学院が増えてきているが、法文書作成の指導法については次のような特徴的な取組も行われている。

すなわち、愛知大学の1年次民法では、各回の授業レジュメの最後に「考えてみましょう」というコーナーを設けて事例問題を掲載し、同問題に対する論文答案の提出を学生に促しており、提出された答案について教員が添削指導を行っている（提出は学生の任意）。

担当教員は、提出された答案を添削して返却するだけでなく、返却した答案の添削結果を踏まえて答案を書き直して再提出させるということを行っており、時には複数回再提出が繰り返されることもある。また、法文書作成能力が未熟な学生に対しては、文書作成の前に、解答内容を口頭で説明させるという

指導を行うこともある。ひとつの課題に対して、答案提出と添削返却、という一往復にとどまらない対応を行うことは、教員にとって負担は大きいものの、法文書作成能力の向上のためには効果的な方法である。正課の枠内にとどまらない活用が考えられる。

オ 学生からみた授業の良否

受講学生から評判の良い授業が法科大学院教育の目的との関係で常に良い授業であるとは限らないが（たとえば、司法試験合格のみを授業の目的と考える学生のニーズに教員が対応すべきとは言えないだろう。）、学生からの評価は、授業のあり方を考える上で重要な要素の一つといえる。

学生、修了者ヒアリング及び同アンケートの結果をみると、1年次の授業について、評判の良い授業、良くない授業に関する回答にはいくつかの特徴がみられる。

たとえば、学修の上でプラスになった授業としては、「学生に適度な緊張感を維持させる授業」「全体のなかで、現在話している事項の位置付けが明確な授業」「法学未修者が躓きやすいポイントを踏まえた授業」「細かい論点や学説に立ち入り過ぎず、判例、通説を中心として基礎的な事項を教えてくれる授業」「事例の検討を取り入れた授業」「判例の読み方や論理を教えてくれる授業」といった意見が多くあげられた。授業形式については、1年次は基本的知識の習得のために講義形式が適切という意見と、学生が自分の頭で考える力を養うためにソクラテスメソッドの授業が有益という意見とに分かれた（ただし、「講義形式」「ソクラテスメソッド」という用語を学生、修了者がどのような意味において用いているかについては前記アのような問題がある。）。

民法、刑法、憲法などの法律の全体像を十分に把握できておらず、学修の中で「木を見て森を見ず」という状態にしばしば陥ることは、多くの法学未修者に共通した傾向である。また、法学未修者の1年生にとってどこが理解が難しく、躓きやすいのかについては、法学既修者とは異なった側面がある。こういったことを把握しつつ、意識して授業を実施することは、特に1年次の授業では重要といえる。

他方で、学修の上でマイナスになった授業としては、「授業で指名されて答えられないと叱責される授業」「教員の自説を述べる比重が多い授業」「学説ばかりを論ずる授業」「基本書の内容をなぞるだけの授業」「色々な考え方があることを説明した上で、結論あるいは結論に至る方向性を示さない授業」などの意見が比較的多くみられた。教員の側には意図をもってそのような授業を行っている場合も多いであろうし、学生側の理解力不足や誤解に基づく評価である

場合もあるだろうが、このような受講学生の側の評価が一定数存在している事実
に留意することは、授業の質を向上させる上でも有益であろう。

(4) 予習復習

ア 予習と復習のバランス

法科大学院生にとって「予習－授業－復習」というサイクルのなかで、予習
と復習のバランスをどのようにとるかは重要な問題である。

学生、修了者からのヒアリング、アンケート結果によると、1年次では予習
よりも復習を中心に行うことが適切という意見が比較的多いが、他方で、予習
を中心に行うべきとの意見も一定数あり、一般論としてどちらが適切というこ
とはできない。

しかし、この違いは個々の学生のタイプという問題に完全に解消されるわけ
ではなく、そこには一定の傾向が存在するように思われる。すなわち、同じ1
年次の学生でも、学修到達段階や、法律学修に対する理解力、学修意欲や学修
環境などによってもこの点は異なる場合が多いようである。

たとえば、基本書の関連部分を読んで来るという予習指示が出た場合におい
て、基本書を読んで一応のことが理解でき、また、理解できない部分がどこか
を認識できる学生においては、同予習指示を有効にこなすことができ、これを
前提に授業に臨むことになる。他方、基本書を読んでも、そもそも法律用語が
理解できないなどの理由で頭に入っていない、あるいは該当部分を読んでも一
応の理解に至るまでにかなりの時間を要する学生は、予習にはあまり時間をか
けず、授業を聞いた上で、復習として基本書をしっかり読んでから初めて基本書
の内容が一定程度理解できることになる。必ずしもこのような違いに限られる
わけではないが、予習に時間をかけるか、復習に時間をかけるかの違いが現れ
る、主要な傾向の一つといえる。

したがって、教員の側では受講学生の学修到達度、理解力、学修意欲などを
見極めた上で、適切な予習課題、復習課題を出すことが必要とされる。

イ 予習課題のあり方について

予習復習に関する学生、修了者のヒアリング、アンケートのなかで、多数み
られたのが、予習課題のあり方に関する一部の教員に対する不満である。具体
的には、分量が多いことから必然的に長時間を要する予習課題、どこまで深く
検討すれば良いか判断がつかない予習課題、授業で全く取り上げない内容に関
する予習課題、こなすのに様々な文献を調査することが求められる予習課題、
などに対する否定的評価が多くみられた。否定的評価の理由としては、当該科
目の予習に多大な時間が必要になり、他の学修にかかる時間とのバランスを失

うことのほか、予習課題と授業内容との関連性が無いまたは乏しいため、予習した内容が授業の理解に活かされないことなどがあげられる。授業のポイントが理解できるようになる予習課題，基本書の読み方がわかるようになる予習課題などが，学生には求められていると言えるだろう。

法学未修者は，法律学修に際して自らメリハリをつけたり，取捨選択したりする能力に未だ乏しく，教員の指示をいわば「真に受けてこなす」傾向があることから，適切な予習指示を行うことは，特に重要といえる。

ウ 予習用教材に関する実例

(ア) どのような形で予習課題を提示するのが適切かは，科目特性，科目分野，学生の学修到達度，理解力，学修意欲，学修環境，教員の個性，授業方針などによって様々であり，一般化は困難であるが，学生の状況を踏まえ，これに合わせた予習課題を提示することが必要である。教員の側では明確な意図をもって予習用教材を作成するとともに，その効果の検証を続けることが重要といえる。

(イ) 参考になる予習用教材の例として，ある法科大学院の１年次民法における予習用教材の実例を【別紙９】で紹介する。

担当教員によると，同教材の作成に関しては，次のような点が意識されている。なお，このような予習用教材に基づいて実施される同教員の授業では，時間の制約上，１０人程度の学生に１０程度の質問を指名して回答させることで手一杯となり，他は教員が駆け足で簡潔にポイントを説明するという進行になるということである。

- ・ 関連判例を学修する際に，◎○△を付し，△は後回しにしてよいとするなど，優先度を明示する。
- ・ 共通的到達目標との対応を明示することで，何がもっとも太い幹なのかを初学者に認識させる。
- ・ 質問の作成に際しては，短めの典型設例や最高裁判例を単純化した設例を入口にして，質問を積み上げてゆく。
- ・ 質問の作成に際しては，学生を飽きさせないため，また，問題意識をもって教科書や参考書を読む習慣をつけさせるために，基本概念の説明，請求権を基礎づける要件の一般的な説明，証明責任の所在，参考判例の理解の確認，事案に対する規範のあてはめ作業など，質問の内容や方法にバリエーションをもたせる
- ・ １回の授業に記載する質問の数は可能なかぎり毎回１５個以内に収める

(ウ) また，参考になる予習用教材の例として，ある法科大学院の１年次憲法に

における予習用教材の実例を【別紙 10】で紹介する。

担当教員によると、上記予習用教材の作成に関しては、次のような点が意識されている。

- ・ 冒頭に、テキストの該当ページと取り上げる判例（『憲法判例百選』（有斐閣）の事件番号）を掲記して、予習範囲を明示している。
- ・ 予習用教材の目的を、受講学生が予習の際、テキストの該当部分の記述を自分の言葉で理解する努力を促すことに置いている。そのため、課題の内容も、発展的な学修を盛り込むことよりも、課題に対して自らの言葉で解答できるよう予習をすればテキストの該当部分が理解できる、というものであるように工夫している。
- ・ 予習用教材の目的とも関わって、テキストの指定についても、通説として評価され、内容にも定評はあるが、初学者が単独で学修するには少し「手ごわい」であろうテキスト（芦部信喜『憲法』（岩波書店））を使用することで、受講学生が暗記に頼らず、自分の力で考える機会を提供したいと考えている。
- ・ 憲法の学説・判例の理解のためには、比較法や憲法史（特に日本の戦後政治史）に関する知識が有用なので、一般の教科書では記載されていない事実・情報を予習用教材に記載し、また、必要に応じて関連する参考資料を配布している。

エ 復習用教材に関する実例

- (ア) 学生が授業の復習を行うに際し、教員の側でどのような対応を行うことが適切かについても一般化が困難であることは、予習の場合と同様であるが、教員の側では明確な意図をもって復習用教材を作成するとともに、その効果の検証を続けることが重要といえる。
- (イ) 参考になる復習用教材の例として、ある法科大学院の 1 年次憲法において授業終了後に配布された復習用教材の実例を【別紙 11】で紹介する。この復習用教材は、学生が受講した授業の内容について整理して理解できるよう、判例の引用を含め、かなり詳細な資料となっている。

担当教員によると、上記復習用教材の作成に関しては、次のような点が意識されている。

- ・ 授業で扱った項目であっても、授業時間中に理解できる内容には限りがあることから、それを補う意味でかなり詳細な復習用教材を作成している。
- ・ 復習用教材の内容は、判例の引用も多く、あえて詳しくしている。これは学生が学修すべき事柄の分量は多く、可能な限り、復習用教材だけ読めば

対応できるようにするためである。

- ・ 復習用教材は授業後にウェブ上にアップするようにしている。
- ・ 授業に使用したスライドの内容も配布しており、スライドと復習用教材を併用することで理解が確実になるよう工夫している。また、予習用教材、スライド、復習用教材を有機的に関連づけるようにしている。
- ・ 授業時間が限られているために授業では扱えない内容もあり、その点についても復習用教材で解説している。
- ・ 学生が陥りやすい理解の誤りが多くみられる場合には、それを復習用教材では赤字（【別紙 1 1】では網掛けで表示している。）で示すなどして注意喚起を呼び掛けている。

- (ウ) また、全くタイプの異なる復習用教材として、ある法科大学院の 1 年次民法における復習用教材の実例を【別紙 1 2】で紹介する。これは、授業範囲に関する短答式問題と解説、論文式問題と解説並びに参考解答例を復習用教材として授業終了後に学生に配布するものである。短答式問題は共通到達度確認試験試行試験と司法試験の過去問から選択しており、論文式問題は過去の期末試験問題など担当教員作成にかかる問題である。

担当教員によると、問題と解説、参考解答例は授業終了後、同時に配布する、復習の優先順位は短答式優先とするが、論文式を含めて実施の有無のチェックは行わない、論文式問題について答案を作成した学生は添削して返却するということである。

- (エ) 学生にどのような復習を行わせるのが適切かについては、予習の場合に比べても教員側の検討が深められていないように思われる。教員の側では予習課題の出し方だけでなく、効果的な復習のあり方についても検討し、その効果を検証することが必要であろう。

オ 課題相互の調整に関する工夫

学修する学生の立場を考えると、予習、復習に際し、学修負担が加重にならないような配慮が重要である。

この点に関し、名古屋大学では、課題の提出時期が重ならないようにする工夫がなされている。具体的には、課題の内容と提出時期について、各教員が事務局に情報を届け出て、提出時期が重なるなどして学生の負担が加重になりそうな場合には教員相互間で調整するという取組が行われている。届け出の対象は教員に提出を求める文書作成課題に限定されているが、時期によって学生の負担が加重にならないようにするための工夫として参考になる。

4 試験

- (1) 試験については中間試験，期末試験，授業中の小テストなど，様々な試験が行われているが，ここでは，次の取組について紹介する。

ア 神戸大学では，1年次についてのみ，前期期末試験の実施時期を8月下旬とした上で，その前に，期末試験を意識した法文書作成の訓練を行うという取組が行われている。

すなわち，7月後半に，1年次担当教員作成にかかる期末試験を意識した論文式試験問題を解かせて，司法試験受験を終えた修了後1年目のチューターが添削するという「法律文書作成会」を実施する。また，7月中旬から8月上旬にかけては，1年生を班分けし，同チューターが，法律文書作成会の結果を踏まえ，期末試験の過去問演習を行うという「夏休み集中サポートゼミ」を実施する。法文書作成の経験が乏しく，前期期末試験に対する不安を抱えることの多い法学未修者に，これらを通じて経験を積ませた上で前期期末試験に臨むという取組である。1年生についてのみ期末試験の時期をずらすことについての法科大学院及び教員の負担もあると思われるが，注目される取組である。

イ 筑波大学では，「manaba システム」というウェブ上のシステムに，過去の司法試験の短答式試験問題や共通到達度確認試験試行試験問題等を掲載しており，学生は，タブレット端末やスマートフォン等でいつでも，何度でも，知識定着のための小テストを行うことができる。学生の利用率は高く，法学既修者を含めた取組であるが，法学未修者の法律知識定着のための取組として参考になる。

- (2) また，試験については，試験実施後の学生に対するフィードバックが重要であるとの意見が教員，学生・修了者双方から寄せられた。期末試験問題に対する講評を行うこと，中間試験や期末試験の学生の答案について添削を施して返却すること，さらには返却答案について書き直して再度提出させることなど，試験を成績評価の機会としてだけでなく，教育の機会として活用することは高い教育効果を有する。

- (3) 平成31年度から本格実施される共通到達度確認試験の進級判定等への活用方法については，同試験が年1回しか実施されず，再試験が行われないこと等から，未だ検討中の法科大学院が大半であったが，京都大学，筑波大学において，次のような活用が予定されている。

ア 京都大学では，同試験の成績が不振であった者について，当該科目の担当教員が試験結果を踏まえて学修指導を行い，それでも十分な成果が上がらないと判断された場合，法科大学院の成績では進級が認められる者であっても，1年

次の当該科目を再度受講させる措置をとることが予定されている。

また、同大学では、他大学との教育連携を実施するに際し、両大学の共通到達度確認試験の成績を比較分析して連携のあり方の参考にすることも予定されている。

- イ 筑波大学では、60%以上の正答率を得なかった科目がある場合または欠席した場合には、manaba システムに搭載された同科目の試験を再度受験させて、そこで80%以上の正答率を得ることを進級要件とすることなどが予定されている。

5 正課外での学生への対応

ここでは、個々の教員、補助教員等によるボランティアベースでの自主ゼミなどは除外し、制度化されている取組のうち、特徴的なものを紹介する。

(1) 担任教員による面談

多くの法科大学院で「担任制」が採用されており、担任による学生面談が実施されている。

たとえば、名古屋大学では期末試験実施後に「じゃくてん定期便」と称した教員（学務委員）による学生面談を実施している。教員は当該学生に関する法律基本科目全科目の前期期末試験の答案と成績を検討して、学修上の問題点を洗い出し、今後の学修方針について学生と話し合う。平成30年度から開始された取組であることから同制度の成果についてはなお検討が必要であるが、法学未修者に対する教員面接のあり方として参考になる。

(2) 個々の学生に関する情報の共有

学生に対する学修面、生活面での指導を効果的に実施するためには、法科大学院の側において個々の学生の学修到達度や理解力、学修意欲、学修環境など、学生の状況全般を適切に把握することが重要である。この点については、FDなどの場を通じて各教員が有する個々の学生に関する情報を共有している法科大学院がみられるほか、「学生カルテ」を作成して、同カルテに学生の情報を集約し、担当教員間で共有するという組織的な取組がいくつかの法科大学院において実施されている。

たとえば、筑波大学では、学生に毎年提出させる調査票の情報（司法試験受験歴、使用テキスト、ゼミ受講の状況など）、学生との面談内容などを学生カルテに記載し、教員間でクラウド上で共有して、学生の指導に活用している。また、神戸大学では、必要に応じて補助教員からの情報についても記載して教員間で共有している。

(3) 授業録画

いくつかの法科大学院では、授業を録画して学生の復習等の便宜に供する取組を行っている。

筑波大学では、授業録画システムが活用されており、原則としてすべての授業をインターネットにより何度でも見ることができる。

録画授業の利用目的は、欠席した授業の視聴や、復習のための利用に限定されていること、学生は相互に名前を知っていることなどから、録画授業中に学生の個人名が出てきても、個人情報をめぐる問題は生じないとの判断の下、運用されている。パワーポイントなどに著作権上の問題が生じる場合や、オフレコ発言がなされた場合は、同部分の画像や音声のみをカットするという処理がなされる。

受講した法科大学院の授業を録音して、事後的に聞き直して復習に用いている学生が一定数存在している現状を踏まえるならば、授業録画の活用は積極的に考えられて良いのではないか。

(4) 補助教員による学修面、生活面でのフォロー

ア 正課外での学生への対応のなかで重要な位置を占めるのは、チューター、アカデミック・アドバイザー、教育補助講師などと称される補助教員による取組である。これら補助教員には、弁護士会が推薦した若手弁護士や、当該法科大学院を修了した若手弁護士が就任する場合が多い。学修内容だけでなく、学修方法、生活面、精神面でのフォローなど、補助教員が果たし得る役割は広汎である。また、補助教員による学修指導は多くの法科大学院で実施されているが、授業担当教員や法科大学院執行部との連携がどの程度図られているかによって、その成果が左右される。以下、いくつかの取組を紹介する。

イ 創価大学では、「土曜補習」という名称のチューターによる課外学修が実施されている。毎週土曜日の午前から午後にかけて、チューターによる論文式、短答式の答案練習と解説が行われる。1年間で30回程度実施される。

チューターは修了者弁護士が担当し、学生一人一人に対して担当チューターが割り当てられる。入学時から修了時まで原則として同じチューターが担当となり、学修の内容だけでなく、学修方法、生活面を含めた相談全般に対応する。チューターは原則として担当学生が入学して修了するまでの3年間で交代するが、出題した問題や解説の内容は次の代のチューターに引き継がれるなど、チューター間の縦の関係は強い。

土曜補習の出題はチューターが当該科目の担当教員に事前に示し、内容について了解を得て行う。授業の進行状況を踏まえた解説の依頼が担当教員からチ

ューターになされることもあるなど、担当教員との連携の下、実施されている。また、毎月1回、学修支援委員会の教員とチューターとの連絡協議会が実施される。教員とチューターの連携が密にはかられていることが土曜補習の特徴の一つである。

学生、修了者の土曜補習に対する満足度は極めて高く、当該法科大学院の教育制度に組み込まれた不可欠の制度として機能している。

ウ 早稲田大学では、実働30名程度の修了者弁護士によるアカデミック・アドバイザーが、法学既修者対象のものも含め、正課外の様々な学修指導に携わっている。アカデミック・アドバイザーによる自主的な取組が法科大学院執行部によって正規企画として取り入れられることも多いことが特徴の一つである。人数が多いことから、数名の代表者を定めて取組全体の運営を協議するとともに、2ヶ月に1回程度実施される法科大学院執行部との協議を実施している。

法学未修者に対する取組として、1年次前期には、純粹未修者のみを対象としたゼミを実施し、授業の予習復習方法の指導や前期期末試験を視野においた法文書作成の指導などを行ってきた（後述のパートナー制度の導入に伴い廃止され、現在は行われていない。）。夏休みには、法学未修者全体を対象に、後期から初めて学修する科目である民事訴訟法、刑事訴訟法の全体像を概観し、同科目の学修方法を指導する短期のゼミを実施している。

また、特徴的な取組として、法学未修者の学生1人につき1人のアカデミック・アドバイザーを担当（パートナー）として割り付け、毎月1回の面談を実施する「パートナー制度」という取組を実施している。面談の利用方法は様々で、学修方法や生活の仕方などに関する相談、自らの学修ペースをつかむための学修状況の報告などのほか、自分が作成した論文答案を持参して添削指導を受けることもある。自らの学修が進んでいないことを理由にゼミへの参加には消極的な法学未修者が、1対1の関係となるパートナー制度を学修指導の場として利用するケースは少なくない。

エ 明治大学では、法学既修者を含めた取組であるが、正規教員によるクラス担任に加えて、修了者弁護士などからなる教育補助講師の一部を副担任として配置している。正規教員とともに補助教員をクラスの（副）担任とする点で特徴的な取組である。

副担任となる教育補助教師は、クラス担任とともに、年2回の全学生面談を実施している。面談内容は学修相談にとどまらず日々の悩み事支援など生活全般に及ぶ。

また、副担任は、1年次では憲法、民法、刑法それぞれについて年間各10

回程度のゼミを実施している。各科目のとりまとめ責任者（専任教員）が、授業にあわせた到達目標（参考文献，参照判例，取り上げるべき事例等を記載）を年度当初に設定し，ゼミではそれを基に，副担任が学生の指導にあたっている。これ以外にも，あらかじめ科目や分野を固定しない「Free」の回を年間10回程度設け，学生の学修進度や理解度にあわせたテーマを個別に設定してゼミを実施している。学期末には，副担任から実施報告書の提出を受け，各学生の学修進捗状況について教員間で共有している。

(5) 2年次の法学未修者に対するフォロー

法学未修者には，2年に進級して法学既修者と合流した時点で，法学既修者との学力差に困難を感じる学生が一定数存在する。この点について法学未修者に焦点を絞った法科大学院側の対応は現在必ずしも十分とは言えないが，たとえば，神戸大学では，2年次の7月に，法学未修者を対象とした「勉強方法提供会」という企画を実施している。これは，司法試験受験を終えたばかりの修了1年目のチューターが講師となって，学修方法や基本書，演習書の選び方などについて先輩修了者から蓄積した資料を踏まえて情報提供するものであり，これによって，法学既修者と合流したばかりの法学未修者の躓きどころのフォローが試みられている。

(6) 学生と教員・法科大学院とのコミュニケーション

ア 修了者の若手弁護士が就任するなど，学生に比較的近い位置にいる補助教員は，指導や相談という学生に対する役割だけでなく，学生の状況を教員，法科大学院側に伝えるという役割を果たすことができる。法科大学院開学当初に比して学生の積極性が低下してきている現状において，補助教員を通じて学生の状況を多面的に把握することは有益である。とりわけ，教員にとって法学未修者は，法学既修者以上に状況把握に困難な面があることから，このような補助教員の役割を積極的に活用することが期待される。たとえば，早稲田大学では，年1回ではあるが，教員のFD研修会にアカデミック・アドバイザーが出席して，学生の状況，能力や授業に対する不満などについて報告し，意見交換を行うという取組を行っている。

イ 学生が教員に法科大学院に関する意見を伝える機会を保障することもまた重要である。たとえば，名古屋大学では，担任教員とクラスの学生が意見交換を行う「クラス懇談会」を実施している。クラス懇談会で出された学生の意見のうち，制度面に関する意見等に対しては，教員と学生が集まって毎年1回行われる「教育改善研究集会」において，法科大学院側の見解を伝え，その場でも意見交換を行っている。

6 学生の視点からみた学修への配慮

(1) 学生の視点からみたバランスの良い学修の必要性

ここまで紹介したのは、法科大学院、教員、補助教員等による取組であるが、これらの取組が効果的なものとなるには、同取組が、学修する学生においてどのように「消化」されるかという視点が不可欠である。

学生の学修という視点からみた場合、学修は、授業およびこれと一体となった予習、復習を中核としつつ、補助教員によるゼミ、学生同士による自主ゼミ、また、これらとは別の、学生自らの学修、などによって構成される。法科大学院としては、学生がこれらの学修活動に、バランス良く取り組めるよう配慮することが重要である。

(2) 「自分の勉強」の必要性

1年次の法学未修者については、目の前の授業の予習復習に追われて自分の勉強（前述の「学生自らの学修」）をする時間がなく、実力が身につかないまま時間が過ぎてしまった、という声も少なくない。とりわけ法学未修者は、学修到達度や法律学修に対する理解力も様々であることから、日々の授業とその予習復習を中心に学修していけば自ずと実力が身についていく、という理想的な状況は必ずしも生じない。したがって、授業とその予習復習だけでは補えない部分について、学生が自らの学修計画に基づいた学修を行う時間的余裕を確保することが必要であることには留意が必要である。

(3) 「書く」学修の必要性

学修する学生の視点からみた意見として、今回の調査で特徴的だったのは、1年次から「書く」学修を行うことが有効であるという意見が非常に多かったことである。

「書く」学修といっても、1年次での学修としてそこで想定されているのは、司法試験論文式試験の過去問のような複雑な事例問題を解くことではもちろんなく、また、学生の学修到達度等にもよるが、必ずしも事例問題についての答案を書くことが必須でもない。たとえば、もっとも簡単な形態としては、予習課題や復習課題のなかで出された質問に対して、解答を数行で書いてみることも含まれる。

「書く」学修の効果については、基本書やレジュメをただ読むだけでなく、問われたことについて書いてみることによって、自分がどこまで理解できているか、何が理解できていないかがわかるようになるという意見や、その結果、重要な部分を意識しながら基本書を読むことができるようになるといった意

見が多くみられた。

前述のとおり、1年次に配当された演習科目での法文書の作成など、1年次から「書く」学修を意識した授業は正規科目として実施されはじめているほか、補助教員によるゼミで実施されている場合も少なくない（これに対して学生同士の自主ゼミにおいて「書く」作業を行っているとの声は、書いた成果物に対する評価が困難であるためか、1年次の自主ゼミについてはあまりみられなかった。）。

1年次ではどのような方法が効果的であるか、正規科目で行うべきかどうか、同じ1年次でも前期と後期ではその有効性は異なるのではないか、書いた「成果物」をどのようにしてチェックすることが効果的かなど、1年次における「書く」学修のあり方については今後の検討が必要な点も少なくないが、1年次における学修のあり方を考える上で重要なポイントといえるだろう。

(4) 自主ゼミに対する配慮

また、1年次の法学未修者においても、法科大学院が提供する補助教員によるゼミのほかに、相当数の学生が、学生同士による自主ゼミを実施しており、自主ゼミは学生の学修活動の重要部分を構成している。

正規の科目と補助教員によるゼミのほかに、自主ゼミを行う目的は様々であるが、これらの自主ゼミが円滑かつ効果的に実施されるような配慮は法科大学院の側においても必要と考えられる。

たとえば、自主ゼミについて修了者からのヒアリング等（今回対象とした修了者は全員が司法試験合格者である。）で寄せられた意見によると、1年次には自分よりも学修の進んだ学生と一緒に実施した自主ゼミが効果的であったという意見が多くみられた一方で、同程度の学修到達度の学生同士による自主ゼミについては、あまり有益ではなかったという意見もみられた。また、自主ゼミで行う内容については、授業の予習復習のための自主ゼミはあまり効果的でなかったとの意見が比較的目立った（もっとも、これらの意見が1年生の全体的な傾向であるかはなお検討が必要である。）。

1年次は、学生の学修到達度や法律学修に対する理解力も様々であることから、当該学生にとって、ある時点においては、自主ゼミを実施することがそもそも有益とは言えない場合もあるだろうし、実施する場合にも、どのようなメンバーで実施するか、何を素材として、どのような方法で実施するかによって、その効果には大きな差が生じてくるものと思われる。これらの点のアドバイスは主として修了者弁護士などの補助教員が担うことになるだろうが、法科大学院としても、留意すべき点といえる。

なお、この点に関連して、自主ゼミに対する支援の例として、琉球大学の「オーダーメイドゼミ」制度を紹介する。同制度は、学生の自主ゼミに沖縄弁護士会から若手弁護士が派遣され、チューターとして指導を行うというものである。オーダーメイドゼミは、まず、学生がゼミの企画を立てて、法科大学院事務局を通じ、チューターとなる弁護士の派遣を依頼する。ゼミの進め方、日程などの詳細は、派遣された弁護士と学生との間で協議して決める（内容的には司法試験の過去問ゼミが多い。）。ゼミの頻度は月2回程度、実施期間は最長6ヶ月とされている。

7 高い学修意欲を維持する取組

- (1) 学生にとって学修それ自体と共に重要なのが、3年間の長きにわたって毎日長時間の法律学修を集中力をもって継続していけるだけの高い学修意欲を持ち続けることである。法科大学院の現場では「モチベーションを維持する」という言葉が用いられることが多い。

高い学修意欲を維持するには、切磋琢磨しつつ励まし合いながら共に学んでいける仲間を見いだすことや、自らが目指す目標である法曹について具体的なイメージをもつことなどが有益と考えられる。

しかし、法学未修者のなかでも非法学部出身者、社会人経験者については、法学既修者に比べて孤独感を抱く学修環境にあることが少なくない。また、法曹に対する具体的なイメージをもたないまま入学する場合も多いことに加えて、多くの法科大学院では1年次の科目の大半は研究者教員が担当しており、実務家教員に接する機会が少ないなどの事情がある（1年次科目を実務家教員が多く担当したり、1年次から補助教員を積極的に活用している法科大学院は、このことが学修意欲の維持にも奏効しているようである。）。

- (2) 以上のような法学未修者をめぐる状況を踏まえて、学修意欲の維持という観点からみて有効と思われる取組を紹介する。

ア 早稲田大学では、「法実務入門」という科目が1年次に配当されている。

大学と提携している早稲田リーガルコモンズ法律事務所及び弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックの所属弁護士によるオムニバス形式の弁護士実務の入門科目である。

イ 金沢大学では、金沢弁護士会法科大学院支援委員会との共催で、1年次の夏休みに、1泊2日の合宿を実施しており、1年生のほぼ全員が参加している。合宿では、憲法、民法、刑法に関する演習のほか、上級生の話や修了者弁護士の合格に関する話を聞く時間が設けられ、また、懇親会が実施されるなど、1

年生の学修意欲を高める機会となっている。

ウ 広島大学では、1, 2 年生の参加希望者（特に成績の伸びに悩んでいる学生には推奨する。）に対して、法科大学院附属のリーガル・サービス・センターで実施している模擬法律相談の弁護士役をさせる取組が行われている。制度化されていない運用上の取組であるが、週 1 回継続的に参加することで学生の学修意欲向上の効果が確認されている。

エ 早稲田大学では、法科大学院生によるサークルである法務研究科承認団体の活動として、学生等を対象にした様々な分野で活動する法律家を招いての連続講演会や、事務所訪問等のイベントが実施されている。

第7 法学未修者教育の改善方策

1 法学未修者教育の改善方策について

(1) 一体としての取組の重要性

ア 本調査研究では、法学未修者教育の改善について、「法学未修者教育を行う法科大学院が、自らの特性や抱える課題に応じた法学未修者教育の改善・充実方策を検討する際の多様なニーズに対応した種々の方策をパッケージとして提示する」（仕様書）ことが求められている。

個々の改善方策については各法科大学院の特徴的な取組を紹介しつつ第6において論じたところであるが、以下では、これらを踏まえ、志願者確保策と入学者選抜、入学前後の取組、授業（カリキュラム、授業内容・方法、予習復習）、試験、正課外での学生への対応、学生の高い学修意欲を維持する取組のそれぞれについて、法学未修者教育の改善・充実方策という観点から総括して論ずる。

イ これらの方策を参考に、各法科大学院が法学未修者教育の改善方策を検討するに際しては、個々の取組を断片的に取り上げて実施するのではなく、法学未修者教育の改善策という観点から施策を一体のものとして構想し、個々の取組について、改善策全体のなかでの位置付けを明確にしつつ実施すること、また、法科大学院執行部、教員、修了者などの補助教員、学生という関係者相互間において十分な意思疎通と連携をはかりつつ実施することが重要である。

ウ なお、以下の改善策は、実地調査を中核とした今回の調査結果に基づくものであり、必ずしも法学未修者教育に関するあらゆる場面に及ぶものではないこと、また、今回の調査結果を踏まえた一つの提案であり、その内容については、今後の関係者による多角的な検討と実践を通じて、より充実した方策になることが強く期待されるものであることは留意される必要がある。

(2) 法学未修者教育の改善策

ア 志願者確保策

法曹という職業に関心を抱いてもらう機会になるような取組、法律学修に対する適性を判断する機会になるような取組、専門実践教育訓練制度の活用等社会人経験者に対する経済的支援など、非法学部出身者、社会人経験者の法科大学院志願者を増加させるための取組を実施することが考えられる。

イ 入学者選抜

たとえば、非法学部出身者、社会人経験者を対象とした入学者選抜を実施するなど、入学者選抜に際し、多様な人材の受入れに積極的であるというメッセージを志願者に対して発する取組を行うことが考えられる。

ウ 入学前後の取組

合格者の自校への入学確保や当該法科大学院に関するガイダンスという目的にとどまらず、入学直後の法学未修者、とりわけ非法学部出身者、社会人経験者にとって必要性の高い、学修方法や基本書の選び方、条文・判例の読み方など、法律学修の前提となる事項について情報提供を行うという目的を積極的に位置付けて実施することが重要である。なお、同目的をもった取組については、入学前の取組にとどまるのではなく、入学後にも補助教員の活用などを通じて継続的に実施することが必要である。

法律学修の開始時期の前倒しを目的とした入学前の取組についても、現在の司法試験のあり方を前提とする限り、必要な取組であり、否定的に評価されるべきではない。ただし、これについては、入学予定者全員に参加を強制できないことから、同取組への参加を当然の前提として入学後の授業が実施されることのないよう配慮が必要である。

エ カリキュラム

- (ア) 1年次の法律基本科目の配当については、様々な考え方のあり得るところであるが、法律学を初めて学ぶ法学未修者にとってどのような科目配当が適切かという観点から検討される必要がある。また、同時期に複数科目が配当される民法については、学生にとって学修が進めやすいよう、各授業間の連携と担当教員間の連携がとりわけ重要である。
- (イ) 1年次に事例を中心に扱う授業科目を配当することは有益である。また、同科目では、事例分析にとどまらず、何らかの形で法文書作成を行わせることが有益である。
- (ウ) 当該法科大学院の実情を踏まえつつ、2年次において、法学未修者のみを対象とした科目を配当することも検討されてよいだろう。

オ 授業内容・方法

- (ア) 授業内容・方法については、既に述べたとおり、あるべき内容・方法に関する一般化は困難であるが、個々の教員が、自らの授業のあり方について常に見直しを行い、改善を図ることが重要なことは言うまでもない。その際、授業自体だけでなく、予習、復習の指示の出し方も視野におくことが必要である。
- (イ) 授業期間終了後だけでなく、授業期間中に授業アンケートを実施することは有益である。
- (ウ) 他の教員の授業内容・方法を参考にするため、授業見学の機会や、授業内容・方法に関するFDの機会を定期的に設けることは必須である。FDについては、必要性の高い教員ほど参加率が低いとも言われることから、全員の参加を確保するための工夫が必要である。なお、FDについて今回は十分な調査ができておらず、その具体策については今後の検討課題としたい。
- (エ) 学ぶ学生の視点に立った配慮も重要である。予習課題や復習課題によって学生が負担加重に陥らないよう、担当教員間で課題を出す時期や課題の負担感について調整をはかることも検討されてよいだろう。

カ 試験

- (ア) 法文書作成の経験に乏しい法学未修者にとって1年次前期の期末試験をどう乗り切ることが大きな負担となっており、そのことが、1年次前期の学修にマイナスの影響を与えている。この現状を踏まえた何らかの対応が必要である。
- (イ) 過去の司法試験短答式試験問題や共通到達度確認試験試行試験の問題などを1年次においても授業の内外で活用することが検討されてよいだろう。
- (ウ) 本調査研究では、「共通到達度確認試験」を進級判定の資料として活用することを前提とした提言とすること（仕様書）が求められている。

進級判定資料としての活用方法については未だ検討中の法科大学院が大半であったが、同試験が年1回しか実施されず、再試験が行われないことから、欠席者を含めた公平な措置の確保が検討課題の一つとされている。

共通到達度確認試験を進級判定の資料として活用するに際しては、前述のとおり、多くの法学未修者の法的能力修得過程が「段階的な能力修得の過程」ではなく「らせん型の能力修得の過程」をとることに留意し、共通到達度確認試験の準備のために法学未修者の学修活動のバランスが崩れることのないよう配慮することが必要であろう。

この点に配慮しつつ、欠席者を含めた公平な措置を確保して進級判定に活用する方策については、様々な選択肢を視野においた検討が必要である。すなわち、必ずしも一定の進級基準点を定めて、その基準点に達しない学生を

一律に進級させないという取扱いに限る必要はなく、たとえば、基準点に達しなかった学生については、その年の共通到達度確認試験の問題と同じ問題を用いて再試験を行う、あるいは、条件付き進級として進級は認めつつ、2年次において基準点に達しなかった科目について再履修をさせるなどの方法のほか、期末試験など他の評価要素との総合点によって進級判定を行う等、各法科大学院の状況に応じ、課程全体の中で学生の学修進度をきめ細かく確認できるような利用が工夫される必要があるだろう。

キ 正課外での学生への対応

- (ア) 教員による学生の面談を実施する場合には、同面談を学生の学力向上のために活用することを検討する必要がある。面談に際しては、前提として学生の学修状況等に関する情報を「学生カルテ」の作成などを通じて教員間で共有することが有益である。
- (イ) 学生の復習等の便宜に供するための授業録画の取組は有益であることから、録画のための機材を準備できる法科大学院では実施が検討されてよいだろう。より簡便な方策としては、一定の配慮の下、授業の録音を行い、学生が利用できるようにすることも考えられる。
- (ウ) 法科大学院を修了した若手弁護士等による補助教員の積極的な活用が図られるべきである。ゼミの実施や質問対応等による学修内容面での学生のフォローのほか、学修方法に関するアドバイス、生活面、精神面でのフォロー、さらには、学生の状況や意見、改善要求などを教員や法科大学院執行部に伝えて学生と法科大学院側との橋渡しを行うことなど、補助教員が果たしうる役割は広汎であり、その積極的活用を図るべきである。2年次以降について法学未修者のみを対象とした取組を実施する際も、補助教員を活用して行うことが有益である。

補助教員の活用にあたっては、正規教員や法科大学院執行部との間で緊密な連携を図ることが極めて重要である。また、一人の学生に対し、入学から修了まで同一の担当補助教員を配置すること、補助教員同士の縦のつながりを通じてそのノウハウを継承することなどが有益である。

ク 学修意欲を維持する取組

- (ア) 法学未修者のなかでも非法学部出身者、社会人経験者は、孤独感を抱くことが少なくないことから、1年次の早い時期に、学生同士の交流をはかる機会を積極的に設けることが有益である。
- (イ) 非法学部出身者、社会人経験者は、法曹に対する具体的なイメージをもたないまま入学するケースが多いことから、1年次に法曹と交流する機会や、法

曹の実務について学んだり実務に触れさせたりする機会を設けることが有益である。

(3) 進行中の改革案との関係

既に述べたとおり，以上のような法学未修者教育に関する改善方策は，現在の法科大学院制度の下，法学未修者として修了まで3年間学修して，修了後に司法試験を受験することを前提に提示するものである。したがって，法学部における法曹コースの創設や法科大学院在学中に司法試験受験を可能とする制度の創設など，現在検討が進められている改革が実現した場合にはこれら改善方策の前提が変化するものもあり，これによって改善方策の内容も異なってくる可能性がある。

2 改善方策の実施に向けた課題

(1) 法学未修者教育のコストに対する配慮の必要性

ア 各法科大学院が法学未修者教育の改善方策を一体的な「パッケージ」として構想して実現するに際しては，施策実現のコストの克服が現実的な課題となる。

法学未修者，なかでも非法学部出身者，社会人経験者に対する教育は，既に一定程度の法律学修を行い，最低限の法文書作成能力が入学者選抜を通じて担保されている法学既修者に比して，手間暇のかかる活動である。平均的な1人の純粋未修者と法学既修者それぞれについて，法曹に必要な能力を修得させるまでに要する法科大学院側のコストを比較するならば，純粋未修者の方が遙かに高コストであることは異論のないところであろう。コストの具体的内容は様々であるが，なかでも財源の問題は重要である。

その可否は措くとしても，司法試験合格率が各法科大学院の社会的評価の最大の指標となっている現状の下，このような法学未修者教育に要するコストを考えるならば，充実した法学未修者教育の実施を，各法科大学院の自主的な努力のみに委ねることは現実的ではない。経営的な観点から考えるならば，法科大学院の司法試験合格率を向上させるには，純粋未修者よりも法学既修者に人的物的資源を投下した方が一般に効率的と言えるからである。

したがって，多様なバックグラウンドを有する人材を法曹に受け入れるという法科大学院制度の重要な基本理念を保持するには，財政面での政策的配慮が必要である。

イ 各法科大学院の取組に対する財政支援の仕組みについては，現在，「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」が運用されている。しかし，同制度によって加算される国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金

は、法科大学院運営のための一般財源に充当されるものであることから、同財源を法学未修者教育に対する取組に優先的に使用することを各法科大学院の自主性に期待することは、現実的とは言えない。また、同制度による加算の有無は、1年ごとに決定されるため、継続的な取組に対する財源として期待することは、性質上困難な面がある。

したがって法学未修者教育の改善策実施の財源を確保するには、法学未修者教育に焦点をあてた各法科大学院に対する継続的、安定的な財政支援の仕組みが検討される必要がある。

(2) 教員の負担に対する配慮の必要性

法学未修者教育の改善方策を「パッケージ」として実施するに際しては、教員の負担の観点を無視することはできない。法科大学院自体、学部や他の大学院に比して教育負担が重いことがしばしば論じられるが、「手間暇のかかる」法学未修者に対する施策をパッケージとして実施することによって、そのやり方によっては、教員、とりわけ教育に対して熱心な一部の教員に対してこれまで以上の教育負担が課せられることにもなりかねないからである。

したがって、改善方策の実施に際しては、教員、補助教員、職員の人的体制の充実のほか、教員間の連携強化や実施事務の効率化、補助教員やICTの活用など、様々な方法を通じて、教員が負担加重に陥ることのないように配慮する必要がある。その具体的方策については今回の調査研究では十分な検討をなし得ておらず、今後の検討課題である。

(3) 認証評価制度との関係

今回の調査のなかで複数の法科大学院から指摘されたのが、法学未修者を含めた法科大学院教育の質の向上に向けた取組を行うに際し、現在の認証評価制度との関係で時に緊張関係が生ずるという点である。

補講の実施が適当と思われても補講ができない、夏休み中の学修企画について司法試験との関係が表に出ないように必要以上の配慮をしなくてはならない、前期で単位を取得できなかった科目について後期に同一科目が配当されている場合でも再履修が認められない、展開先端科目の授業のなかで学生から法律基本科目の内容に関する質問が出た場合にこれに応じてよいか躊躇してしまう等、さまざまな意見が法科大学院側から述べられた。こういった意見のなかには、認証評価基準が正しく理解されていないことによるものもあったが、当該取組が現在の認証評価基準に違反する可能性があるもののほか、基準違反ではないが、違反の疑いをもって指摘される可能性があることで萎縮効果がはたらくとするものもあった。

認証評価制度は、法科大学院教育の質の向上に向けた機能を果たしてきただけでなく、法科大学院制度の基本理念を維持し、司法試験合格を主目的とした教育機関に変質しないために重要な役割を果たしてきた制度であり、その意義は些かも揺らぐものではない。しかし、法科大学院教育の現場の状況を踏まえるならば、上記のような意見に対する一定の配慮は必要である。法科大学院教育の質の向上に向けた取組を円滑に実施するに際して、認証評価基準やその運用のあり方に見直すべき点がないかについては、検討の必要があると思われる。

第8 今後の取組について

1 法学未修者教育に関する情報共有と継続的検討の必要性

この成果報告書は、基本的方向性において示された提言を踏まえ、法学未修者教育（教育課程、入学者選抜等を含む。）について現時点で各法科大学院において行われている優れた取組を体系化し、各法科大学院が自校の取組に活用できるよう、共有可能なパッケージとして取りまとめ、提言したものである。

ただし、今回の調査研究は、厳しい時間的制約（調査研究委託契約期間平成30年8月10日～平成31年3月29日）の下で収集・整理した情報を分析し、提言としてまとめたものであり、また、全ての法科大学院における取組を調査・分析した上での報告ではない。成果報告書の基本部分に修正・変更が加えられることはないものの、今後、取組の具体例の追加等、内容について一定の補足・補充がなされていくことが適切であると考ええる。

また、第1の4(3)及び(4)で述べたとおり、社会人経験を有しない法学部出身者である法学未修者コースの学生・修了者に対する調査、非法学部出身者、社会人経験者のそれぞれに固有の特徴を踏まえた個別の分析については、今後の課題として残されている。加えて、入学者選抜方法の問題の分析、期末試験の出題の在り方、司法試験等との連携に関する分析など、今後更に踏み込んだ研究が必要なテーマも少なくない。

また、この成果報告書の内容は、あくまでも現時点における法学未修者教育の優れた手法について提言したものであるところ、言うまでもなく、法学未修者教育の充実には、各法科大学院における地道な取組を中心とする継続的な取組がなされることによって、充実したものであり続けることができるのである。

さらに、法学未修者教育充実のための方策を個々の断片的なものとしてではなく効果的に実施するには、各法科大学院の努力だけに依存するのではなく、これを現実的に可能とする条件整備とそれに向けての支援が必要である。とりわけ、将来にわたる継続的な取組を可能とするためには、法学未修者教育につい

て個々の法科大学院を超えた情報の共有を可能とするための仕組みを早急に構築することが必須である。

2 今後の取組についての提言

以上述べたところに鑑み、今後の継続的な取組と情報共有の仕組みを現実可能なものとする方法として、法学未修者教育について継続的に調査研究を行うシンク・タンクの役割を担う機関を設け、この機関に法学未修者教育に関連するあらゆる情報を集約して、その分析・検討を行い、その結果を各法科大学院にフィードバックする仕組みを構築することを提言する。なお、具体的には、既存の民間団体が当該シンク・タンクの役割を担う機関となり、一定の予算措置の下、国又は各法科大学院からの委託により、継続的な調査研究を行うことが、一つの現実的な方策として考えられる。

また、このような継続的な取組に対しては、各法科大学院及び法科大学院協会が密接に関与することが必要である。具体的には、各法科大学院の関係者や法科大学院協会が、シンク・タンクによる情報収集、調査研究活動に直接関与、協力すると共に、たとえば、法科大学院協会主催のシンポジウム等において、定期的に調査研究の成果等の報告や意見交換を行うことにより、調査研究に関する情報の周知、共有化を図ることなどが検討されるべきである。

以 上

調査研究担当者名簿

○ 研究者教員

※は事務局

- ・ 阪口正二郎教授（憲法・一橋大）
- ・ 大貫裕之教授（行政法・中央大，法科大学院協会理事長）
- ・ 山野目章夫教授（民法・早稲田大）
- ・ 高橋真弓准教授（商法・一橋大，法科大学院協会事務局次長）※
- ・ 松下淳一教授（民事訴訟法，倒産法・東京大，法科大学院協会常務理事）
- ・ 後藤昭教授（刑事法・青山学院大，当財団常務理事）

○ 実務家教員（弁護士）

- ・ 亀井尚也（関西学院大，日弁連法科大学院センター副委員長）
- ・ 宮城 哲（琉球大，日弁連法科大学院センター副委員長）
- ・ 高須順一（法政大，当財団常務理事）

○ 弁護士

- ・ 藤原浩（当財団常務理事，元司法研修所教官）※
- ・ 大迫唯志（元広島大，日弁連法科大学院センター委員長）
- ・ 竹内淳（元大宮法科大学院大，日弁連法科大学院センター副委員長）※
- ・ 中西一裕（日弁連法科大学院センター副委員長）
- ・ 尾崎雅俊（日弁連法科大学院センター副委員長）
- ・ 上松健太郎（名古屋大学法科大学院修了，日弁連法科大学院センター副委員長）
- ・ 谷井 智（広島修道大学法科大学院修了，日弁連法科大学院センター副委員長）
- ・ 廣澤 努（山陰法科大学院修了，日弁連法科大学院センター副委員長）
- ・ 栴嶋裕之（元早稲田大，日弁連法科大学院センター委員）※
- ・ 田村智幸（元北海道大，日弁連事務総長付特別嘱託）
- ・ 谷 真人（日弁連司法調査室副室長）
- ・ 安藤知史（日弁連司法調査室嘱託）※
- ・ 池田雅子（早稲田大学法科大学院修了，日弁連司法調査室嘱託）※
- ・ 内村涼子（慶応義塾大学法科大学院修了，日弁連司法調査室嘱託）
- ・ 片桐武（中央大学法科大学院修了，日弁連司法調査室嘱託）※
- ・ 関理秀（成蹊大学法科大学院修了，日弁連司法調査室嘱託）
- ・ 高橋しず香（一橋大学法科大学院修了，日弁連司法調査室嘱託）※
- ・ 細川早智子（日弁連司法調査室嘱託）

◆ 大学の（元）所属組織はいずれも法科大学院

検討有識者会議構成員名簿

- ・ 阪口正二郎教授（憲法・一橋大）
- ・ 大貫裕之教授（行政法・中央大，法科大学院協会理事長）
- ・ 山野目章夫教授（民法・早稲田大）
- ・ 松下淳一教授（民事訴訟法，倒産法・東京大，法科大学院協会常務理事）
- ・ 後藤昭教授（刑事法・青山学院大，当財団常務理事）
- ・ 亀井尚也弁護士（関西学院大，法科大学院センター副委員長）
- ・ 宮城 哲弁護士（琉球大，法科大学院センター副委員長）
- ・ 藤原浩弁護士（当財団常務理事，元司法研修所教官）
- ・ 村瀬 均元判事（中央大，元司法研修所教官）
- ・ 戸谷博子元検事（総務省行政不服審査会委員，元明治大，元司法研修所教官）

※ 大学の（元）所属組織はいずれも法科大学院

実地調査一覧表

法科大学院名(調査実施日順)		調査実施日	調査内容
1	一橋大学法科大学院	10月17日	法科大学院ヒアリング 授業見学、担当教員ヒアリング 在学生(見学授業受講生)ヒアリング(他学部卒・1年3名、社会人経験者・2年1名)
		11月27日	修了生ヒアリング(他学部卒1名)
		11月28日	修了生ヒアリング(他学部卒2名)
2	筑波大学法科大学院	10月31日	法科大学院ヒアリング 施設見学 在学生ヒアリング(社会人経験者・1年1名、2年2名、3年3名) 授業見学、担当教員ヒアリング
		11月7日	修了生ヒアリング(社会人経験者4名)
3	京都大学法科大学院	11月2日	法科大学院ヒアリング 授業見学、担当教員ヒアリング、受講生ヒアリング(他学部卒・1年2名) 在学生ヒアリング(他学部卒・2年1名、3年1名)
		11月8日	修了生ヒアリング(社会人経験者1名)
		11月13日	修了生ヒアリング(他学部卒1名)
4	北海道大学法科大学院	11月5日	法科大学院ヒアリング 授業見学、担当教員ヒアリング 在学生(見学授業受講生)ヒアリング(他学部卒・1年1名、社会人経験者・1年2名)
		11月6日	授業見学、担当教員ヒアリング
		11月30日	修了生ヒアリング(社会人経験者1名)
		12月3日	修了生ヒアリング(社会人経験者1名)
5	創価大学法科大学院	11月5日	法科大学院ヒアリング 施設見学 授業見学、担当教員ヒアリング 在学生(見学授業受講生)ヒアリング(法学部卒・1年8名)
		11月21日	修了生ヒアリング(社会人経験者1名、他学部卒1名)
		12月3日	修了生ヒアリング(社会人経験者2名)
6	愛知大学法科大学院	11月19日	授業見学、担当教員ヒアリング、受講生ヒアリング(他学部卒・1年2名、法学部卒・1年4名) 在学生ヒアリング(他学部卒・1年2名) 修了生ヒアリング(社会人経験者1名)
		11月20日	法科大学院ヒアリング
7	早稲田大学法科大学院	11月26日	修了生ヒアリング(他学部卒4名、社会人経験者1名)
		12月10日	法科大学院ヒアリング 授業見学、担当教員ヒアリング、受講生ヒアリング(社会人経験者・1年1名、法学部卒・1年4名) 在学生ヒアリング(社会人経験者・1年2名、2年1名)
		12月11日	授業見学、担当教員ヒアリング、受講生ヒアリング(法学部卒・1年4名)
		※1月21日	アカデミック・アドバイザー制度に関するヒアリング
8	広島大学法科大学院	11月28日	修了生ヒアリング(社会人経験者1名、法学部卒3名)
		11月29日	法科大学院ヒアリング 授業見学、担当教員ヒアリング 在学生ヒアリング(法学部卒・1年3名、2年1名、3年2名。うち1年3名、3年1名は見学授業受講者)

9	神戸大学法科大学院	12月6日	法科大学院ヒアリング 修了生ヒアリング(社会人経験者2名)
		12月7日	授業見学、担当教員ヒアリング、受講生ヒアリング(法学部卒・1年15名) 在学生(見学授業受講生)ヒアリング(法学部卒・1年15名) 教員ヒアリング
10	金沢大学法科大学院	12月10日	法科大学院ヒアリング 施設見学 他校からの配信授業見学
		12月11日	修了生ヒアリング(他学部卒1名、社会人経験者2名) 授業見学、担当教員ヒアリング、受講生ヒアリング(他学部卒・1年1名、社会人経験者・1年2名) 在学生ヒアリング(他学部卒・2年2名)
11	琉球大学法科大学院	12月17日	法科大学院ヒアリング 授業見学、担当教員ヒアリング 在学生(見学授業受講生)ヒアリング(社会人経験者・1年2名)
		12月18日	修了生ヒアリング(社会人経験者3名)
12	明治大学法科大学院	12月19日	法科大学院ヒアリング 授業見学、担当教員ヒアリング 在学生(見学授業受講生)ヒアリング(他学部卒・1年1名、2年1名、社会人経験者・1年1名) 修了生ヒアリング(他学部卒2名、社会人経験者2名)
13	名古屋大学法科大学院	12月20日	法科大学院ヒアリング ICT環境についてのヒアリング 授業見学、担当教員ヒアリング、受講生ヒアリング(他学部卒・1年7名、法学部卒・1年7名) 在学生ヒアリング(他学部卒・1年2名、社会人経験者・1年5名) 修了生ヒアリング(他学部卒1名)

註1:調査実施日はいずれも2018年。ただし、※印のものは2019年。

註2:ヒアリング対象者に社会人経験がある場合は、他学部卒か法学部卒かに関わらず、「社会人経験者」と表記している。

法科大学院における学習に関するアンケート調査回答結果(単純集計)
-非法学部卒業者、社会人経験者(1年次・2年次在学学生)対象-

【実施時期】2018年10月～12月

【回答者】99名

Q1 あなたご自身についておたずねします。差し支えない範囲でお答え下さい

Q1-1法科大学院名

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	愛知	2	2.0	2.0	2.0
	一橋	9	9.1	9.1	11.1
	京都	27	27.3	27.3	38.4
	金沢	5	5.1	5.1	43.4
	早稲田	11	11.1	11.1	54.5
	筑波	21	21.2	21.2	75.8
	北海道	4	4.0	4.0	79.8
	名古屋	9	9.1	9.1	88.9
	明治	7	7.1	7.1	96.0
	琉球	4	4.0	4.0	100.0
	合計	99	100.0	100.0	

Q1-2法科大学院入学年度

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	2015年	1	1.0	1.1	1.1
	2016年	3	3.0	3.2	4.2
	2017年	23	23.2	24.2	28.4
	2018年	68	68.7	71.6	100.0
	合計	95	96.0	100.0	
欠損値	無回答	4	4.0		
合計		99	100.0		

Q1-3現在の学年

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	1年生	78	78.8	79.6	79.6
	2年生	20	20.2	20.4	100.0
	合計	98	99.0	100.0	
欠損値	無回答	1	1.0		
合計		99	100.0		

Q1-4性別

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	男性	66	66.7	67.3	67.3
	女性	32	32.3	32.7	100.0
	合計	98	99.0	100.0	
欠損値	無回答	1	1.0		
合計		99	100.0		

Q1-5年代

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	20歳～24歳	26	26.3	27.1	27.1
	25歳～29歳	28	28.3	29.2	56.3
	30歳～34歳	9	9.1	9.4	65.6
	35歳～39歳	8	8.1	8.3	74.0
	40歳～44歳	14	14.1	14.6	88.5
	45歳～49歳	6	6.1	6.3	94.8
	50歳代	3	3.0	3.1	97.9
	60歳以上	2	2.0	2.1	100.0
	合計	96	97.0	100.0	
欠損値	無回答	3	3.0		
合計		99	100.0		

Q2 法科大学院入学前の経歴についてお答え下さい

Q2-1出身大学名

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	一橋大学	6	6.1	6.6	6.6
	横浜国立大学	2	2.0	2.2	8.8
	学習院女子大学	1	1.0	1.1	9.9
	関西学院大学	1	1.0	1.1	11.0
	岩手大学	1	1.0	1.1	12.1
	岐阜大学	1	1.0	1.1	13.2
	京都大学	6	6.1	6.6	19.8
	金城学院大学	1	1.0	1.1	20.9
	熊本大学	1	1.0	1.1	22.0
	慶應義塾大学	5	5.1	5.5	27.5
	香川大学	1	1.0	1.1	28.6
	札幌大学	1	1.0	1.1	29.7
	三重大学	2	2.0	2.2	31.9
	山形大学	1	1.0	1.1	33.0
	山口大学	1	1.0	1.1	34.1
	首都大学東京	1	1.0	1.1	35.2
	駿河台大学	1	1.0	1.1	36.3
	上智大学	1	1.0	1.1	37.4
	信州大学	3	3.0	3.3	40.7
	新潟大学	2	2.0	2.2	42.9
	神戸外国語大学	1	1.0	1.1	44.0
	神田外語大学	1	1.0	1.1	45.1
	青山学院大学	1	1.0	1.1	46.2
	専修大学	2	2.0	2.2	48.4
	創価大学	1	1.0	1.1	49.5
	早稲田大学	10	10.1	11.0	60.4
	大阪大学	2	2.0	2.2	62.6
	筑波大学大学院	1	1.0	1.1	63.7
	中央大学	3	3.0	3.3	67.0
	中央大学大学院	1	1.0	1.1	68.1
	長崎大学	1	1.0	1.1	69.2
	島根大学	1	1.0	1.1	70.3
	東京学芸大学	1	1.0	1.1	71.4
	東京工業大学	1	1.0	1.1	72.5
	東京水産大学	1	1.0	1.1	73.6
	東京大学	2	2.0	2.2	75.8
	東京農工大学	1	1.0	1.1	76.9
	東北大学	1	1.0	1.1	78.0
	同志社大学	1	1.0	1.1	79.1
	奈良女子大学	1	1.0	1.1	80.2
	南山大学	3	3.0	3.3	83.5
	日本大学	1	1.0	1.1	84.6
	浜松医科大学	1	1.0	1.1	85.7
	富山大学	1	1.0	1.1	86.8
	北海学園大学	1	1.0	1.1	87.9
	北九州市立大学	2	2.0	2.2	90.1
	名古屋大学	1	1.0	1.1	91.2
	名城大学	1	1.0	1.1	92.3
	明治大学	1	1.0	1.1	93.4
	立教大学	1	1.0	1.1	94.5
	立命館大学	1	1.0	1.1	95.6
	琉球大学	1	1.0	1.1	96.7
	ICU	2	2.0	2.2	98.9
	Temple	1	1.0	1.1	100.0
	合計	91	91.9	100.0	
欠損値	無回答	8	8.1		
合計		99	100.0		

Q2-2大学卒業年度

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	1980	1	1.0	1.1	1.1
	1984	1	1.0	1.1	2.1
	1985	1	1.0	1.1	3.2
	1986	1	1.0	1.1	4.3
	1991	2	2.0	2.1	6.4
	1994	1	1.0	1.1	7.4
	1995	1	1.0	1.1	8.5
	1996	4	4.0	4.3	12.8
	1998	3	3.0	3.2	16.0
	1999	3	3.0	3.2	19.1
	2000	1	1.0	1.1	20.2
	2001	2	2.0	2.1	22.3
	2002	1	1.0	1.1	23.4
	2003	2	2.0	2.1	25.5
	2004	2	2.0	2.1	27.7
	2005	1	1.0	1.1	28.7
	2006	2	2.0	2.1	30.9
	2008	1	1.0	1.1	31.9
	2009	3	3.0	3.2	35.1
	2010	2	2.0	2.1	37.2
	2011	2	2.0	2.1	39.4
	2012	6	6.1	6.4	45.7
	2013	3	3.0	3.2	48.9
	2014	5	5.1	5.3	54.3
	2015	5	5.1	5.3	59.6
	2016	8	8.1	8.5	68.1
	2017	21	21.2	22.3	90.4
	2018	9	9.1	9.6	100.0
	合計	94	94.9	100.0	
欠損値	無回答	5	5.1		
合計		99	100.0		

Q2-3出身学部・学科等

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	システム情報工 学研究科（修士 課程）	1	1.0	1.1	1.1
	医学部	1	1.0	1.1	2.1
	医学部医学科	1	1.0	1.1	3.2
	外国語学部 ス 페인学科	1	1.0	1.1	4.2
	外国語学部国際 関係学科	1	1.0	1.1	5.3
	環境科学部	1	1.0	1.1	6.3
	環境情報学科	1	1.0	1.1	7.4
	看護学部	1	1.0	1.1	8.4
	教育学部特別支 援教育教員養成 課程	1	1.0	1.1	9.5
	教育人間科学部 数学専攻	1	1.0	1.1	10.5
	教養学部	2	2.0	2.1	12.6
	教養学部アーツ サイエンス学科	1	1.0	1.1	13.7
	経営	1	1.0	1.1	14.7
	経営学部 経営 学科	1	1.0	1.1	15.8
	経済学部	5	5.1	5.3	21.1
	経済学部 経済 学科	1	1.0	1.1	22.1
	経済学部経営法 学科	1	1.0	1.1	23.2

経済学部経済シ	1	1.0	1.1	24.2
ステム法学科				
経済学部経済学	1	1.0	1.1	25.3
科				
現代社会学部	1	1.0	1.1	26.3
工学部	1	1.0	1.1	27.4
工学部社会建設	1	1.0	1.1	28.4
工学科				
国際関係学部	1	1.0	1.1	29.5
国際情報学部	1	1.0	1.1	30.5
国際文化交流学	1	1.0	1.1	31.6
部日本文化学科				
歯学部歯学	1	1.0	1.1	32.6
社会科学部	1	1.0	1.1	33.7
社会学部	2	2.0	2.1	35.8
社会学部社会学	1	1.0	1.1	36.8
科				
商学部	3	3.0	3.2	40.0
商学部経済学科	1	1.0	1.1	41.1
人間科学部	1	1.0	1.1	42.1
人文学部法経政	1	1.0	1.1	43.2
策学科				
人文学部法律学	1	1.0	1.1	44.2
科				
人文学部法律経	1	1.0	1.1	45.3
済学科				
人文社会科学部	1	1.0	1.1	46.3
水産学部 漁業	1	1.0	1.1	47.4
生産学科				
政策	1	1.0	1.1	48.4
政治学部	1	1.0	1.1	49.5
政治経済学部	1	1.0	1.1	50.5
政治学科				
生活環境部生活	1	1.0	1.1	51.6
文化学科				
生産工学部・建	1	1.0	1.1	52.6
築工学科				
生命理工学部	1	1.0	1.1	53.7
総合人間学部	1	1.0	1.1	54.7
地域科学部地域	1	1.0	1.1	55.8
政策学科				
都市教養学部	1	1.0	1.1	56.8
農学部生物生産	1	1.0	1.1	57.9
学科				
文学部	2	2.0	2.1	60.0
文学部・日本文	1	1.0	1.1	61.1
学科				
法・法律	1	1.0	1.1	62.1
法学部	19	19.2	20.0	82.1
法学部 政治学	1	1.0	1.1	83.2
科				
法学部・国際関	1	1.0	1.1	84.2
係法学科				
法学部法学科	3	3.0	3.2	87.4
法学部法律学科	5	5.1	5.3	92.6
法文学部 法政	1	1.0	1.1	93.7
学科				
法文学部法律学	1	1.0	1.1	94.7
科				
理学部	1	1.0	1.1	95.8
理学部・天文学	1	1.0	1.1	96.8
科				
理学部・物理学	1	1.0	1.1	97.9
科				
理学部化学科	1	1.0	1.1	98.9
理工学部・応用	1	1.0	1.1	100.0
物理学科				
合計	95	96.0	100.0	
欠損値	無回答	4	4.0	
合計	99	100.0		

Q2-4社会人経験の有無

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	あり	62	62.6	64.6	64.6
	なし	34	34.3	35.4	100.0
	合計	96	97.0	100.0	
欠損値	無回答	3	3.0		
合計		99	100.0		

\$Q2-4社会人経験

		応答数		ケースの
		度数	パーセント	パーセント
Q2 ^a	A公務員	8	10.1%	12.9%
	B教職員	4	5.1%	6.5%
	C会社員	37	46.8%	59.7%
	D法律事務所事務員	4	5.1%	6.5%
	E塾講師	3	3.8%	4.8%
	F自営業	3	3.8%	4.8%
	G専門職	7	8.9%	11.3%
	Hアルバイト	11	13.9%	17.7%
	I主婦・主夫	1	1.3%	1.6%
	Jその他	1	1.3%	1.6%
合計		79	100.0%	127.4%

a. 2 分グループを値 1 で集計します。

Q2_5社会人経験の期間

		度数	パーセント	有効	累積
				パーセント	パーセント
有効	1年～5年	22	22.2	36.1	36.1
	6年～10年	12	12.1	19.7	55.7
	11年～15年	5	5.1	8.2	63.9
	16年～20年	15	15.2	24.6	88.5
	21年以上	7	7.1	11.5	100.0
	合計	61	61.6	100.0	
欠損値	非該当	35	35.4		
	無回答	3	3.0		
	合計	38	38.4		
合計		99	100.0		

Q3（法学部以外出身の方のみお答え下さい。）法科大学院入学時点でどの程度の法律に関する学習経験がありましたか（複数回答可）。

\$Q3

		応答数		ケースの
		度数	パーセント	パーセント
Q3 ^a	1出身学部で法律科目単位取得	38	45.8%	55.9%
	2予備校	7	8.4%	10.3%
	3入学前講座受講	5	6.0%	7.4%
	4独学	10	12.0%	14.7%
	5全くなし	17	20.5%	25.0%
	6その他	6	7.2%	8.8%
合計		83	100.0%	122.1%

a. 2 分グループを値 1 で集計します。

Q4 法科大学院に進学した理由等に関してお聞きします。

Q4-1 法科大学院に進学を決めた理由は何ですか（複数回答可）。

\$Q4-1

		応答数		ケースの
		度数	パーセント	パーセント
Q4 ^a	1法曹志望	85	81.0%	85.9%
	2その他	20	19.0%	20.2%
合計		105	100.0%	106.1%

a. 2 分グループを値 1 で集計します。

Q4-2 ①法曹を志望した理由について具体的に御回答下さい。

(省略)

Q4-2 ②法科大学院への進学を決めた理由は何ですか。

(省略)

Q4-2 ③法科大学院への進学を躊躇させた要因があれば具体的に記載してください。

(省略)

Q5 法科大学院への進学を決めた時期はいつ頃でしたか。

Q5

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	高校生以前	2	2.0	2.0	2.0
	大学1年次	3	3.0	3.0	5.1
	大学2年次	3	3.0	3.0	8.1
	大学3年次	16	16.2	16.2	24.2
	大学4年次	11	11.1	11.1	35.4
	大学5年次以降 の大学在学中	3	3.0	3.0	38.4
	大学卒業後（下 記を除く）	3	3.0	3.0	41.4
	大学院入学後	2	2.0	2.0	43.4
	社会人になって から	53	53.5	53.5	97.0
	その他	3	3.0	3.0	100.0
	合計	99	100.0	100.0	

Q6-1 法科大学院への進学を決めた時点において、司法試験合格までの期間をどの程度かかると考えていましたか。

Q6-1

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	法科大学院修了 直後	52	52.5	53.1	53.1
	法科大学院修了 から2年以内	28	28.3	28.6	81.6
	法科大学院修了 後3年以上5年以 内	13	13.1	13.3	94.9
	合格までの期間 について全く考 えていなかった	5	5.1	5.1	100.0
	合計	98	99.0	100.0	
欠損値	無回答	1	1.0		
合計		99	100.0		

Q6-2 現時点で、司法試験合格までの期間をどの程度かかると考えていましたか。

Q6-2

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	法科大学院修了 直後	40	40.4	42.1	42.1
	法科大学院修了 から2年以内	35	35.4	36.8	78.9
	法科大学院終了 後3年以上5年以 内	15	15.2	15.8	94.7
	合格までの期間 について全く考 えていない	4	4.0	4.2	98.9
	その他	1	1.0	1.1	100.0
	合計	95	96.0	100.0	
欠損値	無回答	4	4.0		
合計		99	100.0		

Q7-1 法科大学院入学当初、法学を学習する際に困ったことや戸惑ったことについて具体的に書きください。

(省略)

Q7-2 「1」のほか、現時点で、未修者として法学を学習する際に困っていることや戸惑っていることがあれば具体的に書き下さい。

(省略)

Q8-1 2年進級時点において既修者と比較して、同程度の学力がついていたと感じましたか。また、学力が不足していると感じた場合は、どのような学力が不足していると感じたかお書きください。

Q8-1

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	既修者と同程度の学力がついていた	5	5.1	25.0	25.0
	既修者より学力が不足している部分があった	15	15.2	75.0	100.0
	合計	20	20.2	100.0	
欠損値	非該当	77	77.8		
	無回答	2	2.0		
	合計	79	79.8		
合計		99	100.0		

Q8-1 ※不足していた学力(省略)

Q8-2 現時点で、既修者と同程度の学力がついていると感じますか。感じる場合、同程度の学力がついたと感じられた時期はいつ頃ですか。また、学力が不足していると感じる場合は、どのような学力が不足していると感じるかお書きください。

Q8-2

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	2年生後期	1	1.0	6.7	6.7
	既修者より学力が不足している部分がある	14	14.1	93.3	100.0
	合計	15	15.2	100.0	
欠損値	非該当	82	82.8		
	無回答	2	2.0		
	合計	84	84.8		
合計		99	100.0		

Q8-2 ※不足していた学力(省略)

Q9-1 ご自身の学力向上に有効と思える学習方法が身についていると感じますか。

Q9-1

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	感じる	14	14.1	60.9	60.9
	感じない	9	9.1	39.1	100.0
	合計	23	23.2	100.0	
欠損値	非該当	76	76.8		
	合計	99	100.0		

Q9-2 ご自身の学力向上に有効と思える学習方法が身についた時期を一つあげるとしたらいつ頃でしたか。またその学習方法が身についたきっかけについて具体的に御回答ください。

Q9-2

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	1年生前期	2	2.0	13.3	13.3
	1年生後期	9	9.1	60.0	73.3
	2年生前期	2	2.0	13.3	86.7
	2年生後期	1	1.0	6.7	93.3
	その他	1	1.0	6.7	100.0
	合計	15	15.2	100.0	
欠損値	非該当	83	83.8		
	無回答	1	1.0		
	合計	84	84.8		
合計		99	100.0		

Q9-2 ※学習方法が身についたきっかけ(省略)

Q10 法科大学院において自分の学力向上に有効であると思える授業(ゼミ、演習等を含む)はありますか。ある場合、どういう理由で有効ですか。

(省略)

Q11 授業内容や授業方法についてお聞きします。

Q11-1 どのような授業内容や授業方法が、学力を向上させるために有益だと思いますか。またその理由について御回答ください。

(省略)

Q11-2 特に1年次において有益だと思われる授業内容や授業方法がありますか。またその理由について御回答ください。

(省略)

Q11-3 どのような授業内容や授業方法が、学力の向上という観点からみてマイナスだと思いますか。またその理由について御回答ください。

(省略)

Q12 自主ゼミについてお聞きします。

Q12-1 自主ゼミを行っていますか。

Q12-1

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	行っている	54	54.5	55.7	55.7
	以前、行っていた	17	17.2	17.5	73.2
	行ったことはない	26	26.3	26.8	100.0
	合計	97	98.0	100.0	
欠損値	無回答	2	2.0		
合計		99	100.0		

Q12-2 どのような方法の自主ゼミですか。

\$Q12_2_1

		応答数 度数	パーセント	ケースの パーセント
Q12_2_1 ^a	1同程度の實力を持った学生同士	39	44.8%	56.5%
	2勉強の進んだ人がリード	20	23.0%	29.0%
	3正規教員又は補助教員が関与	19	21.8%	27.5%
	4③以外の修了生や実務家が関与	6	6.9%	8.7%
	5その他	3	3.4%	4.3%
合計		87	100.0%	126.1%

a. 2 分グループを値 1 で集計します。

Q12-2-2 どのような内容の自主ゼミですか。

\$Q12_2_2

		応答数 度数	パーセント	ケースの パーセント
Q12_2_2 ^a	1授業の予習復習	27	23.5%	38.6%
	2百選などの判例検討	6	5.2%	8.6%
	3事例演習	32	27.8%	45.7%
	4答案練習	46	40.0%	65.7%
	5その他	4	3.5%	5.7%
合計		115	100.0%	164.3%

a. 2 分グループを値 1 で集計します。

Q12-3-1 どのような内容の自主ゼミが有益だと考えますか。また有益だと考える自主ゼミそれぞれについて、その理由を御回答ください。

\$Q12_3_1 有益と考える自主ゼミの方法 度数

		応答数		ケースの パーセント
		度数	パーセント	
Q12_3_1 ^a	1 同程度の実力を持った学生同士	25	20.7%	35.2%
	2 勉強の進んだ人がリード	27	22.3%	38.0%
	3 正規教員又は補助教員が関与	41	33.9%	57.7%
	4 ③以外の修了生や実務家が関与	26	21.5%	36.6%
	5 その他	1	0.8%	1.4%
	6 有益と思える自主ゼミはない	1	0.8%	1.4%
合計		121	100.0%	170.4%

a. 2 分グループを値 1 で集計します。

Q12-3-1 ※有益だった理由(省略)

Q12-3-2 そのような内容の自主ゼミが有益だと考えますか。また有益と考える自主ゼミそれぞれについて、その理由を御回答ください。

\$Q12_3_2

		応答数		ケースの パーセント
		度数	パーセント	
Q12_3_2 ^a	1 授業の予習復習	16	13.1%	23.2%
	2 百選などの判例検討	11	9.0%	15.9%
	3 事例演習	37	30.3%	53.6%
	4 答案練習	58	47.5%	84.1%
合計		122	100.0%	176.8%

a. 2 分グループを値 1 で集計します。

Q12-3-2 ※有益だった理由(省略)

Q12-3-4 有益ではない自主ゼミがあった場合、その方法・内容と、有益でなかった理由を御回答ください。

(省略)

Q13 法科大学院における学習環境や学習支援制度についてお聞きます。

Q13-1 授業、自主ゼミのほか、学力向上に役に立っている法科大学院の学習環境や制度がある場合、その理由とともに御回答ください。

(省略)

Q13-2 1 のほか、現在は存在しないものの、このような学習環境や制度があれば有益でないと考えられるものがあれば、その理由とともに御回答ください。

(省略)

Q14 学習方法や学習上の工夫についてお聞きます。

Q14-1 法科大学院における学習において、学力向上に有効と考える学習方法や工夫していることがあればお聞かせください。

(省略)

Q14-2 法科大学院における学習において、学力向上という観点からみてマイナスと思われる学習方法などがあればお聞かせ下さい。

(省略)

Q15 法科大学院において司法試験合格に直結するわけではないけれども法曹になるにあたって有益と考える授業、課外企画、課外活動などがあればいくつでもお書きください。

(省略)

Q16 共通到達度確認試験の思考試験の受験はご自身の学力向上にとって有益でしたか。またその理由についても御回答ください。

Q16

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	とても有益だった	1	1.0	5.0	5.0
	ある程度有益だった	13	13.1	65.0	70.0
	あまり有益ではなかった	5	5.1	25.0	95.0
	全く有益ではなかった	1	1.0	5.0	100.0
	合計	20	20.2	100.0	
欠損値	無回答	79	79.8		
合計		99	100.0		

Q16 ※理由(省略)

Q17 その他に法科大学院教育について、ご意見がありましたらご自由にお書きください。
(省略)

法科大学院における学習に関するアンケート調査
－非法学部卒業者，社会人経験者（1 年次・2 年次在学学生）対象－

本アンケートは日弁連法務研究財団が、「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」の一環として、特に非法学部卒業者，社会人経験者の学生が法科大学院における教育の内容，方法等についてどのように考えているか御教示いただきたく，御回答を御依頼するものです。

本アンケート調査への御回答については，回答者の個人情報が特定される形での利用・公表は致しません。

《以下の質問に対して，該当する□にチェック（☑）をしてください。》

複数回答可と書いてあるもの以外は，当てはまるものに1つだけ「✓」をしてください。

問1 あなたご自身についておたずねします。差し支えない範囲でお答えください。

- 1 法科大学院名（ ）
- 2 法科大学院に入学した年度（ ）年度
- 3 現在の学年（ ）年次
- 4 性別：□①男性 □②女性
- 5 年代：□①20歳～24歳 □②25歳～29歳 □③30歳～34歳
□④35歳～39歳 □⑤40歳～44歳 □⑥45歳～49歳 □⑦50歳代
□⑧60歳以上

問2 法科大学院入学前の経歴についてお答えください。

- 1 出身大学名（ ）
- 2 大学卒業年度（ ）年度
- 3 出身学部・学科等（ ）
- 4 社会人経験の有無 ※「社会人経験」については出身法科大学院の定義に従ってください
□①ある（複数回答可）
□A 公務員（教職員を除く） □B 教職員 □C 会社員（役員を含む） □D 法律事務所事務員 □E 塾講師 □F 自営業（農林漁業を含む，Gを除く） □G 専門職（公認会計士・医師等）， □H アルバイト（A～Gでもフルタイムでない場合はこちら） □I 主婦・主夫 □J その他
□②ない
- 5 社会人経験の期間 約（ ）年間

問3 （法学部以外出身の方のみお答えください。）法科大学院入学時点でどの程度の法律に関する学習経験がありましたか。

（複数回答可）

- ①出身学部で「法学入門」，「憲法」，「民法」など，法律に関する科目の単位を1科目

でも取得したことがある。

☐②予備校で基本法についての講座を受講したことがある。

☐③「入学前講座」など，法科大学院が提供する入学前のカリキュラムを受講したことがある。

☐④法科大学院入学前に独学で法律の学習を行った。

☐⑤法律に関する学習は全く行わずに法科大学院に入学した。

☐⑥その他

()

問4 法科大学院に進学した理由等についてお聞きします。

1 法科大学院への進学を決めた理由は何ですか（複数回答可）。

☐①法曹を志望しているから。

☐②その他 ()

2 （以下の質問は1で①を選択した方のみお答えください。）

① 法曹を志望した理由について具体的に御回答ください。

② 法科大学院への進学を決めた理由は何ですか（予備試験も受験した方は、予備試験専門にしなかった理由を御回答ください。）。

③ 法科大学院への進学を躊躇させた要因があれば具体的に記載してください（例：家庭の事情，仕事，将来のビジョンなど）。

問5 法科大学院への進学を決めた時期はいつ頃でしたか。

☐①高校生以前

☐②大学1年次

☐③大学2年次

☐④大学3年次

☐⑤大学4年次

☐⑥大学5年次以降の大学在学中

☐⑦大学卒業後（⑧⑨を除く）

☐⑧大学院入学後

☐⑨社会人になってから

☐⑩その他 ()

問 6

1 法科大学院への進学を決めた時点において、司法試験合格までの期間をどの程度かかると考えていましたか。

☐①法科大学院修了直後

☐②法科大学院修了から 2 年以内

☐③法科大学院修了後 3 年以上 5 年以内

☐④合格までの期間について全く考えていなかった

☐⑤その他 ()

2 現時点で、司法試験合格までの期間をどの程度かかると考えていますか。

☐①法科大学院修了直後

☐②法科大学院修了から 2 年以内

☐③法科大学院修了後 3 年以上 5 年以内

☐④合格までの期間について全く考えていない

☐⑤その他 ()

問 7

1 法科大学院入学当初、法学を学習する際に困ったことや戸惑ったことについて具体的にお書きください。

2 「1」のほか、現時点で、未修者として法学を学習する際に困っていることや戸惑っていることがあれば具体的にお書きください。

問 8 (以下の質問は 2 年生の方のみお答えください。1 年生の方は問 9 へ進んでください。)

1 2 年進級時点において既修者と比較して、同程度の学力がついていたと感じましたか。また、学力が不足していると感じた場合は、どのような学力が不足していると感じたかお書きください。

☐①既修者と同程度の学力がついていた

☐②既修者より学力が不足している部分があった

不足していた学力

()

2 (以下の質問は 1 で②を選択した方のみお答えください。) 現時点で、既修者と比較して、

同程度の学力がついていると感じますか。感じる場合、同程度の学力がついたと感じられた時期はいつ頃ですか。また、学力が不足していると感じる場合は、どのような学力が不足していると感じるかお書きください。

☐① 2 年生前期

☐② 2 年生後期

☐③ 既修者より学力が不足している部分がある

不足している学力

()

問 9

1 ご自身の学力向上に有効と思える学習方法が身についていると感じますか。

☐① 感じる

☐② 感じない

2 (以下の質問は 1 で①を選択した方のみお答えください。) ご自身の学力向上に有効と思える学習方法が身についた時期を一つあげるとしたらいつ頃でしたか。またその学習方法が身についたきっかけについて具体的に御回答ください。

☐① 1 年生前期

☐② 1 年生後期

☐③ 2 年生前期

☐④ 2 年生後期

☐⑤ わからない

☐⑥ その他 ()

学習方法が身についたきっかけ

()

問 10 法科大学院において、自分の学力向上に有効であると思える授業(ゼミ、演習等を含む)はありますか(複数回答可)。ある場合、どういう理由で有効ですか。

☐① 1 年次 科目名 ()

☐② 2 年次 科目名 ()

☐③ ない

有益である理由(御回答いただいた授業毎に御回答ください。)

()

問 11 授業内容や授業方法についてお聞きします。

1 どのような授業内容や授業方法が、学力を向上させるために有益だと思いますか。またその理由について御回答ください。

2 特に1年次において有益だと思われる授業内容や授業方法がありますか。またその理由について御回答ください。

3 どのような授業内容や授業方法が、学力の向上という観点からみてマイナスだと思いますか。またその理由について御回答ください。

問12 自主ゼミについてお聞きします。

1 自主ゼミを行っていますか。

☐①行っている

☐②以前、行っていた

☐③行ったことはない

2-1 (以下の質問は1で③以外を選択した方のみお答えください。) どのような方法の自主ゼミですか。

☐①概ね同程度の実力を持った学生同士による自主ゼミ

☐②勉強の進んだ人がリードする学生同士による自主ゼミ

☐③正規教員またはチューター、アカデミックアドバイザーなどの補助教員が関与した自主ゼミ

☐④③以外の修了生や実務家が関与した自主ゼミ

☐⑤その他 ()

2-2 (以下の質問は1で③以外を選択した方のみお答えください) どのような内容の自主ゼミですか(複数回答可)

☐①授業の予習復習

☐②百選などの判例検討

☐③事例演習

☐④答案練習

☐⑤その他 ()

3-1 どのような方法の自主ゼミが有益だと考えますか。また有益と考える自主ゼミそれぞれ

れについて、その理由を御回答ください。

- ☐①概ね同程度の実力を持った学生同士による自主ゼミ
- ☐②勉強の進んだ人がリードする学生同士による自主ゼミ
- ☐③正規教員またはチューター、アカデミックアドバイザーなどの補助教員が関与した自主ゼミ
- ☐④③以外の修了生や実務家が関与した自主ゼミ
- ☐⑤その他（ ）
- ☐⑥特に有益と思える自主ゼミはない

有益だった理由

()

3-2 どのような内容の自主ゼミが有益だと考えますか。また有益と考える自主ゼミそれぞれについて、その理由を御回答ください。

- ☐①授業の予習復習
- ☐②百選などの判例検討
- ☐③事例演習
- ☐④答案練習
- ☐⑤その他（ ）
- ☐⑥特に有益と思える自主ゼミはない

有益だった理由

()

4 有益ではなかった自主ゼミがあった場合、その方法・内容と、有益でなかった理由を御回答ください。

()

問13 法科大学院における学習環境や学習支援制度についてお聞きします。

1 授業、自主ゼミのほか、学力向上に役に立っている法科大学院の学習環境や制度がある場合、その理由とともに御回答ください。

()

2 1のほか、現在は存在しないものの、このような学習環境や制度があれば有益であると考えられるものがあれば、その理由とともに御回答ください。

()

問14 学習方法や学習上の工夫についてお聞きします。

1 法科大学院における学習において、学力向上に有効と考える学習方法や工夫していることがあればお聞かせください。

2 法科大学院における学習において、学力向上という観点からみてマイナスと思われる学習方法などがあればお聞かせください。

問 1 5 法科大学院において司法試験合格に直結するわけではないけれども法曹になるにあたって有益と考える授業，課外企画，課外活動などがあればいくつでもお書きください。

問 1 6 （この質問は共通到達度確認試験の試行試験を受験された方のみお答えください。）
共通到達度確認試験の試行試験の受験はご自身の学力向上にとって有益でしたか。また、その理由について御回答ください。

☐①とても有益だった

☐②ある程度有益だった

☐③あまり有益ではなかった

☐④全く有益ではなかった

理由

（ ）

問 1 7 その他に法科大学院教育について、ご意見がありましたらご自由にお書きください。

質問は以上です。御回答ありがとうございました。

法科大学院における学習に関するアンケート調査回答結果(単純集計)
-非法学部卒業者、社会人経験者(修了生)対象-

【実施時期】2018年10月～12月

【回答者】 109名

F 調査対象校かそれ以外か

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	調査対象校	66	60.6	60.6	60.6
	その他	43	39.4	39.4	100.0
	合計	109	100.0	100.0	

Q1 あなたご自身についておたずねします。差し支えない範囲でお答えください。

Q1-1出身法科大学院名

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	愛知大学法科大学院	1	0.9	0.9	0.9
	一橋大学法科大学院	6	5.5	5.6	6.5
	横浜国立大学法科大学院	1	0.9	0.9	7.4
	関西学院大学法科大学院	5	4.6	4.6	12.0
	久留米大学法科大学院	1	0.9	0.9	13.0
	京都産業大学法科大学院	1	0.9	0.9	13.9
	京都大学法科大学院	12	11.0	11.1	25.0
	桐蔭横浜大学法科大学院	1	0.9	0.9	25.9
	金沢大学法科大学院	4	3.7	3.7	29.6
	九州大学法科大学院	5	4.6	4.6	34.3
	熊本大学法科大学院	2	1.8	1.9	36.1
	慶應義塾大学法科大学院	1	0.9	0.9	37.0
	広島大学法科大学院	1	0.9	0.9	38.0
	香川・愛媛連合法科大学院	1	0.9	0.9	38.9
	鹿児島大学法科大学院	1	0.9	0.9	39.8
	上智大学法科大学院	1	0.9	0.9	40.7
	神戸大学法科大学院	2	1.8	1.9	42.6
	成蹊大学法科大学院	1	0.9	0.9	43.5
	千葉大学法科大学院	1	0.9	0.9	44.4
	創価大学法科大学院	5	4.6	4.6	49.1
	早稲田大学法科大学院	10	9.2	9.3	58.3
	大阪大学法科大学院	3	2.8	2.8	61.1
	筑波大学法科大学院	3	2.8	2.8	63.9
	中央大学法科大学院	3	2.8	2.8	66.7
	中京大学法科大学院	1	0.9	0.9	67.6
	東京大学法科大学院	3	2.8	2.8	70.4
	東北大学法科大学院	4	3.7	3.7	74.1
	同志社大学法科大学院	3	2.8	2.8	76.9
	南山大学法科大学院	1	0.9	0.9	77.8
	日本大学法科大学院	1	0.9	0.9	78.7
	北海道大学法科大学院	6	5.5	5.6	84.3
	名古屋大学法科大学院	2	1.8	1.9	86.1
	名城大学法科大学院	1	0.9	0.9	87.0
	明治大学法科大学院	9	8.3	8.3	95.4
	琉球大学法科大学院	5	4.6	4.6	100.0
	合計	108	99.1	100.0	
欠損値	無回答	1	0.9		
合計		109	100.0		

Q1-2法科大学院入学年度

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	2004年	2	1.8	1.9	1.9
	2005年	2	1.8	1.9	3.8
	2006年	7	6.4	6.6	10.4
	2007年	6	5.5	5.7	16.0
	2008年	12	11.0	11.3	27.4
	2009年	20	18.3	18.9	46.2
	2010年	18	16.5	17.0	63.2
	2011年	13	11.9	12.3	75.5
	2012年	17	15.6	16.0	91.5
	2013年	5	4.6	4.7	96.2
	2014年	4	3.7	3.8	100.0
	合計	106	97.2	100.0	
欠損値	無回答	3	2.8		
合計		109	100.0		

Q1-3法科大学院修了年度

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	2006年	2	1.8	1.9	1.9
	2008年	6	5.5	5.7	7.5
	2009年	4	3.7	3.8	11.3
	2010年	7	6.4	6.6	17.9
	2011年	16	14.7	15.1	33.0
	2012年	21	19.3	19.8	52.8
	2013年	12	11.0	11.3	64.2
	2014年	20	18.3	18.9	83.0
	2015年	9	8.3	8.5	91.5
	2016年	5	4.6	4.7	96.2
	2017年	4	3.7	3.8	100.0
	合計	106	97.2	100.0	
欠損値	無回答	3	2.8		
合計		109	100.0		

Q1-4留年時に在籍した学年

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	1年次	3	2.8	2.8	2.8
	2年次	5	4.6	4.6	7.4
	3年次	1	0.9	0.9	8.3
	記載なし	99	90.8	91.7	100.0
	合計	108	99.1	100.0	
欠損値	無効回答	1	0.9		
合計		109	100.0		

Q1-5司法試験に合格した年

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	2009年	1	0.9	0.9	0.9
	2010年	2	1.8	1.9	2.8
	2011年	2	1.8	1.9	4.7
	2012年	18	16.5	16.8	21.5
	2013年	19	17.4	17.8	39.3
	2014年	18	16.5	16.8	56.1
	2015年	19	17.4	17.8	73.8
	2016年	19	17.4	17.8	91.6
	2017年	5	4.6	4.7	96.3
	2018年	4	3.7	3.7	100.0
	合計	107	98.2	100.0	
欠損値	無回答	2	1.8		
合計		109	100.0		

Q1-6司法試験合格時の司法試験受験資格

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	法科大学院修了	103	94.5	97.2	97.2
	予備試験	3	2.8	2.8	100.0
	合計	106	97.2	100.0	
欠損値	無回答	3	2.8		
合計		109	100.0		

Q1-7修習期

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	63期	1	0.9	0.9	0.9
	64期	2	1.8	1.9	2.8
	65期	2	1.8	1.9	4.7
	66期	17	15.6	15.9	20.6
	67期	22	20.2	20.6	41.1
	68期	17	15.6	15.9	57.0
	69期	18	16.5	16.8	73.8
	70期	20	18.3	18.7	92.5
	71期	4	3.7	3.7	96.3
	72期	4	3.7	3.7	100.0
	合計	107	98.2	100.0	
欠損値	無回答	2	1.8		
合計		109	100.0		

Q1-8性別

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	男性	78	71.6	72.2	72.2
	女性	30	27.5	27.8	100.0
	合計	108	99.1	100.0	
欠損値	無回答	1	0.9		
合計		109	100.0		

Q1-9年代

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	25歳～29歳	10	9.2	9.3	9.3
	30歳～34歳	48	44.0	44.4	53.7
	35歳～39歳	24	22.0	22.2	75.9
	40歳～44歳	13	11.9	12.0	88.0
	45歳～49歳	7	6.4	6.5	94.4
	50歳代	5	4.6	4.6	99.1
	60歳以上	1	0.9	0.9	100.0
	合計	108	99.1	100.0	
欠損値	無回答	1	0.9		
合計		109	100.0		

Q2 法科大学院入学前の経歴についてお答えください。

Q2-1出身大学名

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	アデレード大学(オーストラリア)	1	0.9	0.9	0.9
	ハワイ大学	1	0.9	0.9	1.8
	愛知大学, 南山大学 大学院	1	0.9	0.9	2.8
	一橋大学	5	4.6	4.6	7.3
	茨城大学	1	0.9	0.9	8.3
	横浜国立大学	2	1.8	1.8	10.1
	岡山大学	1	0.9	0.9	11.0
	関西外国語大学	2	1.8	1.8	12.8

関西学院大学	3	2.8	2.8	15.6
関西大学	2	1.8	1.8	17.4
岩手大学	1	0.9	0.9	18.3
宮城大学	1	0.9	0.9	19.3
京都大学	5	4.6	4.6	23.9
金沢大学	1	0.9	0.9	24.8
九州大学	1	0.9	0.9	25.7
熊本大学	1	0.9	0.9	26.6
慶應義塾大学	6	5.5	5.5	32.1
香川大学	1	0.9	0.9	33.0
国際基督教大学	1	0.9	0.9	33.9
札幌学院大学	1	0.9	0.9	34.9
三重大学	1	0.9	0.9	35.8
山形大学	1	0.9	0.9	36.7
山口大学	1	0.9	0.9	37.6
滋賀県立大学	1	0.9	0.9	38.5
鹿児島大学	1	0.9	0.9	39.4
首都大学	1	0.9	0.9	40.4
小樽商科大学	1	0.9	0.9	41.3
神戸大学	2	1.8	1.8	43.1
神戸薬科大学	1	0.9	0.9	44.0
西南大学	1	0.9	0.9	45.0
青山学院大学	1	0.9	0.9	45.9
静岡大学	1	0.9	0.9	46.8
千葉大学	1	0.9	0.9	47.7
創価大学	3	2.8	2.8	50.5
早稲田大学	17	15.6	15.6	66.1
早稲田大学大学院	1	0.9	0.9	67.0
大阪市立大学	1	0.9	0.9	67.9
大阪大学	2	1.8	1.8	69.7
筑波大学	2	1.8	1.8	71.6
中央大学	1	0.9	0.9	72.5
東京工業大学	2	1.8	1.8	74.3
東京女子大学	1	0.9	0.9	75.2
東京大学	5	4.6	4.6	79.8
東京都立大学	1	0.9	0.9	80.7
東京農業大学	1	0.9	0.9	81.7
東北大学	1	0.9	0.9	82.6
同志社大学	4	3.7	3.7	86.2
日本大学	1	0.9	0.9	87.2
福岡県立大学	1	0.9	0.9	88.1
北海道教育大学旭川校	1	0.9	0.9	89.0
北海道大学	3	2.8	2.8	91.7
北見工業大学	1	0.9	0.9	92.7
名古屋大学	2	1.8	1.8	94.5
明治大学	1	0.9	0.9	95.4
立命館大学	4	3.7	3.7	99.1
琉球大学	1	0.9	0.9	100.0
合計	109	100.0	100.0	

Q2-2大学卒業年度

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	1978年	1	0.9	1.0	1.0
	1983年	1	0.9	1.0	1.9
	1984年	1	0.9	1.0	2.9
	1990年	1	0.9	1.0	3.8
	1991年	1	0.9	1.0	4.8
	1993年	1	0.9	1.0	5.7
	1995年	2	1.8	1.9	7.6
	1996年	4	3.7	3.8	11.4

	1997年	2	1.8	1.9	13.3
	1998年	3	2.8	2.9	16.2
	1999年	2	1.8	1.9	18.1
	2000年	3	2.8	2.9	21.0
	2001年	2	1.8	1.9	22.9
	2002年	3	2.8	2.9	25.7
	2003年	2	1.8	1.9	27.6
	2004年	9	8.3	8.6	36.2
	2005年	7	6.4	6.7	42.9
	2006年	8	7.3	7.6	50.5
	2007年	4	3.7	3.8	54.3
	2008年	15	13.8	14.3	68.6
	2009年	12	11.0	11.4	80.0
	2010年	8	7.3	7.6	87.6
	2011年	6	5.5	5.7	93.3
	2012年	4	3.7	3.8	97.1
	2013年	2	1.8	1.9	99.0
	2015年	1	0.9	1.0	100.0
	合計	105	96.3	100.0	
欠損値	無回答	4	3.7		
合計		109	100.0		

Q2-3出身学部・学科等

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効		1	0.9	0.9	0.9
	システムデザイン学部	1	0.9	0.9	1.8
	医学部医学科	1	0.9	0.9	2.8
	園芸学部	1	0.9	0.9	3.7
	環境科学部	1	0.9	0.9	4.6
	看護学部看護学科	1	0.9	0.9	5.5
	基礎工学部電子物理科学科	1	0.9	0.9	6.4
	教育学部一理科	1	0.9	0.9	7.3
	教育学部社会科	2	1.8	1.8	9.2
	教員養成課程体育学科	1	0.9	0.9	10.1
	教養学部社会科学科	1	0.9	0.9	11.0
	経済学部	6	5.5	5.5	16.5
	経済学部経営学科	3	2.8	2.8	19.3
	経済学部経済学科	2	1.8	1.8	21.1
	経済学部経済法学科	3	2.8	2.8	23.9
	工学部	1	0.9	0.9	24.8
	工学部化学工学科	1	0.9	0.9	25.7
	工学部環境社会工学科	1	0.9	0.9	26.6
	工学部工業化学科	1	0.9	0.9	27.5
	工学部電気電子工学科	1	0.9	0.9	28.4
	工学部電気電子情報工学科	1	0.9	0.9	29.4
	国際関係学部	1	0.9	0.9	30.3
	国際教養学部	3	2.8	2.8	33.0
	国際教養学部 国際教養学科	1	0.9	0.9	33.9
	国際言語学部	1	0.9	0.9	34.9
	国際言語学部国際言語コミュニケーション学科	1	0.9	0.9	35.8
	歯学部歯学科	1	0.9	0.9	36.7
	事業構想学部事業計画学科	1	0.9	0.9	37.6
	社会科学部	1	0.9	0.9	38.5

社会学部	4	3.7	3.7	42.2
社会学部社会学科	1	0.9	0.9	43.1
社会学類	1	0.9	0.9	44.0
商学	1	0.9	0.9	45.0
商学部	4	3.7	3.7	48.6
商学部企業法学科	1	0.9	0.9	49.5
商学部商学科	1	0.9	0.9	50.5
人間科学	1	0.9	0.9	51.4
人間科学部	1	0.9	0.9	52.3
人間科学部健康福祉科学科	1	0.9	0.9	53.2
人間社会学域法学類	1	0.9	0.9	54.1
人文学	1	0.9	0.9	55.0
人文学部社会学科	1	0.9	0.9	56.0
人文学部法学科	1	0.9	0.9	56.9
人文学部法経政策学科	1	0.9	0.9	57.8
人文社会科学部法学・経済過程	1	0.9	0.9	58.7
政治経済	1	0.9	0.9	59.6
総合情報学部	1	0.9	0.9	60.6
総合政策	1	0.9	0.9	61.5
総合政策学部	1	0.9	0.9	62.4
総合政策学部・総合政策学科	1	0.9	0.9	63.3
大学院総合理工学研究科	1	0.9	0.9	64.2
第一文学部心理学専修	1	0.9	0.9	65.1
第二学群人間学類	1	0.9	0.9	66.1
農学部	1	0.9	0.9	67.0
農学部森林科学科	1	0.9	0.9	67.9
文学部	4	3.7	3.7	71.6
文学部思想文化学科	1	0.9	0.9	72.5
文学部社会学科	1	0.9	0.9	73.4
文学部人間関係学科	1	0.9	0.9	74.3
文学部哲学科心理学専攻	1	0.9	0.9	75.2
文学部文学科	1	0.9	0.9	76.1
文理学部社会学科	1	0.9	0.9	77.1
文理学部日本文学科	1	0.9	0.9	78.0
法学科	1	0.9	0.9	78.9
法学部	6	5.5	5.5	84.4
法学部政治行政コース	1	0.9	0.9	85.3
法学部・ビジネス研究科	1	0.9	0.9	86.2
法学部公共政策学科	1	0.9	0.9	87.2
法学部総合社会システム学科法学専攻	1	0.9	0.9	88.1
法学部第1類	2	1.8	1.8	89.9
法学部法律学科	6	5.5	5.5	95.4
法文・経済	1	0.9	0.9	96.3
薬学部	1	0.9	0.9	97.2
理学部	1	0.9	0.9	98.2
理工学研究科建設工学専攻土木工学専門分野	1	0.9	0.9	99.1
理工学部機械工学部	1	0.9	0.9	100.0
合計	109	100.0	100.0	

Q2-4 社会人経験の有無

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	あり	66	60.6	61.1	61.1
	なし	42	38.5	38.9	100.0
	合計	108	99.1	100.0	
欠損値	無回答	1	0.9		
合計		109	100.0		

\$Q2_4 社会人経験

		応答数		ケースの パーセント
		度数	パーセント	
Q2_4 ^a	公務員	11	12.8%	16.9%
	会社員	32	37.2%	49.2%
	法律事務所事務員	7	8.1%	10.8%
	塾講師	5	5.8%	7.7%
	自営業	2	2.3%	3.1%
	専門職	11	12.8%	16.9%
	アルバイト	16	18.6%	24.6%
	主婦・主夫	2	2.3%	3.1%
合計		86	100.0%	132.3%

a. 2 分グループを値 1 で集計します。

Q2_5 α 社会人経験の期間

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	1年～5年	35	32.1	53.8	53.8
	6年～10年	16	14.7	24.6	78.5
	11年～15年	7	6.4	10.8	89.2
	16年～20年	4	3.7	6.2	95.4
	21年～25年	1	0.9	1.5	96.9
	26年～30年	2	1.8	3.1	100.0
	合計	65	59.6	100.0	
	欠損値	42	38.5		
欠損値	非該当	2	1.8		
	無回答				
	合計	44	40.4		
合計		109	100.0		

Q3 (法学部以外出身の方のみお答え下さい。) 法科大学院入学時点でどの程度の法律に関する学習経験がありましたか(複数回答可)。

\$Q3 法律学習経験

		応答数		ケースの パーセント
		度数	パーセント	
Q3 ^a	法律関連単位取得	43	37.1%	49.4%
	予備校	18	15.5%	20.7%
	入学前講座	8	6.9%	9.2%
	独学	18	15.5%	20.7%
	学習経験なし	24	20.7%	27.6%
	その他	5	4.3%	5.7%
合計		116	100.0%	133.3%

a. 2 分グループを値 1 で集計します。

Q4 法科大学院に進学した理由等に関してお聞きます。

Q4-1 法科大学院に進学を決めた理由は何ですか(複数回答可)。

\$Q4_1

		応答数		ケースの パーセント
		度数	パーセント	
Q4_1 ^a	法曹志望	102	92.7%	94.4%
	その他	8	7.3%	7.4%
合計		110	100.0%	101.9%

a. 2 分グループを値 1 で集計します。

Q4-2 ①法曹を志望した理由について具体的に御回答下さい。

(省略)

Q4-2 ②法科大学院への進学を決めた理由は何ですか。

(省略)

Q4-2 ③法科大学院への進学を躊躇させた要因があれば具体的に記載してください。

(省略)

Q5 法科大学院への進学を決めた時期はいつ頃でしたか。

Q5

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	高校生以前	5	4.6	4.7	4.7
	大学2年次	5	4.6	4.7	9.3
	大学3年次	20	18.3	18.7	28.0
	大学4年次	15	13.8	14.0	42.1
	大学5年次以降の大学 在学中	1	0.9	0.9	43.0
	大学卒業後（下記を 除く）	5	4.6	4.7	47.7
	社会人になってから	49	45.0	45.8	93.5
	その他	7	6.4	6.5	100.0
	合計	107	98.2	100.0	
欠損値	無回答	2	1.8		
合計		109	100.0		

Q6 法科大学院への進学を決めた時点において、司法試験合格までの期間をどの程度かかると考えていましたか。

Q6-1

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	法科大学院修了直後	52	47.7	48.1	48.1
	法科大学院修了から2 年以内	33	30.3	30.6	78.7
	法科大学院終了後3年 以上5年以内	8	7.3	7.4	86.1
	合格までの期間につ いて全く考えていな かった	13	11.9	12.0	98.1
	その他	2	1.8	1.9	100.0
	合計	108	99.1	100.0	
欠損値	無回答	1	0.9		
合計		109	100.0		

Q7-1 法科大学院入学当初、法学を学習する際に困ったことや戸惑ったことについて具体的に書きください。

(省略)

Q7-2 「1」のほか、現時点で、未修者として法学を学習する際に困っていることや戸惑っていることがあれば具体的に書き下さい。

(省略)

Q8 出身法科大学院内におけるご自身の概ねの成績についてご回答ください。

Q8_1 1年次終了時点

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	上位	31	28.4	28.7	28.7
	中の上	33	30.3	30.6	59.3
	中程度	11	10.1	10.2	69.4
	中の下	14	12.8	13.0	82.4
	下位	17	15.6	15.7	98.1
	わからない	2	1.8	1.9	100.0
	合計	108	99.1	100.0	
欠損値	無回答	1	0.9		
合計		109	100.0		

Q8_2 法科大学院終了時点

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	上位	34	31.2	32.1	32.1
	中の上	26	23.9	24.5	56.6
	中程度	22	20.2	20.8	77.4
	中の下	12	11.0	11.3	88.7
	下位	10	9.2	9.4	98.1
	わからない	2	1.8	1.9	100.0
	合計	106	97.2	100.0	
欠損値	無回答	3	2.8		
合計		109	100.0		

Q9 2年進級時点において既修者と比較して、同程度の学力がついていたと感じましたか。また、学力が不足していると感じた場合は、どのような学力が不足していると感じたかお書きください。

Q9 2年次進級時点における既修者との学力差

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	既修者と同程度	20	18.3	19.8	19.8
	既修者より不足	81	74.3	80.2	100.0
	合計	101	92.7	100.0	
欠損値	無回答	8	7.3		
合計		109	100.0		

Q9 ※不足していた学力(省略)

Q10 ご自身の学力が伸びたと感じた時期を一つあげるとしたらいつ頃ですか。

Q10学力が伸びた時期

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	1年生前期	2	1.8	2.0	2.0
	1年生後期	7	6.4	6.9	8.8
	2年生前期	11	10.1	10.8	19.6
	2年生後期	14	12.8	13.7	33.3
	3年生前期	9	8.3	8.8	42.2
	3年生後期	11	10.1	10.8	52.9
	法科大学院修了後最初の司法試験受験まで	2	1.8	2.0	54.9
	上記以降の時期	32	29.4	31.4	86.3
	特にそのように感じた時期はない	6	5.5	5.9	92.2
	わからない	5	4.6	4.9	97.1
	その他	3	2.8	2.9	100.0
	合計	102	93.6	100.0	
欠損値	無回答	7	6.4		
合計		109	100.0		

Q11 既修者と概ね同程度の学力がついたと感じられた時期はいつ頃ですか。

Q11

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	2年生前期	15	13.8	14.9	14.9
	2年生後期	13	11.9	12.9	27.7
	3年生前期	10	9.2	9.9	37.6
	3年生後期	14	12.8	13.9	51.5
	法科大学院修了後最初の司法試験受験まで	6	5.5	5.9	57.4
	上記以降の時期	27	24.8	26.7	84.2
	特にそのように感じた時期はない	8	7.3	7.9	92.1
	わからない	3	2.8	3.0	95.0
	その他	5	4.6	5.0	100.0
	合計	101	92.7	100.0	
欠損値	無回答	8	7.3		
合計		109	100.0		

Q12 ご自身の学力向上に有効と思える学習方法が身についた時期を一つあげるとしたらいつ頃ですか。またその学習方法が身についたきっかけについて具体的に御回答ください。

Q12

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	1年生前期	3	2.8	2.9	2.9
	1年生後期	7	6.4	6.8	9.7
	2年生前期	11	10.1	10.7	20.4
	2年生後期	13	11.9	12.6	33.0
	3年生前期	9	8.3	8.7	41.7
	3年生後期	6	5.5	5.8	47.6
	法科大学院修了後最初の司法試験受験までの時期	6	5.5	5.8	53.4
	上記以降の時期	35	32.1	34.0	87.4
	特にそのように感じた時期はない	7	6.4	6.8	94.2
	わからない	4	3.7	3.9	98.1
	その他	2	1.8	1.9	100.0
	合計	103	94.5	100.0	
	欠損値	6	5.5		
合計		109	100.0		

Q12 ※学習方法が身についたきっかけ(省略)

Q13 法科大学院において自分の学力向上に有効であると思える授業(ゼミ、演習等を含む)はありますか。ある場合、どういう理由で有効ですか。

(省略)

Q14 授業内容や授業方法についてお聞きます。

Q14-1 どのような授業内容や授業方法が、学力を向上させるために有益だと思いますか。またその理由について御回答ください。

(省略)

Q14-2 特に1年次において有益だと思われる授業内容や授業方法がありますか。ま

(省略)

Q14-3 どのような授業内容や授業方法が、学力の向上という観点からみてマイナスだと思いますか。またその理由について御回答ください。

(省略)

Q15 自主ゼミについてお聞きます。

Q15-1 自主ゼミを行ったことがありますか(複数回答可)。

\$Q15_1

		応答数		ケースの
		度数	パーセント	パーセント
Q15_1 ^a	1同程度の實力を持った学生同士	87	40.3%	80.6%
	2勉強の進んだ人がリード	47	21.8%	43.5%
	3正規教員又は補助教員が関与	44	20.4%	40.7%
	4③以外の修了生や実務家が関与	31	14.4%	28.7%
	5自主ゼミをやったことはない	4	1.9%	3.7%
	6その他	3	1.4%	2.8%
合計		216	100.0%	200.0%

a. 2 分グループを値 1 で集計します。

Q15-2 どのような内容の自主ゼミを行いましたか(複数回答可)。

\$Q15_2

		応答数		ケースの
		度数	パーセント	パーセント
Q15_2 ^a	1授業の予習復習	38	14.3%	36.9%
	2百選などの判例検討	47	17.7%	45.6%
	3事例演習	82	30.8%	79.6%
	4答案練習	94	35.3%	91.3%
	5その他	5	1.9%	4.9%
合計		266	100.0%	258.3%

a. 2 分グループを値 1 で集計します。

Q15-3 どのような内容の自主ゼミが有益でしたか。また有益だった自主ゼミそれぞれについて、その理由を御回答下さい(複数回答可)。

\$Q15_3

		応答数		ケースの
		度数	パーセント	パーセント
Q15_3 ^a	1授業の予習復習	20	9.9%	19.2%
	2百選などの判例検討	26	12.9%	25.0%
	3事例演習	55	27.2%	52.9%
	4答案練習	91	45.0%	87.5%
	5その他	7	3.5%	6.7%
	6有益と思える自主ゼミ	3	1.5%	2.9%
合計		202	100.0%	194.2%

a. 2 分グループを値 1 で集計します。

Q15-3※有益だった理由

Q16 法科大学院における学習環境や学習支援制度についてお聞きます。

Q16-1 授業、自主ゼミのほか、学力向上に役に立った法科大学院の学習環境や制度がある場合、その理由とともに御回答下さい。

(省略)

Q16-2 1 のほか、このような学習環境や制度があれば有益だったと考えられるものがあれば、その理由とともに御回答下さい。

(省略)

Q17 法科大学院在学中における司法試験受験予備校など法科大学院以外の教育機関(法職課程教室など大学が運営する機関や受験予備校による通信講座を含み、受験予備校などによる教材や映像教材のみの利用を含みません。以下「受験予備校等」といいます。)の利用状況についてお聞きます。

Q17-1 法科大学院在学中に受験予備校等の口座を受講しましたか(短答式、論文式試験の模擬試験や答案練習及びこれらの開設口座のみの利用を除外します。)

Q17-1

		有効		累積
		度数	パーセント	パーセント
有効	利用した	25	22.9	23.8
	利用していない	80	73.4	76.2
	合計	105	96.3	100.0
欠損値	無回答	4	3.7	
合計		109	100.0	

Q17-2 法科大学院在学中に受講した講座数について御回答下さい。

Q17-2受講した講座数

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	1講座	7	6.4	28.0	28.0
	2～3講座	9	8.3	36.0	64.0
	4～5講座	1	0.9	4.0	68.0
	6講座以上	5	4.6	20.0	88.0
	その他	3	2.8	12.0	100.0
	合計	25	22.9	100.0	
欠損値	非該当	80	73.4		
	無回答	4	3.7		
	合計	84	77.1		
合計		109	100.0		

Q18 学習方法や学習上の工夫についてお聞きます。

Q18-1 法科大学院における学習において、学力向上に有効だった考える学習方法や工夫したことがあればお聞かせください。

(省略)

Q18-2 法科大学院における学習において、学力向上という観点からみたマイナスだったと思われる学習方法などがあればお聞かせ下さい。

(省略)

Q19 法科大学院において司法試験合格に直結するわけではないけれども法曹になるにあたって有益だった授業、課外企画、課外活動などがあればいくつでもお書きください。

(省略)

Q20 共通到達度確認試験の思考試験の受験はご自身の学力向上にとって有益でしたか。またその理由についても御回答ください。

Q20共通到達度確認試験は有益か

		度数	パーセント	有効 パーセント	累積 パーセント
有効	とても有益だった	1	0.9	16.7	16.7
	ある程度有益だった	1	0.9	16.7	33.3
	あまり有益ではなかった	3	2.8	50.0	83.3
	全く有益ではなかった	1	0.9	16.7	100.0
	合計	6	5.5	100.0	
欠損値	無回答	103	94.5		
合計		109	100.0		

Q20 ※理由(省略)

Q21 その他に法科大学院教育について、ご意見がありましたらご自由にお書きください。

(省略)

科大学院における学習に関するアンケート調査
－非法学部卒業者，社会人経験者（修了生）対象－

本アンケートは日弁連法務研究財団が、「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」の一環として、特に非法学部卒業者，社会人経験者の法科大学院修了生（司法試験合格者）が法科大学院における教育の内容，方法等についてどのように考えているか御教示いただきたく、御回答を御依頼するものです。

本アンケート調査への御回答については、回答者の個人情報特定される形での利用・公表は致しません。

《以下の質問に対して、該当する□にチェック（☑）をしてください。》

複数回答可と書いてあるもの以外は、当てはまるものに1つだけ「✓」をしてください。

問1 あなたご自身についておたずねします。差し支えない範囲でお答えください。

※ 複数の法科大学院を修了されている場合には、欄外に二校目の法科大学院名、入学、修了年度、既修・未修の別について記載してください。また、問2以下の質問は一校目の法科大学院についてお答えください。

- 1 出身法科大学院名（ ）
- 2 法科大学院に入学した年度（ ）年度
- 3 法科大学院を修了した年度（ ）年度
- 4 留年したことがある方は留年時に在籍していた学年（ ）年次
- 5 司法試験に合格した年（ ）年
- 6 司法試験合格時の受験資格：□法科大学院修了 □予備試験 □旧司法試験で合格
- 7 修習期（ ）期
- 8 性別：□①男性 □②女性
- 9 年代：□①20歳～24歳 □②25歳～29歳 □③30歳～34歳
□④35歳～39歳 □⑤40歳～44歳 □⑥45歳～49歳 □⑦50歳代
□⑧60歳以上

問2 法科大学院入学前の経歴についてお答えください。

- 1 出身大学名（ ）
- 2 大学卒業年度（ ）年度
- 3 出身学部・学科等（ ）
- 4 社会人経験の有無 ※「社会人経験」については出身法科大学院の定義に従ってください
□①ある（複数回答可）
□A 公務員（教職員を除く） □B 教職員 □C 会社員（役員を含む） □D 法律事務所事務員 □E 塾講師 □F 自営業（農林漁業を含む，Gを除く） □G 専門職（公認会計士・医師等） □H アルバイト（A～Gでもフルタイムでない場合はこちら） □I 主

婦・主夫, □J その他

□②ない

5 社会人経験の期間 約 () 年間

問3 (法学部以外出身の方のみお答え下さい。) 法科大学院入学時点でどの程度の法律に関する学習経験がありましたか。

(複数回答可)

□①出身学部で「法学入門」, 「憲法」, 「民法」など, 法律に関する科目の単位を1科目でも取得したことがある。

□②予備校で基本法についての講座を受講したことがある。

□③「入学前講座」など, 法科大学院が提供する入学前のカリキュラムを受講したことがある。

□④法科大学院入学前に独学で法律の学習を行った。

□⑤法律に関する学習は全く行わずに法科大学院に入学した。

□⑥その他

()

問4 法科大学院に進学した理由等についてお聞きします。

1 法科大学院への進学を決めた理由は何ですか(複数回答可)。

□①法曹を志望したから。

□②その他 ()

2 (以下の質問は1で①を選択した方のみお答えください。)

① 法曹を志望した理由について具体的に御回答ください。

② 法科大学院への進学を決めた理由は何ですか(予備試験も受験した方は、予備試験専願にしなかった理由を御回答ください。)。

③ 法科大学院への進学を躊躇させた要因があれば具体的に記載してください(例: 家庭の事情, 仕事, 将来のビジョンなど)。

問5 法科大学院への進学を決めた時期はいつ頃でしたか。

□①高校生以前

□②大学1年次

□③大学2年次

□④大学3年次

- ☐⑤大学4年次
- ☐⑥大学5年次以降の大学在学中
- ☐⑦大学卒業後（⑧⑨を除く）
- ☐⑧大学院入学後
- ☐⑨社会人になってから
- ☐⑩その他（ ）

問6 法科大学院への進学を決めた時点において、司法試験合格までの期間をどの程度かかると考えていましたか。

- ☐①法科大学院修了直後
- ☐②法科大学院修了から2年以内
- ☐③法科大学院修了後3年以上5年以内
- ☐④合格までの期間について全く考えていなかった
- ☐⑤その他（ ）

問7

1 法科大学院入学当初、法学を学習する際に困ったことや戸惑ったことについて具体的にお書きください。

2 「1」のほか、現時点で考えて、未修者として法学を学習する際に困ったことや戸惑ったことがあれば具体的にお書きください。

問8 出身法科大学院内におけるご自身の概ねの成績について御回答ください。

1 1年次終了時点

- ☐①上位
- ☐②中の上
- ☐③中程度
- ☐④中の下
- ☐⑤下位
- ☐⑥わからない
- ☐⑦その他（ ）

2 法科大学院修了時点

- ☐①上位

- ☐②中の上
- ☐③中程度
- ☐④中の下
- ☐⑤下位
- ☐⑥わからない
- ☐⑦その他 ()

問 9 2 年進級時点において既修者と比較して、同程度の学力がついていたと感じましたか。
また、学力が不足していると感じた場合は、どのような学力が不足していると感じたかお書きください。

- ☐①既修者と同程度の学力がついていた
- ☐②既修者より学力が不足している部分があった
不足していた学力
()

問 1 0 ご自身の学力が伸びたと感じた時期を一つあげるとしたらいつ頃ですか。

- ☐① 1 年生前期
- ☐② 1 年生後期
- ☐③ 2 年生前期
- ☐④ 2 年生後期
- ☐⑤ 3 年生前期
- ☐⑥ 3 年生後期
- ☐⑦法科大学院修了後最初の司法試験受験までの時期
- ☐⑧⑦以降の時期
- ☐⑨特にそのように感じた時期はない
- ☐⑩わからない
- ☐⑪その他 ()

問 1 1 既修者と概ね同程度の学力がついたと感じられた時期はいつ頃ですか。

- ☐① 2 年生前期
- ☐② 2 年生後期
- ☐③ 3 年生前期
- ☐④ 3 年生後期
- ☐⑤法科大学院修了後最初の司法試験受験までの時期
- ☐⑥⑤以降の時期
- ☐⑦特にそのように感じた時期はない

☐⑧わからない

☐⑨その他 ()

問 1 2 ご自身の学力向上に有効と思える学習方法が身についた時期を一つあげるとしたらいつ頃ですか。またその学習方法が身についたきっかけについて具体的に御回答ください。

☐① 1 年生前期

☐② 1 年生後期

☐③ 2 年生前期

☐④ 2 年生後期

☐⑤ 3 年生前期

☐⑥ 3 年生後期

☐⑦法科大学院修了後最初の司法試験受験までの時期

☐⑧⑦以降の時期

☐⑨特にそのように感じた時期はない

☐⑩わからない

☐⑪その他 ()

学習方法が身についたきっかけ

()

問 1 3 法科大学院において、自分の学力向上に有効であると思えた授業（ゼミ、演習等を含む）はありましたか（複数回答可）。あった場合、どういう理由で有効でしたか。

☐① 1 年次 科目名 ()

☐② 2 年次 科目名 ()

☐③ 3 年次 科目名 ()

☐④なかった

有益だった理由（御回答いただいた授業毎に御回答ください。）

()

問 1 4 授業内容や授業方法についてお聞きします。授業を受けた経験をふまえたご自身の意見を御回答ください。

1 どのような授業内容や授業方法が、学力を向上させるために有益だと思いますか。またその理由について御回答ください。

2 特に1年次において有益だと思われる授業内容や授業方法がありますか。またその理由について御回答ください。

3 どのような授業内容や授業方法が、学力の向上という観点からみてマイナスだと思いますか。またその理由について御回答ください。

問15 自主ゼミについてお聞きします。

1 自主ゼミを行ったことがありますか。(複数回答可)

- ☐①概ね同程度の實力をもった学生同士による自主ゼミを行ったことがある
- ☐②勉強の進んだ人がリードする学生同士による自主ゼミを行ったことがある
- ☐③正規教員またはチューター、アカデミックアドバイザーなどの補助教員が関与した自主ゼミを行ったことがある
- ☐④③以外の修了生や実務家が関与した自主ゼミを行ったことがある
- ☐⑤自主ゼミを行ったことはない
- ☐⑥その他 ()

2 (以下の質問は1で⑤以外を選択した方のみお答えください) どのような内容の自主ゼミを行いましたか。(複数回答可)

- ☐①授業の予習復習
- ☐②百選などの判例検討
- ☐③事例演習
- ☐④答案練習
- ☐⑤その他 ()

3 どのような内容の自主ゼミが有益でしたか。また有益だった自主ゼミそれぞれについて、その理由を御回答ください。(複数回答可)

- ☐①授業の予習復習
- ☐②百選などの判例検討
- ☐③事例演習
- ☐④答案練習
- ☐⑤その他 ()
- ☐⑥特に有益と思えた自主ゼミはなかった

有益だった理由(複数回答の場合は回答選択肢それぞれについて御回答ください。)

()

4 有益ではなかった自主ゼミがあった場合、その内容と、有益でなかった理由を御回答ください。

()

問16 法科大学院における学習環境や学習支援制度についてお聞きします。

- 1 授業、自主ゼミのほか、学力向上に役に立った法科大学院の学習環境や制度がある場合、その理由とともに御回答ください。

()

- 2 1のほか、このような学習環境や制度があれば有益だったと考えられるものがあれば、その理由とともに御回答ください。

()

問17 法科大学院在学中における司法試験受験予備校など法科大学院以外の教育機関（法職課程教室など大学が運営する機関や受験予備校による通信講座を含み、受験予備校などによる教材や映像教材のみの利用を含みません。以下「受験予備校等」といいます。）の利用状況についてお聞きします。

- 1 法科大学院在学中に受験予備校等の講座を受講しましたか（短答式、論文式試験の模擬試験や答案練習及びこれらの解説講座のみの利用を除外します。）。

☐①利用した

☐②利用していない

- 2（1で①を選択した方のみお答えください）法科大学院在学中に受講した講座数について御回答ください。

☐①1講座

☐②2～3講座

☐③4～5講座

☐④6講座以上

☐⑤その他（ ）

問18 学習方法や学習上の工夫についてお聞きします。

- 1 法科大学院における学習において、学力向上に有効だった学習方法や工夫したことがあればお聞かせください。

- 2 法科大学院における学習において、学力向上という観点からみたマイナスだったと思われる学習方法などがあればお聞かせください。

問19 法科大学院において司法試験合格に直結したわけではないけれども法曹になるにあたって有益であった授業、課外企画、課外活動などがあればいくつでもお書きください。

問 2 0 （この質問は共通到達度確認試験の試行試験を受験された方のみお答えください。）

共通到達度確認試験の試行試験を受験したことはご自身の学力の向上にとって有益でしたか。また、その理由についてご回答ください。

☐①とても有益だった

☐②ある程度有益だった

☐③あまり有益ではなかった

☐④全く有益ではなかった

理由

（ ）

問 2 1 その他に法科大学院教育について、ご意見がありましたらご自由にお書きください。

質問は以上です。御回答ありがとうございました。

法学未修者教育に関する関係機関・団体における提言等（一覧）

1. 日弁連「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」（2009 年 1 月 16 日）
2. 特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（平成 21 年 4 月 17 日）
3. 「法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果（取りまとめ）」（平成 22 年 7 月 6 日）
4. 「法曹の養成に関するフォーラム論点整理（取りまとめ）」（平成 24 年 5 月 10 日）
5. 日弁連「法科大学院制度の改善に関する具体的提言」（2012 年（平成 24 年）7 月 13 日）
6. 特別委員会「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」（平成 24 年 7 月 19 日）
7. 特別委員会法学未修者教育の充実にための検討ワーキング・グループ「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」（平成 24 年 11 月 30 日）
8. 「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告に対する前回の特別委員会における主な指摘事項」（平成 25 年 1 月 16 日－特別委員会（第 53 回）配付資料 3－5）
9. 法曹養成制度検討会議取りまとめ（平成 25 年 6 月 26 日）
10. 法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」（平成 25 年 7 月 16 日）
11. 特別委員会共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ「共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告」（平成 25 年 11 月 22 日）
12. 特別委員会「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成 26 年 3 月 31 日）
13. 「法学未修者が法律基本科目をより重点的に学ぶことを可能とするための具体的な改善方策について（案）」（平成 26 年 7 月 16 日－特別委員会（第 64 回）配付資料 5）
14. 特別委員会「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）」（平成 26 年 10 月 9 日）

15. 文部科学省における法科大学院の強化と法曹養成の安定化に向けた抜本改革の推進（平成 26 年 11 月 18 日）
16. 法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成 27 年 6 月 30 日）
17. 「法学未修者教育の現状とこれまでの取組について」（平成 28 年 7 月 25 日－特別委員会（第 75 回）配付資料 3）
18. 特別委員会「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン（案）」（平成 29 年 2 月 13 日）
19. 「法科大学院等の教育の改善について（論点と改善の方向性）」（案）（平成 29 年 7 月 20 日－特別委員会（第 81 回）配付資料 1）
20. 「法科大学院等の教育の改善について（「論点と改善の方向性」の検討資料）」（平成 29 年 11 月 22 日－特別委員会（第 83 回）配付資料 3－2）
21. 「法学未修者コースの改善について（案）」（平成 30 年 2 月 5 日－特別委員会（第 84 回）参考資料 2－2）
22. 特別委員会「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成 30 年 3 月 13 日）
23. 「これまでの法科大学院等特別委員会における委員の主な御意見」（平成 30 年 5 月 14 日－特別委員会（第 86 回）配付資料 3－3）

以上

法科大学院の入学定員、実入学者数等の推移

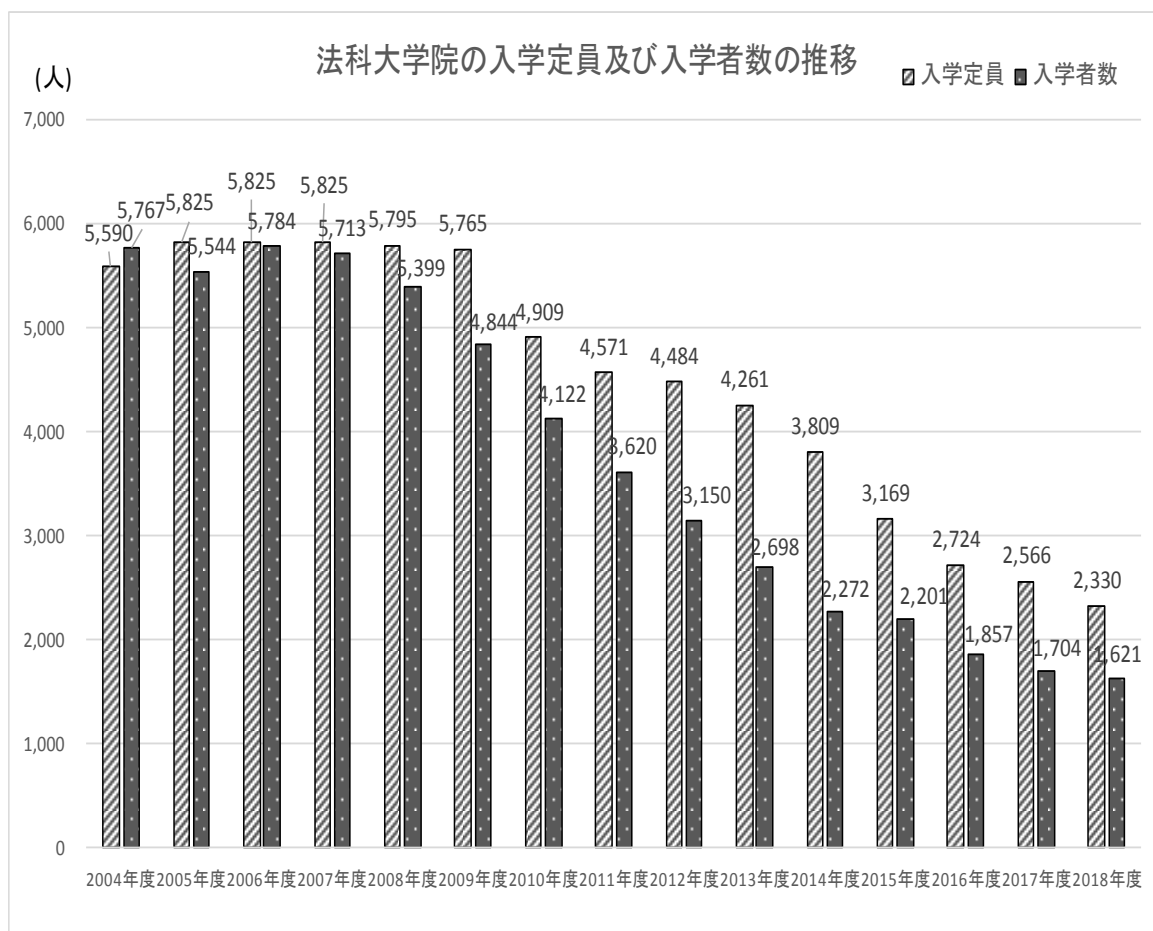
	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
志願者数	72,800	41,756	40,341	45,207	39,555	29,714	24,014	22,927
入学定員	5,590	5,825	5,825	5,825	5,795	5,765	4,909	4,571
入学者数	5,767	5,544	5,784	5,713	5,399	4,844	4,122	3,620
法学既修者	2,350	2,063	2,179	2,169	2,066	2,021	1,923	1,916
法学未修者	3,417	3,481	3,605	3,544	3,333	2,823	2,199	1,704
入学者数(社会人経験者関係)	2,792	2,091	1,925	1,834	1,609	1,298	993	763
法学既修者のうち社会人	1,038	687	718	717	597	464	348	294
法学未修者のうち社会人	1,754	1,404	1,207	1,117	1,012	834	645	469
入学者数(未修者・法学系課程関係)	3,417	3,481	3,605	3,544	3,333	2,823	2,199	1,704
法学未修者のうち法学系課程出身者	1,740	2,034	2,282	2,368	2,179	1,877	1,535	1,159
法学未修者のうち法学系課程以外出身者	1,677	1,447	1,323	1,176	1,154	946	664	545
法学未修者(入学者)のうち社会人及び法学課程以外出身者の合計(単純合計)	3,431	2,851	2,530	2,293	2,166	1,780	1,309	1,014

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
志願者数	18,446	13,924	11,450	10,370	8,278	8,160	8,058
入学定員	4,484	4,261	3,809	3,169	2,724	2,566	2,330
入学者数	3,150	2,698	2,272	2,201	1,857	1,704	1,621
法学既修者	1,825	1,617	1,461	1,431	1,222	1,137	1,112
法学未修者	1,325	1,081	811	770	635	567	509
入学者数(社会人経験者関係)	689	514	422	405	371	337	275
法学既修者のうち社会人	300	207	180	184	164	145	135
法学未修者のうち社会人	389	307	242	221	207	196	140
入学者数(未修者・法学系課程関係)	1,325	1,081	811	770	635	567	509
法学未修者のうち法学系課程出身者	929	720	580	547	462	402	370
法学未修者のうち法学系課程以外出身者	396	361	231	223	173	165	139
法学未修者(入学者)のうち社会人及び法学課程以外出身者の合計(単純合計)	785	668	473	444	380	359	279

※志願者数は、各大学における入学者選抜の受験者数の合計。

※「法学未修者(入学者)のうち社会人及び法学課程以外出身者の合計(単純合計)」は「社会人かつ法学課程以外出身者」をダブルカウントしているため、参考数値である。

※文部科学省公表資料による。(出典:2018年5月14日中教審大学分科会法科大学院等特別委員会(第86回)配付資料「【資料1-1】志願者数・入学者数等の推移(平成16年度～平成30年度)」「【資料1-2】各法科大学院の平成30年度入学者選抜実施状況」「【参考資料1】法科大学院改革の取組状況等について」



(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/siryo/1404919.htm)

標準修業年限修了者数推移

区分		標準修業年限修了者	3年コース	2年コース	標準修業年限を超えて終了した者	合計
平成17年度	国立	663 90.0%	— —	663 90.0%	—	663
	公立	68 89.5%	— —	68 89.5%	—	68
	私立	1445 94.0%	— —	1445 94.0%	—	1445
	合計	2176 92.6%	— —	2176 92.6%	—	2176
平成18年度	国立	1356 81.4%	728 75.5%	628 89.5%	15	1371
	公立	131 92.9%	49 86.0%	82 97.6%	1	132
	私立	2896 79.8%	1787 74.6%	1109 89.8%	19	2915
	合計	4383 80.6%	2564 75.1%	1819 90.0%	35	4418

平成19年度	国立	1445 80.7%	786 73.5%	659 91.4%	107	1552
	公立	110 85.9%	35 77.8%	75 90.4%	4	114
	私立	2986 79.5%	1748 72.8%	1238 91.6%	259	3245
	合計	4541 80.0%	2569 73.0%	1972 91.5%	370	4911
平成20年度	国立	1515 80.8%	783 71.2%	732 94.5%	162	1677
	公立	116 84.7%	43 81.1%	73 86.9%	2	118
	私立	2906 77.3%	1715 69.4%	1191 92.5%	293	3199
	合計	4537 78.6%	2541 70.1%	1996 93.0%	457	4994
平成21年度	国立	1398 79.3%	686 67.5%	712 95.4%	183	1581
	公立	128 91.4%	51 87.9%	77 93.9%	8	136
	私立	2737 73.7%	1655 66.5%	1082 88.5%	338	3075
	合計	4263 75.9%	2492 67.1%	1871 91.2%	529	4792
平成22年度	国立	1363 79.4%	668 68.2%	695 94.2%	160	1523
	公立	116 86.6%	43 79.6%	73 91.3%	5	121
	私立	2452 70.2%	1430 61.8%	1022 86.6%	439	2891
	合計	3931 73.6%	2141 64.0%	1790 86.6%	604	4535
平成23年度	国立	1142 73.7%	524 60.6%	618 90.1%	192	1334
	公立	105 80.8%	33 57.9%	72 98.6%	5	110
	私立	2016 65.7%	1056 55.0%	960 83.7%	477	2493
	合計	3263 68.7%	1613 56.8%	1650 86.6%	674	3937
平成24年度	国立	995 75.4%	361 59.1%	634 89.4%	173	1168
	公立	90 81.8%	29 65.9%	61 92.4%	14	104
	私立	1729 64.2%	781 50.2%	948 83.2%	458	2187
	合計	2814 68.2%	1171 53.0%	1643 85.8%	645	3459

平成25年度	国立	901 70.4%	313 53.9%	588 84.2%	170	1071
	公立	87 79.8%	25 64.1%	62 88.6%	10	97
	私立	1437 67.1%	573 53.0%	864 81.7%	432	1869
	合計	2425 68.7%	911 53.5%	1514 83.0%	612	3037
平成26年度	国立	830 71.6%	296 58.4%	534 81.8%	169	999
	公立	72 66.7%	18 48.6%	54 76.1%	4	76
	私立	1103 65.7%	403 51.3%	700 78.4%	333	1436
	合計	2005 68.1%	717 54.0%	1288 79.7%	506	2511
平成27年度	国立	739 69.0%	237 53.0%	502 80.4%	145	884
	公立	66 81.5%	12 50.0%	54 94.7%	23	89
	私立	927 66.7%	317 52.0%	610 78.2%	290	1217
	合計	1732 68.1%	566 52.4%	1166 79.8%	458	2190
平成28年度	国立	677 69.2%	196 52.4%	481 79.6%	128	805
	公立	38 59.4%	4 28.6%	34 68.0%	10	48
	私立	774 64.5%	200 47.3%	572 73.9%	245	1019
	合計	1489 66.4%	400 49.3%	1089 76.1%	383	1872
平成29年度	国立	596 67.2%	173 52.7%	423 75.7%	122	718
	公立	35 53.8%	3 18.8%	32 65.3%	21	56
	私立	662 63.7%	193 45.3%	469 76.4%	186	848
	合計	1293 64.9%	369 47.9%	924 75.6%	329	1622

法学未修者教育に関する論文等（一覧）

1. 米倉明「ロースクール1年生（法学未修者）に対する民法の教え方－ひとつの覚書－」日弁連法務研究財団編『法科大学院における教育方法』（商事法務，2003年）1頁
2. 伊藤壽英「中央大学法科大学院における未修入学者向け導入教育の取組み」ロースクール研究 8号（2007年）4頁
3. 青木人志「導入教育支援－導入ゼミ」ロースクール研究 8号（2007年）9頁
4. 池田清治「実務家による未修1年次に対する教育の意義－『基礎ゼミ』という試み－」ロースクール研究 8号（2007年）12頁
5. 松本恒雄「法学未修入学者教育と新司法試験」ロースクール研究 9号（2008年）18頁
6. 滝沢昌彦「教科書を読む」法学教室 343号（2009年）10頁
7. 米丸恒治「条文を読む」法学教室 343号（2009年）16頁
8. 中林暁生「判例を読む」法学教室 343号（2009年）22頁
9. 匿名記事「未修修了者からの勉強のポイント（文系出身）」法学教室 343号（2009年）29頁
10. 匿名記事「未修修了者からの勉強のポイント（理系出身）」法学教室 343号（2009年）31頁
11. 匿名記事「未修修了者からの勉強のポイント（社会人経験）」法学教室 343号（2009年）33頁
12. 池田清治「未修者の教育問題」ロースクール研究 18号（2011年）88頁
13. 上田正和「法学未修者に対する法律基本科目教育（刑事法）の実践」法曹養成と臨床教育 5号（2012年）176頁
14. 松本恒雄「日本の法科大学院制度と新司法試験及び予備試験の現状と展望－一橋大学の経験を踏まえて－」一橋法学 12巻1号（2013年）1頁
15. 棟居快行＝鈴木秀美＝松本和彦「法学未修者の憲法の学び方」法学教室 392号（2013年）4頁
16. 北居功「民法の未修者教育－民法教科書の読み方」法学教室 392号（2013年）9頁

17. 橋本正博「刑法授業を効果的に利用するために」法学教室 392 号 (2013 年) 14 頁
18. 此上恭平「法学未修者の学び方」法学教室 392 号 (2013 年) 19 頁
19. 伊藤太一「未修者のための楽を『しない』勉強法」法学教室 392 号 (2013 年) 23 頁
20. 郷家駿平「法科大学院 1 年生が学ぶべき法律学の基礎：試論」法学教室 392 号 (2013 年) 27 頁
21. 加納さやか「ある未修者が遭遇した法律学」法学教室 392 号 (2013 年) 31 頁
22. 藤井智子「3 年間を駆け抜ける」法学教室 392 号 (2013 年) 35 頁
23. 島村暁代「ロー生活をふりかえって」法学教室 392 号 (2013 年) 39 頁
24. 秋山靖浩＝杉本一敏「法科大学院はどういうところか」法学教室 399 号 (2013 年) 4 頁
25. 窪田充見「入学までの準備 [未修者コース]」法学教室 399 号 (2013 年) 13 頁
26. 大舘薫「理系純粋未修者から社内弁護士へー企業法務実務の視点から法科大学院教育について考察するー」法曹養成と臨床教育 8 号 (2015 年) 132 頁
27. 宮城哲「法学未修者に対する民法教育に関する一考察：琉球大学法科大学院における実務家教員による民法教育の実践を踏まえて」琉大法學 99 号 (2018 年) 35 頁
28. 花本広志「民事系コア・カリキュラム・サンプルー策定の考え方とサンプル」法曹養成と臨床教育 11 号 (2019 年) 22 頁
29. 宮城哲「未修者に対する民法教育方法の提案～理想の法曹教育と司法試験の二兎を追う一石二鳥の手法～」法曹養成と臨床教育 11 号 (2019 年) 31 頁
30. 高山加奈子「法科大学院で未修者教育を受けた立場から」法曹養成と臨床教育 11 号 (2019 年) 49 頁

以上

《参考書》

債①94～106頁&4～16頁 債②77～89頁 11～13頁&94～96頁

〈判例〉

○大判昭和4・3・30（百選Ⅱ5・民判78）…恒栄丸難破事件

◎最判昭和50・2・25（百選Ⅱ2・民判79）…八戸駐屯地車両災害事件

○最判昭和58・5・27（民判80）…会計隊長運転ミス事件

○最判昭和59・4・10（民判81）…宿直員強盗殺人事件

○最判昭和56・2・16（民判82）…芦屋基地ヘリコプター墜落事件

△最判平成28・4・21（平成28年度重判民法4）

△最判平成24・2・24判時2144号89頁（平成24年度重判民法5）

📎コア・カリ3-1-2-3

○債務不履行のさまざまな類型を、それぞれの類型に結び付けられた効果と合わせて説明することができる。

○債務不履行に基づく損害賠償の要件及び効果について、債務不履行の類型の相違に留意しつつ、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。

○債務不履行に基づく損害賠償請求と不法行為に基づく損害賠償請求の関係（安全配慮義務の位置づけを含む）について、説明することができる。

第3章 債務不履行

第3節 債務不履行に基づく損害賠償

Ⅰ 損害賠償の要件

[Case1] Aは、著名アーティストXが製作したオブジェ甲をBに売る契約を締結した。売買契約の際に、Aが甲を適切に梱包し、Bの指定する場所へ送付する方法で、甲を引き渡すべきことが約された。

[Case2] Aは、夜中に激しい下痢と吐き気に見舞われ、翌日近所のクリニックBを受診したところ、同クリニックの担当医師Cは問診・触診をしたうえで、消炎鎮痛剤を処方し、精密検査をすることもなく、しばらく安静にして様子を見るように指示した。しかし、その後もAの症状は一向に改善せず、Aは2日後に意識を失い、D病院に救急搬送されたものの、ボツリヌス菌の感染による症状が悪化して死亡した。

Q1 債務不履行に基づく損害賠償の要件を示しなさい。

Q2 Case1において、トラックで配送中の振動により甲が一部破損した状態でBの指定する場所へ届けられたとする。このとき、BがAに対して損害賠償を請求するために、どのような事実を主張立証する必要があるか。

Ⅱ 免責事由（帰責事由の不存在）

1. 債務不履行における帰責事由

Q3 Q2におけるBの請求に対して、Aは、どのような反論をすることが考えられるか。415条1項ただし書にいう「…不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由」に関して、

下線部の一節が挿入されていることには、どのような意味があるか。

Q4 「結果債務」「手段債務」という債務の分類にはどのような意味があるか。

Q5 Case1 において、Aの連絡ミスにより、甲の梱包と運送の代行を業者に依頼するのに予定外の時間を要した結果、期日に甲を引き渡すことができず、その後起きた大地震によりAが保管中の甲が滅失した場合、BはAに対して履行に代わる損害賠償を請求することができるか。

2. 履行補助者が介在する場合

[Case3] A は自己所有の家屋甲をBに賃貸した。同居するBの父Cの火の不始末により火災が起き、甲は全焼した。

[Case4] 旅行業者A主催の「ツンドラでオーロラを満喫する7日間の旅」と題するパックツアー（全行程添乗員同行）にBは家族とともに参加した。旅行の途上、Aがガイド付き1日ツアーのために契約をした現地のバス会社Cの運転手Dが居眠り運転によって起こした衝突事故により、Bは、他の多くの乗客とともに負傷した。

[Case5] Aは所有する船舶乙をBに賃貸した。BはAの承諾を得て乙をCに転貸した。Cは台風の接近により警報が発令されていたにもかかわらず、乙暴風雨に巻き込まれ、乙は滅失した。

Q6 Case1 において、Aが甲を適切に梱包して、運送業者Cに甲の運送を委託したにもかかわらず、Cの従業員Dが前方不注意により越した事故により甲が損傷した場合、BはAに対して損害賠償請求をすることができるか。

Q7 Case2 において、Aの遺族EがBに対して損害賠償を請求する場合にどのような事実を主張立証する必要があるか。

Q8 Case2 において、BのAに対する債務不履行と不法行為の責任成立要件の両方を充たす事実が認められる場合、両責任はどのような関係に立つか。要件（ex.証明責任）及び効果（ex.消滅時効、慰謝料請求、弁護士費用の賠償請求など）の両面から、各法律構成のメリット・デメリットを比較検討しなさい。

Q9 Case3 において、Cに重過失があった場合、BはAに対して甲の返還義務の履行に代わる損害賠償責任を負うか。

Q10 Case4 において、Bは、Aに対して、衝突事故によって被った損害の賠償を請求することができるか（標準約款が存在しないものと仮定して考えること）

Q11 Case5 に関し、AはBに対して、乙の返還義務の履行に代わる損害賠償を請求することができるか。百選Ⅱ5（民判78）事件は、どのような判断を下したか。

人身の自由と適正手続保障

*テキスト第6版 242-255 頁、第5版 234-247 頁を読んでおくこと。

*『百選Ⅱ』112, 115, 119 事件を読んでおくこと。

*本秀紀編『憲法講義』（日本評論社、2015 年）第3部第5章「人身の自由と適正手続の保障」は私が執筆しているので、今回の講義の理解に役立つかもしれない。

1 「人身の自由」理解のための基本的視点

(1)憲法史の視点

①明治憲法下での人身の自由の保障状況

②制憲者意思と Due Process cf. 日本国憲法制定における New Dealer の「功罪」

*Due Process of Law

手続的 Due Process：手続の適正さの要求。Cf. 告知と聴聞（notice and hearing）

実体的 Due Process：法内容の適正さ but ロックナー時代の記憶（第1回レジュメ参照）

(2)刑訴法学との関係という視点

①実体的真実主義 vs. 適正手続主義 cf. 刑訴法1条

②2つの刑事手続像 cf. 白取祐司『刑事訴訟法 第5版』7頁

(A)国家秩序・治安の維持を重視する捜査・公判を担う立場から描く手続

(B)冤罪防止の観点から手続の適正と人権保障を強調する研究者・在野法曹の描く手続

(3)憲法学の論点

①刑訴法の規定の正当化（説明）→憲法的刑訴法による刑事実務批判

Cf. 二重の危険と憲法39条 (B)は判例・実務を批判する上で憲法に頼る。

②憲法31条等の行政手続への適用の有無

2 適正手続

(1)適正手続保障の意味

課題1：以下の問いに答えよ

①「告知と聴聞」の意味と、その重要性（なぜそれを保障することが人権保障に資するのか）を説明せよ。

②第三者所有物没収事件(最大判 1962/11/28)の事実を簡単に説明した上で、判決のポイントを述べよ。

(2)適正手続保障の意義

*違法収集証拠排除原則：最高裁は、違法に収集された証拠の証拠能力について、「証拠物の押収等の手続に、憲法35条及びこれを受けた刑訴法218条1項等の所期する令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、これを証拠として許容することが、将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと認められる場合」、証拠能力は否定されるべきとする（最判 1978/09/07 判時 901 号 15 頁）。

3 適正手続保障と行政手続

課題2：刑事手続と行政手続の違いを述べよ。とりわけ、後者の特徴を明らかにせよ。

課題3：川崎民商事件（最大判 1972/11/22 百選Ⅱ119）について、次の問いに答えよ。

- ①憲法 35 条は行政手続にも及ぶのか？
- ②本件の手続に及ぶのか。及ばない場合、その理由を明らかにせよ。
- ③憲法 38 条 1 項は行政手続にも及ぶのか？
- ④本件の手続に及ぶのか。及ばない場合、その理由を明らかにせよ。
- ⑤判決の問題点を明らかにせよ。

課題4：成田新法事件（最大判 1992/07/01 百選Ⅱ115）について、次の問いに答えよ。

- ①成田新法の内容を簡単に整理した上で、なぜ 31 条違反が問題になるのかを説明せよ。
- ②憲法 31 条は行政手続にも及ぶのか？
- ③本件の手続に及ぶのか。及ばない場合、その理由を明らかにせよ。

4 その他の論点

(1)令状主義

課題5：緊急逮捕はなぜ、憲法 33 条との関係で合憲性が問題になるのか？

課題6：犯罪捜査のための通信傍受(盗聴)は、憲法 35 条に違反しないのか？ Cf. 通信傍受法

(2)迅速な裁判：「高田事件」判決（百選Ⅱ121）を理解しておく。

(3)自己負罪の拒否

- ①麻薬取締法における記帳義務（百選Ⅱ123）
- ②自動車運転者の交通事故の報告義務（百選Ⅱ122）

(4)憲法 39 条の解釈

課題7：「二重の危険」と「一事不再理」の説明をせよ。なお、芦部教授は、いずれの説をとっても結論に大きな相違は生じないとするが（第6版 254 頁、第5版 246 頁）、この説明は妥当か。

*課題8：長谷部恭男教授は、裁判員制度が実施されれば、判例（第6版 254 頁、第5版 246 頁の 25 年判決・百選Ⅱ126）の立場は再検討される可能性がある」と論ずる。なぜそういえるのか。

【参考判例・最判 2012.2.13.判時 2145=9】

刑訴法は控訴審の性格を原則として事後審としており、控訴審は、第1審と同じ立場で事件そのものを審理するのではなく、当事者の訴訟活動を基礎として形成された第1審判決を対象とし、これに事後的な審査を加えるべきものである。第1審において、直接主義・口頭主義の原則が採られ、争点に関する証人を直接調べ、その際の証言態度等も踏まえて供述の信用性が判断され、それらを総合して事実認定が行われることが予定されていることに鑑みると、控訴審における事実誤認の審査は、第1審判決が行った証拠の信用性評価や証拠の総合判断が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかという観点から行うべきものであって、刑訴法 382 条の事実誤認とは、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることをいうものと解するのが相当である。したがって、控訴審が第1審判決に事実誤認があるというためには、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要であるというべきである。このことは、裁判員制度の導入を契機として、第1審において直接主義・口頭主義が徹底された状況においては、より強く妥当する

9 表現の自由②

1 定義づけ衡量、個別的衡量

- (1) 通説は、わいせつや名誉毀損といった一定のカテゴリーに属する表現行為の規制は、表現の内容に基づく規制であるにもかかわらず、「厳格審査」の基準を適用して規制の憲法適合性を判断すべきではなく、「定義づけ衡量(definitional balancing)」を用いて判断すべきだとする考え方がある→この背後にあるのは前回の授業で見たように全ての表現行為が高い価値を有するとは言えないことにある。矢野『憲法解釈論の応用と展開(第2版)』29頁が、「わいせつ表現などは、憲法上の保護の有無・程度において、他の表現内容と区別されるという前提があつてはじめて、それ以外の保護される表現の内容規制が厳格審査に服すると大手を振っていえるという連関」があるとするのはこの趣旨だと思われる。
- (2) 「定義づけ衡量」とは、「保護されるべき人権の範囲あるいは人権としては保護されない範囲を明確に定義し、具体的事例がこの定義に該当するかどうかを判断する」(高橋『立憲主義と日本国憲法(第4版)』135頁)手法。あるいは、「合憲性の判断は、まず憲法が当該行為類型についてどのような定義を要求しているかを判断したうえで、問題となった規制が、その行為類型の定義に該当するもののみを規制の対象としているか否か」を判断する手法(長谷部『憲法(第7版)』211頁)。この方がうまくいけば、保護されるべき表現行為と保護されない表現行為が区別されることになる(保護範囲の問題)。
- (3) 「定義づけ衡量」は「個別的衡量(ad hoc balancing)」と対置される利益衡量のやり方である。「個別的衡量」とは、「すべての人権について、『それを制限することによってもたらされる利益とそれを制限しない場合に維持される利益とを比較して、前者の価値が高いと判断される場合には、それによって人権を制限することができる』」(芦部『憲法(第6版)』102頁)というもの。高橋によれば、「保護される範囲を予め明確に定義づけること(『定義づけ衡量』のアプローチのこと——引用者)はやめ、個別の事例ごとにそこで問題になっているすべての利益を衡量して結論を出すという考え方」(『立憲主義と日本国憲法(第4版)』135頁)が「個別的衡量」。
- (4) 「定義づけ衡量」と「個別的衡量」の違いは、後者が「個別的」と形容されるように、事例ごとに利益衡量を行うのに対して、前者の「定義づけ衡量」においては対立する利益の衡量は定義づけする時点であらかじめなされており、あとは個々の事案の規制が厳密に定義された言論のみを規制するものかどうか定義をあてはめればいいだけ。その意味で「定義づけ衡量」は「保護範囲」を確定すると同時に「正当化」の作業も行っていることになる。「定義づけ衡量」のポイントは、こうした形で「ルール」を提示することで、個別具体的な事例を処理する裁判官の裁量を統制することにある。
- (5) ただし、のちに見るように実際には多くの場合「定義づけ衡量」は不可能で、高橋和之が「予測可能性が高度に要求される領域(たとえば、表現の自由の規制)では、可能な限り定義づけ衡量の手法を試みる価値があるが、明確な定義が困難なことが多く、現実には個別的衡量との中間において、類型ごとに大まかな方向づけを与える

基準を設定する『類型的アプローチ』を採用することが多い」（高橋『立憲主義と日本国憲法(第4版)』135頁）との指摘が注目されるのではないかな？

このように考えると、内容に基づく規制であるにもかかわらず、厳格審査基準で処理されていない事例は、一般的には「定義づけ衡量」というよりも「類型的アプローチ」で処理されていると考える方が正しいのではないかな？

(6) 違憲審査基準と個別的衡量、定義づけ衡量の関係

- ① 違憲審査基準は衡量をなすにあたって憲法上の権利と政府の利益をフラットに衡量しないという特徴を定義づけ衡量と共有。
- ② 他方で事例ごとに利益衡量をなすという特徴を個別的衡量と共有する。

2 違法な行為の煽動

(1) 「煽動罪」とは——破壊活動防止法4条2項が、「この法律で『せん動』とは、特定の行為を実行させる目的をもって、文書若しくは図画又は言動により、人に対し、その行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢のある刺激を与えることをいう」と規定しているように、「せん動」とは、他者に対して一定の行為を行うよう煽る行為を意味する。判例も、同様な「せん動」の定義を用いている（最大判昭和37年2月21日刑集16巻2号107頁）。

(2) 刑法における「煽動」と「教唆」の違い

刑法61条の「教唆」犯は、他人をそそのかして犯罪実行の決意を生じさせることを、犯罪として処罰するものであるが、一般には、被教唆者が犯罪を実行することが必要とされている（＝いわゆる「従属犯」説）。これに対して「煽動」の場合には、被煽動者による犯罪行為の実行行為の着手はおろか、場合によってはその意思が生じたことすら必要とされず、それ自体が「独立犯」として処罰される。その意味で、表現行為が具体的な法益を侵害しなくても、表現行為それ自体が危険であるという理由で処罰されることになる。

(3) 「煽動」について表現の自由の保障との関係で慎重に取り扱うべき根本的理由は、しばしば犯罪や違法行為のせん動は、内容から見れば、憲法上最大限の保護を与えられるべき政治的表現である場合が多いことである。たとえば、徴兵制を採用している国家が戦争を行う際に、それに対抗して政府による徴兵政策に応じるべきではないとの演説がなされる場合、その演説は、高度に政治的表現であると考えべきであり、それが徴兵忌避という意味での違法な行為をせん動しているという理由だけで政府が演説者処罰することを認めれば、表現の自由を保障する意味は失われるからである。

(4) 現行法上の「煽動罪」の例——破防法38条1項、39条、40条など。

(5) 「煽動罪」に関する最高裁判例——食糧緊急措置令事件(昭和24年5月18日刑集3巻6号839頁)

「現今における貧困なる食糧事情の下で」、「主要食糧の政府による売渡に関し、これを為さざることを煽動するが如きは、……政府の政策を批判し、その失政を攻撃するに止まるものではなく、国民として負担する法律上の重要な義務の不履行を慫慂し、公共の福祉を害するものである」から、「言論の自由の限界を逸脱し」ている。

(6) アメリカにおける対応1——「明白かつ現在の危険」基準

表現行為を制約するためには、①当該表現行為がもたらす「弊害」が重大なものであり、②当該表現行為がそうした「弊害」をもたらす危険性が明白であり、③しかもその「弊害」の発生が時間的に切迫している必要がある→表現行為の「帰結」に焦点をあてて表現行為を保護するアプローチ

- (7) アメリカにおける対応2——いわゆる「**ブランデンバーグ**」基準
 暴力の行使または違法行為の唱道については、①「そのような唱道が、差し迫った非合法な行為を煽動すること、もしくは生ぜしめること、に向けられており」、かつ②「そのような行為を煽動し、もしくは生ぜしめる蓋然性のある場合を除き」、憲法上処罰されない→**表現行為の「効果」だけでなく「内容」にも焦点を当てて表現行為を保護するアプローチ**。
- (8) 表現の内容と効果を両方考慮することの意味
 そもそも煽動的な表現は最も保護されるべき政治的な表現である場合が多い。表現の効果だけを問題にする「明白かつ現在の危険」基準だと、テロなどの際に実際には危険がないにもかかわらず危険があると認定されやすい。他方で、内容だけを問題にすると、効果がなくても内容さえ満たせば規制されてしまう。そこで両者を組み合わせることで表現の保護を可能にしたのがブランデンバーグ基準だと考えることができる。
- (9) ブランデンバーグ基準のうち、表現行為の内容が違法行為の煽動でなければならないとする部分は「定義づけ衡量」であり、明白かつ現在の危険の基準を引き継ぐ形で表現行為の帰結を問題にする部分は個別的衡量であり、その意味でこの基準もやはり「類型的衡量」と呼べる。

3 名誉棄損

(1) 名誉毀損に関する規制システム

① 刑事規制——刑法 230 条 1 項

「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無に関わらず、3 年以下の懲役若しくは禁固又は 50 万円以下の罰金に処する」。

② 民事規制——民法 709 条、710 条による不法行為責任

- (1) 「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」(民法 709 条——いわゆる不法行為)。
- (2) 「他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれにであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない」(民法 710 条)。
- (3) 「他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる」(民法 723 条)。

(2) **名誉棄損と表現の自由の調整——4 段階調整**

① 刑法 230 条の 2 による「公共情報」の保護

人の名誉を毀損する表現であっても、①それが公共の利害に関わる事実に関する表現であり、②もっぱら公益を図ることを目的とするもので、③内容が真実であるとの証明がなされた場合には、処罰されない。

また、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなされるので、②と③のみ満たせばよい。さらに、公務員または公選による公務員の候補者に関する事実に関わる場合には、③のみ満たせばよい。なお、②については公益を図る目的が唯一のものでなくても、主要なものであればよいとされている。

② ③に関する判例による追加——**真実性に関する「相当性の要件」**

夕刊和歌山時事事件（最大判昭和 44 年 6 月 25 日刑集 23 巻 7 号 975 頁）

「刑法 230 条の 2 第 1 項にいう事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当な理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しな

い」。

- ③ これらの調整ルールは、民事上の名誉毀損に関する不法行為についても及ぶ→
最判昭和 41 年 6 月 23 日民集 20 卷 5 号 1118 頁、「北方ジャーナル事件」(最大判
昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁)

- ④ **したがって、現行法上、表現の自由と名誉毀損に関しては、人の名誉を毀損する表現であっても、①それが公共の利害に関する事実に関わり、②もっぱら公益を図るものでなされたものであり、③内容が真実であることが証明されるか、④あるいは内容の真実性が立証できない場合でも、真実であると誤信したことについて相当な理由がある場合には、免責されるという 4 段階調整がなされていることになる。**

(3) こうした調整をなぜ行うのか——名誉棄損の免責要件と表現の自由の価値の関係

- ① 最大判昭和 41 年 6 月 25 日刑集 23 卷 7 号 977 頁によれば、「刑法 230 条の 2 の規定は、人格権としての個人の名誉の保護と、憲法 21 条による正当な言論の保障との調和をはかつたものというべきであり、これら両者間の調和と均衡を考慮する」ためのもの。

- ② なぜこうした調整をするのか？

公共的な表現 (= 公共情報) に対する特別な保障

→刑法 230 条の 2 の調整

→さらに真実性の要件を「相当性の要件」まで緩和

→刑事的な名誉毀損の場合だけでなく民事的な規制まで保護を拡大

なぜ公共的な表現は特別に保障されるのか？→民主的な政治過程を維持するため＝
公共的な表現の場合に簡単に名誉毀損の成立を認めると、公共的な表現が市場に出てきにくくことになり、それでは民主主義は機能しないという理屈。

- ③ こうした形で調整しているということは、公共的な表現の場合には名誉権と表現の自由は等価値衡量しないで、表現の自由を優先させていることを意味する。

(4) では事実ではなく、意見による名誉棄損の場合はどうなるのか？

- ① 名誉毀損とは元来、公然とある「事実を摘示すること」によって「人の名誉」を傷つけることを意味する。人は事実だけでなく意見によっても名誉が毀損される。

- ② 意見による名誉毀損と民刑事の規制

1) 刑法上、意見による名誉毀損は存在しない。

→刑法上の名誉毀損 (230 条 1 項) は構成要件として公然と「事実」を摘示することを求めている→ただし侮辱罪 (刑法 231) の可能性はある。侮辱罪の場合には、事実の摘示は犯罪の構成要件ではない。ただし侮辱罪の場合は、名誉毀損の場合より、はるかに軽い処罰 (拘留又は科料のみ) であることに注意。

→では、刑法を改正して意見による名誉毀損を規制することは妥当か？→

③へ

2) 民法上は、意見による名誉毀損も不法行為責任が成立する可能性がある。

- ③ 事実よりも意見のほうが強くと保障されるべきという意見→事実の正当性は証拠によって決することができるが、意見の場合はそうはいかない。意見に関する判断こそ市場に委ねるべき。

- ④ 意見による名誉毀損と「公正な論評(フェア・コメント)の法理」

・アメリカにおける「公正な論評」の法理——意見が公正なものであれば、不法行為責任を負わない。

・長崎教師批判ビラ事件（最判平成元年 12 月 21 日民集 43 卷 12 号 2252 頁）

「公共の利害に関する事項について自由に批判、論評を行うことは、もとより表現の自由の行使として尊重されるべきものであり、その対象が公務員の地位における行動である場合には、右批判等により当該公務員の社会的評価が低下することがあっても、その目的が専ら公益を図るものであり、かつ、その前提としている事実が主要な点において真実であることの証明があったときは、人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉侵害などの不法行為の違法性を欠くものというべきである」。

⑤ ではどのように「事実の摘示」と「意見、論評」を区別するのか？

『脱ゴーマニズム宣言』事件最判平成 16 年 7 月 15 日民集 58 卷 5 号 1615 頁

「問題とされている表現が、事実を摘示するものであるか、意見ないし論評の表明であるかによって、名誉毀損に係る不法行為責任の成否に関する要件が異なるため、当該表現がいずれの範ちゅうに属するかを判別することが必要となるが、当該表現が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと理解されるときは、当該表現は、上記特定の事項についての事実を摘示するものと解するのが相当である（前掲最高裁平成 9 年 9 月 9 日第三小法廷判決参照）。そして、上記のような証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議などは、意見ないし論評の表明に属するというべきである」。

を特別に保護している。

（５）相当性の要件と「**配信サービスの抗弁**」

① 問題→日本では地方紙では大手通信社から配信される記事をそのまま掲載することが多い。この場合、地方紙に対して名誉毀損訴訟が起こされた場合、地方紙は、配信記事が名誉毀損にあたるとしても、記事の文面上一見して損の内容が真実でないことが分かる場合や、掲載紙自身が誤報であることを知っている等の特別な事情が存在しない限り、定評ある通信社からの記事を載せただけであるというだけで、相当性の要件を充たし損害賠償義務を免れることができるかどうか？この場合に損害賠償義務を免除すべきとするのが配信サービスの抗弁。一方には、いくら定評の高い報道機関からの記事であってもそれをただ「垂れ流し」にするのは無責任であり、この配信サービスの抗弁をあまり認めるべきでないという立場があるが、他方には、十分な取材体制を持たない地方新聞の現実を考えれば、この抗弁を認めないと、かえって地方新聞が自己検閲を行うようになってしまうのではないか、という意見があり、なかなか難しい問題→この点については、奥平康弘『ジャーナリズムと法』（新世社、1997 年）162-165 頁。

② ロス疑惑共同通信社事件最判平成 14 年 1 月 29 日民集 56 卷 1 号 185 頁

「少なくとも、本件配信記事のように、社会の関心と興味をひく私人の犯罪行為やスキャンダルないしこれに関連する事実を内容とする分野における報道については、通信社からの配信記事を含めて、報道が加熱する余り、取材に慎重さを欠いた

真実でない内容の報道がまま見られるのであって、取材のための人的物的体制が整備され、一般的にはその報道内容に一定の信頼性を有しているとされる通信社からの配信記事であっても、我が国においては当該配信記事に摘示された事実の真実性について高い信頼性が確立しているということはできないのである。したがって、現時点においては、新聞社が通信社から配信を受けて自己の発行する新聞紙に掲載した記事が上記のような報道分野のものであり、これが他人の名誉を毀損する内容を有するものである場合には、当該掲載記事が上記のような通信社から配信された記事に基づくものであるとの一事をもってしては、記事を掲載した新聞社が当該配信記事に摘示された事実には確実な資料、根拠があるものと受け止め、同事実を真実と信じたことに無理からぬものがあるとまではいえないのであって、当該新聞社に同事実を真実と信ずるについて相当の理由があるとは認められないというべきである」。

- ③ 本判決は、「配信サービスの抗弁」が認められない場合を、「社会の関心と興味をひく私人の犯罪行為やスキャンダルないしこれに関連する事実を内容とする分野の報道」に限定している。ただし、この限定は「少なくとも」という話なので、それ以外がどうなるかはまだ未決着だった。

- ④ 最判平成 14 年 3 月 8 日判時 1785 号 38 頁

「掲載記事が一般的には定評があるとされる通信社から配信された記事に基づくものであるという理由によっては、記事を掲載した新聞社において配信された記事に摘示された事実を真実と信ずるについての相当の理由があると認めることはできない」として配信サービスの抗弁を否定したものの、理由付けについては、「掲載記事に通信社から配信を受けた記事に基づく旨の表示（以下「クレジット」という。）が付されていない場合には、記事を掲載した新聞社は、掲載記事が通信社から配信を受けた記事に基づくものであることを理由とするいかなる抗弁も主張することができない」とする立場と、通信社とその配信記事を掲載した新聞社の間に報道主体としての実質的一体性があり、通信社に配信記事について相当性が認められて名誉毀損に関する過失責任が否定される場合には、配信された記事を掲載した新聞社もそれを援用して損害賠償責任を免れることができるが、当該事例については、そもそも通信社に誤信相当性が認められないので配信サービスの抗弁は認められないとする立場に分かれていた。

- ⑤ これに対して最判平成 23 年 4 月 28 日民集 65 巻 3 号 1499 頁は、「新聞社が、通信社からの配信に基づき、自己の発行する新聞に記事を掲載した場合において、少なくとも、当該通信社と当該新聞社とが、記事の取材、作成、配信及び掲載という一連の過程において、報道主体としての一体性を有すると評価することができるときは、当該新聞社は、当該通信社を取材機関として利用し、取材を代行させたものとして、当該通信社の取材を当該新聞社の取材と同視することが相当であって、当該通信社が当該配信記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由があるのであれば、当該新聞社が当該配信記事に摘示された事実の真実性に疑いを抱くべき事実があるにもかかわらずこれを漫然と掲載したなど特段の事情のない限り、当該新聞社が自己の発行する新聞に掲載した記事に摘示された事実を真実と信ず

るについても相当の理由があるというべきである。そして、通信社と新聞社とが報道主体としての一体性を有すると評価すべきか否かは、通信社と新聞社との関係、通信社から新聞社への記事配信の仕組み、新聞社による記事の内容の実質的変更の可否等の事情を総合考慮して判断するのが相当である」との判断を示している。この判決は、基本的には、平成 14 年 3 月判決の後者の理由付けの線に沿うことを最高裁として示し、**極めて限定的な形で配信サービスの抗弁を認めたものだと考えられる。**

4 名誉権と表現の自由の現在の調整は十分なのか？

- (1) 名誉権やプライバシー権に比べて表現の自由を保護しすぎているのではないかという議論→学界ではあまり聞かないが世の中には多いと考えられる。表現の自由より名誉権、プライバシー権の方が保護に値するのではないかという議論。
- (2) (1) とは異なって、少なくとも現在の法制度ではプライバシー権に比べて名誉権が保護されすぎているのではないかという議論もある→プライバシーに関する表現規制には刑事規制がないのに、名誉毀損の場合に刑事規制があるのはおかしくないだろうか？→しかし、名誉毀損に関して刑事規制されることは稀だし、刑法上の名誉毀損罪は廃止して、名誉の保護はプライバシーの保護と同様に民事の損害賠償請求のみでいくべきという議論がある(下記文献)。名誉をプライバシーより強く保護すべき理由はあるのか？

＊奥平康弘『ジャーナリズムと法』(新世社、1997) 140-42 頁

＊山元一「真実性の抗弁」法学教室 2000 年 5 月号 12 頁

- (3) 逆に、現在の調整では表現の自由の保護が弱すぎるのではないかという議論として、アメリカの「現実の悪意」の法理の導入を求める議論がある→たとえば、松井茂記『マス・メディア法入門(第 5 版)』(日本評論社、2013) 104-106 頁
- ① 現実の悪意(actual malice)の法理とは？→アメリカでは、公共性のある争点に関する討論はなるべく活発であることが民主主義の観点からは必要であり、そのためには、誤謬を含んだ叙述も、自由な討論には不可避であり、表現の自由が息をつく空間(breathing space)を保障するためには誤謬を含んだ叙述も保障されねばならないという観点から、公人(public figure)に対する名誉毀損については、表現者が、それが虚偽であることを知りながらなしたか、または虚偽であるか否かを何ら気にもしないでなされたかどうかを、名誉を毀損された側(民事の場合。刑事の場合には政府の側)で立証しなければならない。
- ② 「現実の悪意」の法理と日本における調整法理の違いはどこにあるのか？
 - ・法理の実体的な内容の違い→どの程度実質的な違いがあるのか？
 - ・挙証責任の違い→日本の場合は名誉を毀損した側が自己が免責される理由を立証しなければならないのに対して、アメリカの場合には名誉を毀損された側が名誉を毀損した側に「現実の悪意」があったことを立証しなければならない。実体的な内容の違いよりこちらの違いの方が大きいかもしれない。
- ③ 「現実の悪意」法理を導入すべきなのかどうか？→名誉毀損の損害賠償額に関する評価に関係する。アメリカの場合には名誉毀損の場合の損害賠償額が高額なこ

とが「現実の悪意」の法理の前提にある。日本の場合にはアメリカの場合ほど損害賠償額が高くないことをどう評価するか？日本でも損害賠償額が高額になれば表現に対する畏縮的効果が高まるので、「現実の悪意」の法理まで導入する必要性が生じるかもしれない→こうした応答をなすものとして、たとえば、高橋和之『立憲主義と日本国憲法(第4版)』233頁は、「アメリカでは名誉毀損に対する制裁(刑罰あるいは損害賠償)が日本と比べてはるかに重く、それだけ畏縮効果も大きいことを考えると、日米の比較は容易ではない。直ちに現実の悪意を採用することを考えるよりは、制裁を強化することと、相当の理由の举证責任を転換することを当面の課題とするべきであろう」としている。

- ④ 結局、現行の調整は、公共的な表現に限って名誉権よりも表現の自由をある程度優先させた衡量を行うというものであり、それでいいのではないか？

5 名誉毀損、プライバシー侵害と事前差止め

(1) 表現行為に対する事前規制はなぜ特に禁止されるべきなのか？

① 歴史的理由——欧米の場合、日本の場合(戦前の「検閲」制度)

② 理論的理由

・事前規制は表現の自由に対する最も厳しい規制

＊ただし、そう言えるのは「受け手」から見た話。「送り手」とすれば事前規制の方がいいかもしれない。事後規制なら、規制される対象に該当するかどうかの判断を誤ると刑事罰、損害賠償の対象となる。

・情報内容の良し悪しは、各個人が理性的に自分で判断できるはずであるという自律の観念に反すること→「受け手」に対する悪しきパターナリズム。

(2) 「検閲」に関する2つの考え方

① 広義説——表現の事前抑制は全て21条2項にいう「検閲」に該当すると考えるが、「検閲」に該当する場合であっても検閲禁止に一定の例外を認める考え方→「検閲」＝「公権力が外に発表されるべき思想の内容をあらかじめ審査し、不相当と認められるときは、その発表を禁止すること」。

② 狭義説——表現行為の事前規制について、21条2項の「検閲」と21条1項の「事前抑制」という二つのカテゴリーを構想し、前者を狭く解釈した上で絶対的禁止と考え、後者については原則的禁止だと考える→「検閲」＝「表現行為に先立ち行政権がその内容を事前に審査し、不相当と認める場合に、その表現行為を禁止すること」。

③ 「憲法二一条二項にいう「検閲」とは、行政権が主体となつて、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指すと解すべきである」とする最高裁の立場(最大判昭和59年12月12日民集38巻12号1308頁)は特異な(あまりにも狭すぎる)狭義説

(3) 両者は実際にどれだけ異なるのか？→出版物の事前差止めはそれぞれの説でどのよ

うにして正当化されるのか？

- ① 広義説の場合→裁判所による出版物の差止めも「検閲」には該当するが、例外的に許されると考える。
 - ② 狭義説の場合→裁判所による出版物の差止めは「検閲」には該当しない。21 条 1 項の表現の「事前抑制」に該当するが、「事前抑制」は絶対的禁止ではなく原則的禁止にとどまるので、裁判所による出版物の差止めは例外的許されると考える。
- (4) 出版物に限らず、一般に害悪を生み出す行為を事前に差止めるための要件は何か？
民法学によれば、①害悪の重大性、②切迫性、③事後的救済では回復しがたい損害の発生
- (1) 最高裁による名誉毀損やプライバシー侵害の場合の実体的・手続的要件はいかなるものか？——**最高裁は、表現が公共的な表現か私的な表現であるかによって差止め要件を変えているのではないか？**
- ① 公共的な表現の場合（北方ジャーナル事件最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁）
 - (イ) **実体的要件**——同判決は、「表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法二一条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうる」とし、「とりわけ、その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが公共の利害に関する事項であるといえることができる」ので、「その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されない」との原則を示している。その上で、①「その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものではないことが明白であって」、かつ②「被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるとき」は、「当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであるうえ、有効適切な救済方法としての差止めの必要性も肯定される」ので「例外的に事前差止めが許される」としている。
 - (ロ) **手続的要件**——同判決は、公共の利害に関する表現行為の事前差止めにおいては、「一般の仮処分命令手続のように、専ら迅速な処理を旨とし、口頭弁論ないし債務者の審尋を必要とせず、立証についても疎明で足りるものとする」ことは、表現の自由を確保するうえで、その手続的保障として十分であるとはいえず、「口頭弁論又は債務者の審尋を行い、表現内容の真実性等の主張立証の機会を与えることを原則とすべきものと解するのが相当である」とした上で、ただし「差止めの対象が公共の利害に関する事項についての表現行為である場合においても、口頭弁論を開き又は債務者の審尋を行うまでもなく、債権者の提出した資料によって」、実体的要件①②が認められる場合には、「口頭弁論又は債務者の審尋を経ないで差止めの仮処分命令を発したとしても」憲法 21 条の趣旨には反しないとしている。

(ハ) **判決の手続的要件についての注意**——この手続的要件については、本件判決が、民事保全法が制定される以前に下された判決であることに注意しておく必要がある。民事保全法 23 条 2 項によれば、仮処分は、ほっておくと当事者に著しい損害が生じるおそれがある場合、または急迫な危険がある場合に認められるが、出版差止めの仮処分はこれに該当する。通常の民事保全手続には口頭弁論は必ず必要とされているわけではない(民保 3 条)が、23 条 2 項の仮処分命令を発行するためには、必ず「口頭弁論又は債務者の立ち会うことのできる審尋の期日を経なければ」ならない(民保 23 条 4 項)。また、仮処分命令の申立てには、被保全権利および保全の必要性についての疎明を必要とする(民保 13 条 1・2 項)。このようにみると、「北方ジャーナル」事件の手続的要件は民事保全法に対応しているといえる。ただし、北方ジャーナル事件では、債権者の提出した資料だけで、実体要件が充たされる場合には、例外的に手続的要件を充たさなくても事前差止めが可能だとしているが、民事保全法は 23 条 4 項但し書き(＝「その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的が達成できない事情があるときは」、口頭弁論又は債務者の立ち会うことのできる審尋の期日を経なくても仮処分を発することができ)でさらに要件を限定していることには注意が必要である。いずれにせよ、民事保全法が制定されてこの手続的要件はあまり独自の意味を持たなくなったと言える。民事保全法制定以降の事件である、後述の「週刊文春」事件において差止めの実体的要件が重視され、手続的要件があまり論じられないのはそのせいであろう。

(ニ) **判決の実体的要件についての注意**——本件判決が、①のように、表現の内容の真実性の要件と、公益目的要件を無批判的に「又は」で結んでいる点には批判が多いことに注意しておく必要がある。「又は」で結ぶことによって、公益目的要件が真実性の要件とは独立した要件となる可能性があり、その場合、たとえ表現内容が真実であっても公益を図る目的を欠く場合には差止めが認められる可能性が出てくるからである。こうした指摘として、高橋和之「表現の自由と事前差止め」樋口陽一・野中俊彦編『憲法の基本判例(第二版)』(有斐閣、1996 年) 105 頁。鈴木秀美「表現の自由と事前差止」小山剛・駒村圭吾編『論点探究憲法(第 2 版)』(弘文堂、2013 年) 166 頁を参照せよ。

(ホ) 本判決の実体的要件が、出版物の差止めの要件に関するさまざまな考え方の中でどのような立場を選択するものであるかについては、(6)で後述する。

② 私的な表現の場合(『石に泳ぐ魚』事件最判平成 14 年 9 月 24 日判時 1802 号 60 頁)

「どのような場合に侵害行為の差止めが認められるかは、侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきである。そして、侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事

後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは侵害行為の差止めを肯認すべきである→**公共的な表現の場合とは異なっており、不法行為の通常の差止め要件とほぼ同じであることに注意。ここでも裁判所は公共的な表現を私的な表現より、より強い保護に値すると考えているらしい？**（長谷部『憲法(第5版)』154－155頁は、『石に泳ぐ魚』の差止め要件が北方ジャーナル事件の場合とは異なっている理由を、「表現内容が公共の利害に関わらない場面で、表現の自由と私人の権利が衝突する場合」だったからだと説明している。やはり公共的な情報と私的情報の場合では、差止め要件が変わるはずだという立場であろう）。

(2) 判例に現れた差止めのいくつかの要件

- ① 「高度の違法性」論＝表現の自由に対する重大な制約である点に鑑み検閲を禁じた憲法 21 条 2 項の精神を考慮して、**権利侵害の違法性が高度である場合のみ差止請求を認めるべきものと解する**→『エロス＋虐殺』事件第一審（東京地決昭和 45 年 3 月 14 日下民集 21 卷 3・4 号 413 頁）
 - ② 個別的衡量論＝「具体的事案について、被害者が排除ないし予防の措置がなされないままに放置されることによって被る不利益の態様、程度と、侵害者が右の措置によってその活動の自由を制約されることによって受ける不利益のそれとを比較衡量して決すべきである」→『エロス＋虐殺』事件控訴審（東京高決昭和 45 年 4 月 13 日高民集 23 卷 2 号 172 頁）→上記、『石に泳ぐ魚』事件最高裁判決も前提としては比較衡量論をとっている。
 - ③ 「現実の悪意の法理」適用論＝北方ジャーナル事件における谷口裁判官の意見は、「表現にかかる事実が真実に反し虚偽であることを知りながらその行為に及んだときはまたは虚偽であるか否かを無謀にも無視して表現行為に踏み切った場合」にのみ差止めを認めるとする、いわゆる「現実の悪意」の法理の適用を主張する。前述のように、谷口裁判官の主張する「現実の悪意」の法理は、アメリカの連邦最高裁の判例において、公人(public figure)に関する名誉毀損に関する損害賠償責任という事後的救済を判断する際に用いられている法理であり、谷口裁判官の立場はこれを日本において裁判所による差止め命令という事前の救済の判断に転用しようとするものである。ただし、これは④の類型的衡量論と対立するものではない。
 - ④ 類型的衡量論＝**北方ジャーナル事件判決は、同判決における大橋裁判官の補足意見が示すように、実体的要件について、「個別的比較衡量による難点を避け」、「名誉の価値と表現行為の価値との比較衡量を、表現行為をできるだけ類型化し、類型化された表現行為の一般的利益とこれと対立する名誉の一般的利益とを比較衡量して判断するという類型的衡量」という考え方をとったものだと考えられる。**
- (3) なお、名誉毀損の場合には事後的な損害賠償や名誉回復処分（民法 723 条）によってある程度までは名誉の回復が可能であるのに対して、プライバシー侵害の場合には、いったんプライバシーが侵害されるとおよそ事後的な回復は困難であり、事前差止めによる救済の必要性が高く、したがって差止めの要件を緩和して考える必要があるとの指摘があることにも注意しておく必要がある。この点については、要件の緩和を主張するものとして、駒村圭吾『ジャーナリズムの法理』（嵯峨野書院、

2001 年) 263 頁、野坂泰司『憲法基本判例を読み直す』(有斐閣、2011 年) 184・85 頁があり、後述の週刊文春事件東京地裁決定もそうした立場に立っている。逆に、そうした立場に批判的な見解として、鈴木秀美「表現の自由と事前差止」小山剛・駒村圭吾編『論点探究憲法(第2版)』(弘文堂、2013 年) 169 頁(鈴木はいかなるプライバシー侵害も回復困難である以上、損害回復の困難さを事前差止めの要件として重視すべきではないとする)があり、学説においても意見は分かれている。しかし後者に立つ場合にも、規範定立の段階ではなく、いわゆる「あてはめ」の段階でプライバシーの特殊性を考慮する道は残されている可能性はあるだろう。

6 性表現の規制

(1) 刑法 175 条は、1 項において「わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者」「電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者」を、2 項において「有償で頒布する目的」で、これらの物を所持、保管した者を処罰する旨定めている。また、わいせつ表現は関税法 69 条の 11 の 1 項 7 号によって「風俗を害すべき」ものとして輸入が禁止されている。これ以外にも、わいせつ表現は電波法 108 条などがわいせつ表現を規制している。

(2) 瓊浦言う 175 条のわいせつ表現規制の合憲性に関する最高裁の基本的な立場

①『チャタレー婦人の恋人』事件判決(最大判昭和 32 年 3 月 13 日刑集 11 巻 3 号 997 頁)

表現の自由は「極めて重要なものではあるが、しかしやはり公共の福祉に制限されるもの」であり、「わいせつ文書」とは、①徒に性欲を興奮又は刺激せしめ、②普通人の正常な性的羞恥心を害し、③善良な性的道義観念に反するもの、と定義した上で、わいせつ表現の規制は「性的秩序を守り、最小限度の性道徳を維持することが公共の福祉の内容をなすことについては疑問の余地がない」から合憲である。

②『悪徳の栄え』事件判決(最大判昭和 44 年 10 月 15 日刑集 23 巻 10 号 1239 頁)

表現の自由は「民主主義の基礎をなすきわめて重要なものであるが、絶対無制限なものではなく、その濫用が禁ぜられ、公共の福祉の制限の下に立つ」ものであるとし、「性生活に関する秩序および健全な風俗を維持するため」わいせつ表現を制約することは「国民生活全体の利益に合致する」。

(3) わいせつと芸術性

①『チャタレー婦人の恋人』事件→「芸術性と猥褻性は別異の次元に属する概念であり、両立し得ないものではない」。

②『悪徳の栄え』事件多数意見→「文書がもつ芸術性・思想性が、文書の内容である性的描写による性的刺激を減少・緩和させて、……猥褻性が解消されないかぎり、芸術的・思想的価値のある文書であっても、猥褻の文書としての取扱いを免れることはできない」。

③『悪徳の栄え』事件横田・奥野反対意見→作品のもつ思想的・芸術的価値が高い場合には猥褻性を否定すべき。

(4) わいせつの判定基準の精緻化——『四畳半襖の下張り』事件(最判昭和 55 年 11 月 28 日刑集 34 巻 6 号 433 頁)

文書のわいせつ性の判断に関しては、①当該文書の性に関する露骨で詳細な描写叙述の程度とその手法、②その描写叙述の文書全体に占める比重、③文書に表現された思想等と当該描写叙述との関連性、④文書の展開や構成、⑤芸術性・思想性等による性的刺激の緩和の程度、⑥これらの観点から当該文書を全体としてみたときに、主と

して、読者の好色的興味にうったえるものと認められるかどうか、といった事情を総合し、その時代の健全な社会通念に照らして、チャタレー事件の「わいせつ文書」の定義に該当するかどうかを判断する。

(5) 伊藤判事によるハードコア・ポルノと準ハードコア・ポルノの区別論——ビニール本事件（最判昭和 58 年 3 月 8 日刑集 37 卷 2 号 15 頁）

ハードコア・ポルノは「特定の思想や意見を伝達するものとはいえず、社会的価値を欠いているか、または法的に評価できる価値をほとんどもつものではない」から「憲法二一条一項の保護範囲外にあり、これに法的規制を加えることがあっても、表現の自由に関する憲法的保障の問題は生じない」。しかし、準ハードコア・ポルノについては憲法上の表現の自由の保障の範囲外とはいえないので、わいせつに該当するかどうかは「当該性表現によってもたらされる害悪の程度と右作品の有する社会的価値との利益衡量」によって決定すべき。

(6) 『四畳半襖の下張』判決による精緻化は「定義づけ衡量」とまでは評価できない可能性がある。なぜなら、「四畳半襖の下張」事件判決は、ある文書がチャタレー事件判決の示した「わいせつ」文書の定義に該当するかどうかを判断するに際して考慮すべき具体的な要素を示したにとどまり、それらは事件ごとのアド・ホックな衡量を避けようとする「定義づけ衡量」とは逆に、事件ごとにアド・ホックに考慮されるべき要素を示したにすぎないからである。「定義づけ衡量」を示したものとしては、いわゆるハード・コア・ポルノと準ハード・コア・ポルノを区別し、前者を社会的価値を欠いているか、法的に評価できる価値をほとんど持たないとして表現の自由の保障の範囲外とした最判昭和 58・3・8 刑集 37 卷 2 号 15 頁の伊藤裁判官の補足意見がある（宍戸『憲法解釈の応用と展開（第 2 版）』30-31 頁）。ただし、これも伊藤のハードコアの部分のみに当てはまる話。

(7) わいせつ規制再考——わいせつ規制の根拠

わいせつ規制の根拠とされる「性秩序、性道德の維持」とはいったい何か？

- ① 性犯罪の増加→十分な因果関係が立証されているのか？
- ② 受け手の道徳的墮落の防止→いらぬお節介？
- ③ 精神的社會環境の維持（最判昭和 58 年 10 月 27 日刑集 37 卷 8 号 1294 頁における団藤補足意見）
- ④ 第三者（見たくない人、子ども）の利益

↓

子どもや見たくない第三者の保護が目的なら一律・全面的な規制ではなく、販売・頒布の方法を規制すれば足りるのではないか。刑法 175 条は規制としては広範すぎるのではないか？

(8) 青少年保護育成条例による「有害図書」規制

- ① 青少年保護育成条例とは——青少年（18 歳未満）の保護ないし健全育成という目的で、刑法 175 条のわいせつ文書だけでなく、それに該当しない場合であっても、青少年に有害と考えられる図書類の販売、頒布、貸し付け、自販機への収納を規制。
- ② 条例の内容とシステム
 - ・「著しく性的感情を刺激し、または甚だしく残虐性を助長し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められる図書類や映画などが規制の対象。
 - ・知事が緊急を要する場合を除いて、青少年保護育成審議会など第三者機関の意見を聞いて、知事が「有害」指定を行う。ただし、書籍などに性描写の占める割合が一定の割合を超える場合には、上記指定がなくても有害図書とする「みなし規定」がある場合もある。
 - ・有害図書と指定された場合には、これを青少年に販売、頒布、または貸し付けること、自販機への収納が禁止され、違反者には刑罰が課される。
- ③ 岐阜県青少年保護育成条例事件（最判平成元年 9 月 19 日刑集 43 卷 8 号 785 頁）

「本条例の定めるような有害図書が一般に思慮分別の未成熟な青少年の性に関する価値観に悪い影響を及ぼし、性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮の助長につながるものであって、青少年の健全な育成に有害であることは、既に社会共通の認識になっているといつてよい」。

④ 規制を支える「立法事実」は存在するのか？

有害図書は本当に有害なのか？非行を招くのか？

(9) 児童ポルノの問題

子どもを被写体とする「児童ポルノ」については、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が、「児童」を「18歳に満たない者」(2条1項)、「児童ポルノ」を、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物で、①児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態、②他人が児童等の性器を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの、③衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの、と定義し(2条3項)、こうした児童ポルノの提供、所持、製造、運搬、輸入等の行為を処罰している(7条)。7条1項によれば、「自らの性的好奇心を満たす目的」で所持する行為も処罰の対象となる。なお、最高裁は、「児童ポルノ」を提供する目的で製造・所持等を処罰することは、先例を引用して簡単に表現の自由に反しないとしている(最判平成14年6月17日最高裁判所裁判集刑事281号577頁)。

アメリカにおいても、連邦最高裁は、児童ポルノは子どもを保護するためのもので児童ポルノは表現の自由の保護を受けないとの立場をとり、わいせつ表現の定義に該当しなくても規制は可能であるとの立場に立っている(New York v. Ferber, 458 U.S. 747(1982))が、児童ポルノというカテゴリーを拡張することには慎重な姿勢を示しており、成人が子どもに扮したり、コンピュータ・グラフィックを用いて子どもに見えるようにした「ヴァーチャル・チャイルド・ポルノ」を規制しようとした連邦法を違憲としている(Ashcroft v. The Free Speech Coalition, 535 U.S. 564 (2002))。

7 営利的言論(広告)

(1) 営利的言論とは→一般に、経済的利益の追求を目的として商品やサービスに関する情報を広く社会に提供しようとする言論。典型は営利広告。

(2) 営利的言論は憲法21条で保障される「言論」に含まれるのかどうか？含まれるとすればどの程度の保護を受けるべきか？

① アメリカにおける伝統的な「二段階 two-tier」理論

② 伊藤正巳の営利広告二分論——純然たる営利広告とそうでないものを区別し、後者は「言論」として憲法21条の保障を受けるが、前者は経済的自由→前者は思想の自由市場と関連性がなく、むしろ経済的自由との関連が強く、自己統治や自己実現といった表現の自由の価値との関連性が薄い。

③ 通説の立場——憲法21条で保障される言論ではあるが、一般の表現行為とは異なるので、規制の合憲性は厳格審査の基準ではなく、厳格な合理性の基準を用いて判断される。

④ なぜ「厳格な合理性」の基準で足りるのか？

・営利広告の真実性、正確性の判定は、思想的、政治的表現の場合によりも比較的容

易であり、その分政府の規制権限が濫用される危険性も少ない。

- ・営利的言論は経済的な利益の追求を動機としてなされるため、政府の規制による萎縮効果は低い。

(3) 営利的言論と最高裁——きゅう適応症広告事件（最大判昭和 36 年 2 月 15 日刑集 15 卷 2 号 347 頁）

- ① 多数意見→広告の制約は、「もしこれ（＝広告）を無制限に許容するときは、患者を吸引しようとするためややもすれば虚偽誇大に流れ、一般大衆を惑わす虞があり、その結果適時適切な医療を受ける機会を失わせるような結果を招来することをおそれたためであって、このような弊害を未然に防止するため一定事項以外の広告を禁止することは、国民の保健衛生上の見地から、公共の福祉を維持するためやむをえない措置として是認されねばならない」。
- ② 奥野反対意見→規制は虚偽、誇大な広告の制約を超えて、適応症に関する真実・正当な広告まで規制しており、この禁止の合理的根拠は発見しえず、表現の自由の不当な制約に該当する。

(4) アメリカにおける取扱い

アメリカにおいて、連邦最高裁は、虚偽や人を誤導する広告や違法行為の広告は表現の自由の保障の範囲外だとしながらも、それ以外の営利的表現については、①規制利益が重要なものか、②規制手段が規制利益を直接促進するものであるか、③規制手段が必要以上に広汎ではないか、を審査すべきだとしている（Central Hudson Gas & Elec. Corp. v. Public Service Comm'n, 447 U.S. 557 (1980)）。この点に関して、虚偽や人を誤導する広告や違法行為の広告を表現の自由の保障の範囲外とする部分は「定義づけ衡量」であり、①以下の部分は、一般に中間審査基準の適用を示したものと理解されている。なお、アメリカにおいては、過度広汎性の法理は、主として表現の自由に対する萎縮的效果を根拠にして成立するものだと考えられているので、規制に対して萎縮的效果が働きにくい営利的言論については過度広汎性の法理の適用はないとされている（たとえば、Village of Hoffman Estates v. Flipside, Hoffman Estates, Inc., 455 U.S. 489 (1982)）ことにも注意しておく必要がある。

8 差別的表現に対する国際社会の対応

- (1) 差別的表現——名誉毀損や侮辱など既存の法規制を受けない表現行為であっても、少数者集団や社会的弱者の集団を差別するようなメッセージ＝一定の集団に属することに関わる名誉毀損＝集団に対する名誉毀損

- (2) 国際社会のありよう

- ① 1966 年（市民的および政治的権利に関する）国際人権規約(1979 年日本も加盟)
19 条→表現の自由の保障
20 条 2 項→「差別、敵意または暴力の煽動となる国民的、人種的または宗教的憎悪の唱道は法律で禁止する」。
- ② 1965 年国連人種差別撤廃条約第 4 条における差別的表現の禁止
(1)人種的優越に基づく思想の流布、(2)人種的憎悪に基づく思想の流布、(3)人種

差別の煽動、(4)特定の人種等の集団に対する暴力行為の煽動、(5)人種差別を助長し煽動する団体の活動、(6)人種差別を助長し煽動する組織的及びその他の宣伝活動、(7)人種差別を助長し煽動する団体又は活動への参加、を禁止。

↓

日本の対応→条約を 1995 年世界で 146 番目に批准 (96 年発効)。ただし、第 4 条については表現の自由に抵触する可能性があるとして、抵触しない限りで条約の義務を履行する旨「留保」。

(3) 差別的表現の規制に対する各国の対応

- ① イギリスの 1976 年人種関係法→人種的憎悪の煽動を犯罪として規制
- ② カナダ、ドイツ、オーストリアなども同様
- ③ 特異なアメリカ→最近まで人種差別撤廃条約の批准を拒否。ようやく批准した際も日本と同様に表現の自由との抵触を理由に 4 条について留保。

(4) 人種差別撤廃条約 4 条について表現の自由の保障との抵触を理由に「留保」を付したアメリカと日本は同じか？→日本はアメリカほど表現の自由の保障に熱心なのか？アメリカの表現の自由の保障へのコミットメントは真面目だが、日本は表現の自由の保障に真面目にコミットしているわけではない。

(5) しかし、異常なほど「表現の自由」の保障にコミットするアメリカの立場が世界的に見て例外であることもまた事実。

(6) **まずは差別的表現がどの程度保障されるべき表現行為なのかを 2 にしたがって考察する必要がある。**また、文脈によっては、差別的表現が政治的表現そのものである場合もある（たとえば、「女性を対等に扱う必要はない」というのは一つの政治的主張でもありうる）。

9 差別的表現に関する日本の問題状況

(1) マスコミにおける「言葉狩り」→自覚的に差別的表現だから使用しないというのではなく、問題になるのが怖くてやめているだけ？

(2) 学界における議論——おおむね規制には慎重

① 条件付規制合憲論（内野正幸、江橋崇）

1) 内野の場合（内野正幸『差別的表現』（有斐閣、1990）、同『人権のオモテとウラ』（明石書店、1992））

- ・ 規制範囲を限定——マイノリティ集団に対する侮辱を自己目的とするような悪質なもののみに規制を限定。その代わり、それについては刑事規制も肯定。
- ・ 差別的表現は価値の低い表現
- ・ 一般的な差別的表現には対抗言論が有効だが、悪質なものについては規制が必要。

2) 江橋の場合（江橋崇「表現の自由と差別的表現行為」（新聞研究 453 号 54 頁(1989)）

- ・ 対抗言論の原則が働かない場合には規制は可能
- ・ ただし刑事規制には慎重。行政指導などで対応。

② 規制違憲論（横田耕一、浦部法穂）——江橋・浦部・内野・横田「座談会・『差別的

表現』は法的に規制すべきか」法時 64 巻 9 号 18 頁

- ・立法化に際して「人種」や「差別」の定義が困難。
- ・規制は観点に基づく差別になる。

10 わいせつ表現の規制と差別的表現としてのポルノグラフィ規制論の異同

- (1) 「わいせつ」表現規制論の根拠は主として性道德・性秩序の維持
- (2) ポルノグラフィ規制論の根拠はこれとは異なる。
 - ・ポルノグラフィとは女性一般を男性の性欲に従属させる効果をもつメッセージ
 - ・ポルノグラフィは性差別を創造ないし助長する。
 - ・ポルノグラフィの「沈黙」効果
- (3) わいせつ規制とポルノグラフィ規制との違い
 - ・道德ではなく権力が問題
 - ・女性の不平等が問題
 - ・わいせつの場合とは異なって作品の芸術性など関係がない→むしろ作品が芸術的であればあるほど差別を覆い隠す悪質なものと考えられるかもしれない。
 - ・非対称性→男性を不平等に描くものは規制しない。

11 差別的表現の規制を正当化するいくつかの議論

- (1) 差別的表現が犯罪、人種や性に基づく暴力を誘発するという議論→しかし、わいせつ規制の場合と同様にどれだけ実証的な根拠があるのか？
- (2) 差別的言論は個人の尊厳を破壊するので規制すべき？
 - ① 少数者に対して差別的表現が与える心理的ダメージ
 - ② 構造的差別の被害者である少数者にとって、これは深刻
- (3) 平等を達成するための規制？——表現の自由 vs. 平等→しかし、両者の間で一方が優越すると言えるのか？
- (4) 差別的表現の「沈黙効果」——表現の自由 vs. 表現の自由＝これが最も深刻な議論
 - ① この「沈黙効果」には 2 種類あることに注意
 - ② 一つは、文字通り、威嚇効果があつて怖くてそもそも反論できなくなるという話。
 - ③ もう一つは、もともと差別的な社会構造の中で差別的表現がなされそうした差別が助長されると、差別された側が反論しても、その反論の価値、有効性が切り下げられるという話→どうせ黒人や、女性が言っているだけのことから真面目に受け取る必要はないという話。
 - ④ いずれにせよ、「沈黙効果」論が成立すれば、言論には規制ではなく言論で対抗すべきであるとの対抗言論の原則が機能しないことになり、規制が正当化されることになる。この場合、規制は思想の自由市場を回復するための規制として説明されることになり、問題は表現の自由の内部にあることになる。
- (5) 差別的言論を規制することによって社会全体に対して差別は許されないというメッセージを発することのシンボリックな効果

12 差別的表現を規制するという「選択」はいかなる選択か？

- (1) 「個人」より「集団」という選択
- (2) 「表現の自由」より「平等」という選択→平等を達成するために差別的表現を規制するという場合
- (3) 「国家からの自由」としての表現の自由より「国家による自由」としての表現の自由という選択？→思想の自由市場論の放棄→「沈黙効果」を根拠に差別的表現を規制する場合
- (4) 観点に基づく規制の禁止の放棄→差別的表現の規制は差別を肯定する表現のみ規制すべきで、差別を否定する表現を規制しようとするものではない。また女性を隷属的に描けば差別的表現となるが、男性を隷属的に描いても男性優位の社会構造の中ではこれは差別的表現とはみなされない。

【補足】京都地判平成 25 年 10 月 7 日判時 2208 号 74 頁について

- (1) いわゆる在特会による朝鮮第一初級学校周辺での、同校を中傷するヘイト・スピーチでの示威活動によって、授業が妨害され、その映像をインターネットを通じて公開されたことで同校の名誉が毀損されたとして、損害賠償と差止めが求められた事例。
- (2) 京都地判は、「本件活動に伴う業務妨害と名誉毀損は、いずれも、在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴える意図の下、在日朝鮮人に対する差別的 発言を織り交ぜてされたものであり、在日朝鮮人という民族的出身に基づく排除であって、在日朝鮮人の平等の立場での人権及び基本的自由の享有を妨げる目的 を有するものといえるから、全体として人種差別撤廃条約 1 条 1 項所定の人種差別に該当するものというほかない。したがって、本件活動に伴う業務妨害と名誉毀損は、民法 709 条所定の不法行為に該当すると同時に、人種差別に該当する違法性を帯びているということになる」とした。
- (3) この判決は、同趣旨の大阪高判平成 26 年 7 月 8 日判時 2232 号 34 頁を経て平成 26 年 12 月 9 日最高裁で確定した

問題を考えるための参考文献

- 内野正幸『差別的表現』（有斐閣、1990）
- 市川正人『表現の自由の法理』第 1 編第 2 章「差別的表現の規制」（日本評論社、2003）
- 大沢秀介「差別的表現」法学教室 178 号 44 頁（1995）
- 木下智史「差別的表現」大石眞＝石川健治編『憲法の争点』（有斐閣、2008）
- 阪口正二郎「差別的表現規制が迫る『選択』」法と民主主義 289 号 41 頁

契約法Ⅲ 第8回講義の復習用短答式問題

次の各問に答えなさい（改正後の民法に基づいて解答すること。また、問題に解答する上で複数の考え方がありうる場合には、判例の趣旨に照らして解答すること。）。

<相殺>

次の1から5の問の記述について、○か×で解答しなさい。

- 1 AはBに対して100万円の金銭債務（甲債務）を負っている。BもAに対して100万円の金銭債務（乙債務）を負っており、乙の弁済期はすでに到来していた。この場合において、甲の弁済期が未だ到来していないときであっても、Aは甲を受働債権として乙と相殺することができる。（共通到達度確認試験第4回試行試験問題38イ）
- 2 賃貸人が賃料の不払を理由として賃貸借契約を解除した後、賃借人が解除後に存在を知った賃貸人に対する債権と賃料債務を相殺により消滅させたとしても、賃貸借契約の解除の効力には影響がない。（司法試験H27〔第20問〕イ）
- 3 自働債権が時効によって消滅している場合には相殺をすることができないが、相手方は時効利益を放棄して相殺をすることができる。（司法試験H21〔第22問〕5）
- 4 消滅時効期間の経過した債権が、その期間経過以前に債務者の有する反対債権と相殺適状にあった場合には、消滅時効期間の経過した債権を有する債権者は、債務者による消滅時効の援用の前後を問わず、相殺をすることができる。（司法試験H23〔第23問〕ア）
- 5 時効により消滅した他人の債権を譲り受け、これを自働債権として相殺をすることは許されない。（司法試験H20〔第20問〕エ）
- 6 相殺適状が生じてから相殺の意思表示がされるまでの間に一方の債権が譲渡されたとき、他方の債権の債権者は、譲渡された債権を受働債権として相殺をすることができない。（司法試験H21〔第22問〕3）
- 7 判例によれば、受働債権の履行について確定期限がある場合、弁済期が到来しないと相殺は不可能であるから、相殺をすることができるのは、その確定期限到来後である。（司法試験H21〔第22問〕1）

- 8 債務者が受働債権の譲受人に対し相殺をもって対抗することができる場合には、その相殺の意思表示は、受働債権の譲渡人にすれば足りる。（司法試験H23〔第23問〕イ）
- 9 相殺の意思表示には、条件を付することができる。（司法試験H25〔第23問〕ウ）
- 10 AがBに対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有しており、BがAに対して消費貸借契約に基づく金銭債権を有している場合、Aはこれらの債権を対当額で相殺することができる。（共通到達度確認試験第1回試行試験問題23）
- 11 AのBに対する甲債権が差し押さえられた後、BがAに対する乙債権を取得した場合、Bは、乙債権を自働債権として甲債権と相殺することができる。（司法試験H27〔第20問〕ア）
- 12 AはBに対して金銭債権「甲」を有している。弁済期は2016年3月30日である。BはAに対して金銭債権「乙」を有している。弁済期は同年2月20日である。Bの債権者Cは、同年2月1日に乙債権を差し押さえ、同年2月21日、Aに対して同債権の支払を求めた。同日、AがCに対して甲債権と乙債権との相殺を主張して乙債権の支払いを拒むことはできない。（共通到達度確認試験第2回試行試験問題18）
- 13 判例によれば、債権者が保証人に対して有する保証契約上の債権を自働債権とする相殺は、保証人が検索の抗弁権を有するときであっても、双方の債務が弁済期にあれば、することができる。（司法試験H25〔第23問〕エ）
- 14 建物賃借人Aは、賃貸人Bに対する賃料債務を消滅させるため、Aを売主、Bを買主とする動産の売買における引渡債務の履行を提供しなくても、履行期にあるその売買代金債権を自働債権として相殺をすることができる。（司法試験H20〔第20問〕イ）
- 15 相殺契約においては、両債権が同種の目的を有することは必要ではない。（司法試験H20〔第20問〕オ）
- 16 継続的契約の当事者が、その契約が終了したときに債権債務が残っていた場合は相殺することをあらかじめ合意していたとしても、その合意は無効である。（司法試験H27〔第20問〕ウ）
- 17 AはBと売買契約を結び、目的物を引き渡して100万円の代金債権を得た。Aに売掛金債権を持つ債権者Cは、このAのBに対する代金債権を差し押さえて取立訴訟を提起した。Bは、Aに対して80万円の反対債権を有していたため、これをもって相殺することを主張したい。この事例に関する次の1から4までの記述のうち、誤っている

ものはどれか。（司法試験プレテスト〔第35問〕修正）

1. Bは、Aに対して、自己のAに対する80万円の反対債権とAの自己に対する100万円の代金債権とを対当額で相殺する旨の意思表示をしたことを抗弁として主張することが必要である。
2. Bは、Aに対する反対債権がCの差押えよりも先に発生していることを主張立証しなければならない。
3. Bは、Aに対する反対債権の弁済期がCの差押えよりも先に到来していることを主張立証しなければならない。
4. BのAに対する反対債権が、金額確定済みの不法行為の損害賠償債権である場合でも、Bの相殺の主張は許される。

18 相殺に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（司法試験H30〔第21問〕修正）

- ア. 抵当不動産の所有権を取得したAが、抵当権者Bに対する売買代金債権を有している場合には、当該売買代金債権と抵当権の被担保債務であるCに対する貸金債務とを対当額において相殺することができる。
- イ. 弁済期の到来している貸金債権を有する者は、当該貸金債権の債務者に対して、弁済期が未到来の（目的物の引渡が先履行で同時履行の抗弁権が付着していない）売買代金債務を負担している場合には、当該売買代金債務の期限の利益を放棄した上で、これらの債権債務を対当額において相殺することができる。
- ウ. 請負代金債務を負担する注文者が、請負人に対する貸金債権を譲り受けたが、譲受けの時点で当該貸金債権の消滅時効が完成していた。その後、請負人により消滅時効が援用された場合、注文者は、これらの債権債務を対当額において相殺することができない。
- エ. 車両同士の交通事故が双方の運転者の過失に基因して発生し、双方に物的損害のみが生じた場合、一方の運転者は、双方の損害賠償債権を対当額において相殺することができる。
- オ. AがB銀行に対する定期預金債権を有していたところ、Cが、Aと称して、B銀行に対し、その定期預金債権を担保とした貸付けの申込みをし、B銀行は、CをAと誤信したため貸付けに応じた。この場合、B銀行は、貸付けの際に、Cを預金者本人と認定するにつき金融機関として負担すべき相当の注意義務を尽くしていたとしても、その貸付債権と定期預金債権とを対当額において相殺することができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

<混同>

次の問の記述について、○か×で解答しなさい。

- 1 AのBに対する債権を担保するため、B所有の土地に抵当権が設定された後、CのBに対する債権を担保するためにその土地に後順位抵当権が設定された場合において、AがBを単独で相続したときは、Aの抵当権は消滅する。(司法試験H24〔第22問〕3)

以上

<相殺>

1 ○

【解説】民法 505 条 1 項本文は双方の債務が弁済期にあることを相殺の要件とするが、相殺しようとする者Aの自働債権（乙債務）の弁済期が到来していれば、甲債務（受働債権）が弁済期未到来であったとしても、Aが期限の利益を放棄することにより（民法 136 条 2 項）、双方の債務が弁済期にあるという要件を充足できるから、相殺できる。

2 ○

【解説】相殺の意思表示をする時点で二当事者間に相対立する債権が存在していることが原則として必要であり（民法 505 条 1 項―例外は消滅時効に関する民法 508 条）、その時点で受働債権が解除により消滅していた場合、相殺の効力は認められない。判例（最二小判昭和32年3月8民集11巻3号513頁）も「相殺の意思表示は双方の債務が互に相殺をなすに適したる始めに遡ってその効力を生ずることは、民法 506 条 2 項の規定するところであるが、この遡及効は相殺の債権債務それ自体に対してであつて、相殺の意思表示以前既に有効になされた契約解除の効力には何らの影響を与えるものではないと解するを相当とする。そしてこの事は相殺の自働債権者がその債権を有しておることを知らなかつたため相殺の時期を失した場合と雖も右の理を異にするものとは解せられない」としている。

3 ×

【解説】自働債権について消滅時効が完成した場合であっても、それ以前に相殺適状にあった場合には、相殺することができる（民法 508 条）。本肢の前半部分が誤っている。

4 ○

【解説】民法 508 条は、時効によって消滅した債権が、その消滅以前に相殺に適するようになっていた場合には、その債権者は相殺をすることができる、と定めている。相殺適状にある債権を有する者は、ほとんどがその債権債務関係が決済されたものとするのが常であり、本条の趣旨は、相殺適状によって生じている期待を保護するものである。

5 ○

【解説】時効によって消滅した債権がその消滅以前に相殺適状にあった場合には、その債権者は相殺をすることができる（民法 508 条）。相殺適状にある債権を有する者は、債務関係が決済されたものとするのが通常であり、この信頼を保護しようとする趣旨の例外規定である。かかる趣旨からすれば、すでに時効により消滅した債権を譲り受けた者は保護されず、消滅時効の援用がなされれば、自働債権は消滅するから、これを自働債権と

して相殺することは認められない（最判昭和36年4月14日民集15巻765頁）。

6 ×

【解説】相殺適状にある一方の債権が譲渡された場合であっても、債務者は、債権譲渡の対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗できるとされている（民法469条1項）。

7 ×

【解説】相殺適状にあるためには、双方の債務が弁済期にあることが必要であるが（民法505条1項本文）、受働債権については、債務者は、相手方の利益を害することがない限り、期限の利益を放棄できるので（民法136条2項）、期限の利益を放棄できない事由のない限り、期限の利益の放棄の意思表示を要せず、直ちに相殺することができる、というのが判例の立場である（大判昭和8年5月30日民集12巻1381頁）。

8 ×

【解説】債権譲渡の場合、譲渡人は債権者ではなくなっており、債権者との間に対立する債権債務はないので、譲渡人に対し相殺の意思表示をするのではなく、債権の譲受人に対し相殺の意思表示をすることになる。民法469条1項の「相殺をもって譲受人に対抗することができる」というのはこの理を示した規定である。判例も、債務者が受働債権の譲受人に対し相殺をもって対抗する場合の意思表示は、譲渡人ではなく譲受人に対してなすべきであるとしている（最二小判昭和32年7月19日民集11巻7号1297頁）。

9 ×

【解説】民法506条1項は、相殺の「意思表示には、条件又は期限を付することができない。」と規定しているから、誤っている。一方的意思表示である相殺の意思表示に条件を付することを許すと、相殺の効力の発生が不確定となり、相手方の地位を不安定にするからである。

10 ○

【解説】民法509条は、不法行為に基づく損害賠償請求権を自働債権として相殺することについては何ら制限していない（不法行為の被害者が自ら相殺する場合、これを否定する理由はない。）。AがBに対して不法行為に基づく損害賠償請求権も、BがAに対して消費貸借契約に基づく金銭債権も同種の金銭債務であり、両債権が弁済期にあれば、Aはこれらの債権を対当額で相殺することができる（民法505条1項）。

11 ×

【解説】民法上、差押えを受けた第三債務者が、差押後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することはできないとされている（民法511条1項前段）。

12 ○

【解説】民法511条1項は、判例が採用する無制限説の立場を明文化しているが、かかる無制限説の下でも、民法505条1項の相殺適状の要件をみたさなければ相殺できない。本件では、自働債権である甲債権の弁済期は3月30日であり、自働債権の弁済期がきていない同年2月21日の時点ではまだ相殺適状にないから、相殺を主張して乙債権の支払いを拒むことはできない（なお、もし、Aが乙債権の支払いをしないまま3月30日が到来すれば、相殺適状となり、Aは相殺をもってCに対抗できることになる。）。

13 ×

【解説】判例は、抗弁権の付属する債権を自働債権とする相殺の許否について、「催告並びに検索の抗弁権の附着する保証契約上の債権を自働債権として相殺することをみとめるときは、相殺者一方の意思表示をもつて、相手方の抗弁権行使の機会を喪失せしめる結果を生ずるから、かかる相殺はこれを許さないとしている（大判昭和5年10月24日民集9巻1049頁）。よって、誤っている。抗弁権の付着した自働債権による相殺を許すと、相手方は理由なく抗弁権を失うことになるからである。

14 ×

【解説】自働債権に同時履行の抗弁（民533条）が付着している場合には、相殺は許されない（大判昭和13年3月1日民集17巻318頁）。よって本肢は誤りである。

15 ○

【解説】相殺契約においては、契約自由の原則から、相殺の方法や要件・効果について、当事者が合意で自由に定めることができる。よって本肢は正しい。

16 ×

【解説】法定相殺は法律上一方的な意思表示であるが、契約自由の原則により、合意により相殺することも可能である。したがって、継続的契約の当事者が、契約が終了したときに債権債務が残っていた場合は相殺することを予め合意することは、相殺契約として有効であり、本記述は誤っている。なお、本記述のような相殺合意を商人が行えば、商法上の交互計算（商法529条以下）となる。

17 正解3

【解説】1. は正しい。民法506条1項参照。

2. は正しい。民511条1項参照。

3. は誤っている。いわゆる無制限説に立つ判例法理を明文化した民511条1項は、反対債権がCの差押えよりも先に発生していることを主張立証すれば足り、反対債権の弁済期がCの差押えよりも先に到来していることは要件にならないから、その主張立証も不要である。

4. は正しい。不法行為の損害賠償債権を自働債権とすることは何ら制限されていない

(民法509条参照)。

18 正解3

【解説】ア. は誤っている。AB間に対立する債権債務がなく民法505条1項の要件をみたさないから、相殺できない。大判昭8・12・5民集12・2818も「抵当不動産ノ第三取得者カ抵当権者ニ対シ有スル債権ト抵当債務トハ相殺ヲ為スニ適セサルモノトス」としている。

イ. は正しい。受働債権の弁済期が未到来の場合は、期限の利益を放棄すれば(民法136条2項)、弁済期が到来し、相殺適状となり、相殺が可能となる(最一小判平25・2・28民集67・2・343参照)。

ウ. は正しい。消滅時効が完成している債権の譲受人が、これを自働債権として相殺することはできない(最判昭36.4.14)。

エ. は正しい。改正後の民法509条では、物損の場合の損害賠償請求権を受働債権とすることにつき何ら制限はなく、505条1項により相殺は可能である(改正前の判例は双方が物損の場合でも受働債権が不法行為から発生した損害賠償請求権であることを理由に相殺を否定していたが、改正後はその根拠を失ったと解される。)。

オ. は誤っている。判例は、いわゆる預金担保貸付において、貸付時に金融機関が善意無過失であれば、民法478条の類推適用により、金融機関による相殺を認めている。

以上から、正解はイとウとエであり、イとエ、ウとエの選択肢はないから、イとウを正しいとする3が正解となる(他方、アとオが明らかな誤りであるので、アとオを含む肢を切ると、消去法で3が正解となる。)。

<混同>

1 ○

【解説】債権及び債務が同一人に帰属したときは、その債権は消滅する(民法520条)。そして、相続人は、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する(民法896条本文)。したがって、AがBを単独で相続することにより、AのBに対する債権は、混同により消滅する(なお、本件では「債権」が第三者の権利の目的にはなっていないので、同条但書の適用はない。)。そして、それにより、抵当権の被担保債権が消滅するため、抵当権の付従性によりAの抵当権も消滅する。よって、本記述は正しい。

以上

契約法Ⅲ第8回講義復習用論文式問題（差押と相殺）

次の〔設例1〕を読んで〔設問1〕に、〔設例2〕を読んで〔設問2〕にそれぞれ答えなさい。

〔設例1〕

- 1 Aは（平成30年9月1日の時点で）、Bに対して、同年9月30日に弁済期の到来する100万円の債権1を有していた。
- 2 他方、Bも（同年9月1日の時点で）、Aに対して、同年10月31日に弁済期が到来する120万円の債権2を有していた。
- 3 Aの債権者Cは、同年9月1日、AのBに対する債権1を差し押さえ、同年10月1日、Bに対して債権1の100万円の支払いを求めた。
- 4 これに対し、Bは、Cから請求のあった債権1の支払いを拒み、11月1日になったところで、Aに対し、債権2を自働債権とし、受働債権たる債権1につき1か月分の遅延損害金も含んだ金額と対等額で相殺する旨の意思表示を行った。

〔設問1〕

〔設例1〕の4においてBが行った相殺は有効か、問題となる条文を指摘し、同条の趣旨を述べたうえで、結論と理由を述べなさい。

また、仮に、AB間で、両者間に生じた相対立する債権債務につき、もし差押を受ける等の事実があれば、双方の債権債務の弁済期如何を問わず、直ちに相殺適状を生ずるという内容の相殺予約の合意がなされていたとした場合、かかる相殺予約の合意は有効か、理由を付して述べなさい。

〔設例2〕

- 1 Dは、その所有する建物を、平成26年4月1日、期間2年間、家賃月額10万円（毎月1日に当月分を支払う）、Eに賃貸した（以下「本件賃貸借」という）。その際、Eは、Dに対し、敷金30万円を差し入れていた。
- 2 Fは、Dに対し、100万円の債権を有していたが、弁済期を経過してもDが弁済しないため、債務名義を得たうえで、平成27年10月31日、DのEに対する本件賃貸借における賃料債権（以下「本件賃料債権」という）を差し押さえた（以下「本件差押え」という）。なお、この時点でEの滞納賃料等敷金で担保される本件賃貸借にかかる債務はなかった。
- 3 そこで、Fは、取立権に基づいてEに対し、平成27年11月分以降の本件賃料債権の支払いを求めた

- 4 これに対し、Eは、Fから請求のあった本件賃料債権の支払いを拒みつつ、Dにも平成27年11月分以降の賃料を支払わずにいたところ、平成28年1月末日、Dと本件賃貸借を合意解除して本件建物を明け渡したうえ、Fに対し、平成27年11月分から平成28年1月分までの3か月分の未払賃料合計30万円は、敷金契約に基づき建物明け渡しによって当然に敷金から充当され、その限度で消滅したと主張した。

〔設問2〕

〔設例2〕の4のEの敷金の充当の主張は認められるか、結論と理由を述べなさい。

以上

第1 出題趣旨等

百選Ⅱ39事件判決等差押と相殺に関する無制限説をとる判例法理を明文化した民法511条1項につき、その趣旨を踏まえて事案に即して適用できるか（設問1）、敷金充当の事案に応用できるか（設問2）、そして、その思考過程を的確・明快に表現し、構成しながら論述する能力を有しているか否かを試すものである。

第2 解説

1 設問1

（1）問題の所在

〔設例1〕は、差押と相殺が問題となる事案であり、AのBに対する債権1がCに差し押さえられる前に、BがAに対する債権2を有していたが、債権2の弁済期が債権1の弁済期より後に到来する事案において、BがCに対し行った相殺が有効か。民法511条1項後段を文理解釈すれば、反対債権が差押後に取得されたものでないかぎり相殺が認められそうであるが、受動債権につき債務不履行をしなければ相殺適状にならない場合には相殺を制限すべきではないか問題となる。

また、AB間に存在する債権債務に差押があれば、直ちに相殺適状を生じるという内容の相殺予約は有効か、上記相殺の制限の可否と関連して問題となる。

（2）民法511条1項の趣旨

民法511条1項後段は、差押と相殺に関する無制限説をとる判例法理を明文化したものであり、その文理のとおり、反対債権が差押後に取得されたものでないかぎり相殺が認められるという結論で問題はないが、改正前から議論されていたとおり、受動債権につき債務不履行をしなければ相殺適状にならない場合には相殺に対する正当な期待はないので、これを制限すべきであるという批判がありうるため、なぜ無制限説でいいのか同条の趣旨からしっかり理解しておく必要がある。

民法511条1項後段の趣旨は、相殺の担保的機能に対する期待の保護である。すなわち、現在の経済社会においては、取引関係にある当事者間には複数の債権債務関係が成立し、これらが一定時期にまとめて清算されることも想定されるところ、このような場合、当事者は相手方の資力が仮に不十分であったとしても自らの債権の回収が図れるという相殺の担保的機能に対する期待を有しており、かかる期待は、自働債権と受働債権の弁済期の先後を問わず存在するのであるから、このような相殺に対する期待も保護すべきであるということだと考えられる。

（3）Bの行った相殺は有効か

上記の民法511条1項後段の趣旨に照らせば、取引社会に存在する相殺の担保的機能に対する期待は弁済期の先後を問わず存在するから、これを保護すべきであるし、債務不履行に対するペナルティーは損害賠償であって、明文規定に反して相殺を制限するのは不当である。

よって、同条項をそのまま適用すれば、Bは差押をされた債権1を差押え前に取得していたのであるから、債権2の弁済期も経過して相殺適状になった後の11月1日にBが行った相殺は有効である。

(4) 相殺予約の合意は有効か

民法511条1項後段によれば、差押え前に受動債権を取得していたのであれば、自働債権と受働債権の弁済期の先後を問わず相殺が有効なのであるから、その範囲で相殺適状を早く生じさせる相殺予約の合意も、契約自由の原則上、当然、有効となる。

2 設問2

(1) 問題の所在

〔設例2〕は、相殺ではなく、敷金の充当の事案である。FがDのEに対する賃料債権を差し押さえ、その取立権に基づいて賃料の支払いを求めたところ、Eが敷金額に充つるまで賃料の支払いを拒んだうえ、Dとの賃貸借契約を合意解除して目的物を明け渡したことにより、未払賃料は当然に敷金から充当されたと主張することが許されるかという問題である。

設問1で検討した差押えと相殺に関する考え方を、差押えと敷金の充当の優劣の問題に応用して検討できるかを試す比較的高度な応用問題であるが、抵当権者の物上代位による差押えの事案について、賃料債権への敷金の充当を認め、その限度で賃料債権は消滅するとした最判平14・3・28民集56・3・689の知識があれば、その応用でも解ける問題である。

なお、本件事案は、東京地判平16・4・28金法1721・49及びこれの控訴審判決である東京高判平16・9・15金法1731・64の事案をベースにしており、本解説の他、同判決が掲載されている金融法務事情のコメント欄の解説等も参考にしていきたい。

(2) Eの敷金の充当の主張は認められるか

基本的には、差押債権者の利益と賃借人の敷金の充当への期待の利益をいかに調整するかという観点から検討すべき問題であるが、差押えと相殺の問題との類似点から、本問では、差押えと相殺の理解を応用して検討することを期待して出題している。

この点、敷金返還請求権は目的物の明渡し時に発生することからすれば(民法622条の2第1項1号)、敷金返還請求権は差押えの後に発生するものであり、敷金の充当は、相殺と類似する点もあることからすれば、差押後に取得した債権による相殺を否定する民法511条1項前段の(類推)適用により、敷金の充当は否定されるという見解も考えられる。

しかし、①敷金の充当による未払賃料等の消滅は、差押前に締結された敷金契約から発生する効果であって、相殺が許される民法511条2項と同様の利益状況であるから、民法511条1項の(類推)適用の基礎はないと思われること、②差押前に締結された敷金契約から発生する効果に対する賃借人の期待(賃貸人の資力に不安が生じ敷金の返還に疑問が生じた場合は、敷金相当額の賃料を未払いにして事

実上敷金を回収することへの期待)も保護に値すること, ③賃料未払いのペナルティは損害賠償であって, それに加えて差押前に生じていた敷金充当に対する期待を奪うべきではないことなどから, 敷金の充当による未払賃料等の消滅の主張も認められると考えるのが穏当であろう(上記の東京地判平 16・4・28 及び東京高判平 16・9・15 も同様の結論である。)

これを本件にあてはめると, 賃借人Eの差押債権者Fに対する差押前の敷金契約に基づく敷金の充当の主張は認められることになる。

第3 参考解答例

第1 小問1

1 Bが行った相殺は有効か

(1) 結論—本件でBが行った相殺は有効である。

(2) 理由

ア 本件において, Bは, Cから差押えを受けた債権1を受働債権とし, 差押え前に取得していた債権2を自働債権として相殺の意思表示をしていることから, 適用が問題となる条文は, 民法(以下略) 511条1項後段である。

そして, 同条項を形式的に適用すれば, 差押え前に取得していた債権での相殺は認められそうであるが, 本件では, Bは先に弁済期の到来した債権1の履行を遅滞しながら, 債権2の弁済期が到来するのを待って相殺していることから, このような相殺は制限されるべきではないか問題となる。

イ 確かに, 債務不履行をしなければできない相殺を保護する必要があるか疑問は生じうるが, しかし, 債務不履行に対するペナルティは損害賠償であり(415条参照), 当然に相殺を制限すべきとはならない。相殺を許すかどうかは, 問題となる511条1項後段の趣旨を踏まえて判断すべきである。

そして, 511条1項後段の趣旨は, 相殺の担保的機能に対する期待の保護である。すなわち, 現在の経済社会においては, 取引関係にある当事者間には複数の債権債務関係が成立し, これらが一定時期にまとめて清算されることもある。このような場合, 当事者は相手方の資力が仮に不十分であったとしても自らの債権の回収が図れるという相殺の担保的機能に対する期待を有しており, かかる期待は, 自働債権と受働債権の弁済期の先後を問わず存在する。よって, このような相殺に対する期待も保護すべきであり, それゆえに, 同条項は, 両債権の弁済期の先後を問わずに単に差押え前に取得した債権であれば, 相殺できるとしているとして解される。

ウ よって, 511条1項後段がそのまま適用されるところ, Bは差押をされた債権1を差押え前に取得していたのであるから, 債権2の弁済期も経過して相殺適状になった後の11月1日にBが行った相殺は有効であり, 冒頭の結論に至る。

2 相殺予約の合意は有効か

- (1) A B間の相殺予約の合意は有効である。
- (2) なぜなら、511条1項後段によれば、差押え前に受動債権を取得していたのであれば、自働債権と受働債権の弁済期の先後を問わず相殺が有効となるのであり、法が相殺を許している範囲で相殺適状を早く生じさせるA B間の相殺予約の合意も、契約自由の原則上、当然、有効と解すべきだからである。

第2 設問2

1 結論－Eの敷金の充当の主張は認められる。

2 理由

本件において、FがDのEに対する賃料債権を差し押さえ、その取立権に基づいて賃料の支払いを求めたところ、Eは、敷金額に充つるまで賃料の支払いを拒んだうえ、Dとの賃貸借契約を合意解除して目的物を明け渡したことにより、未払賃料は当然に敷金から充当されたと主張している。

差押えと敷金の充当との関係に関する明文規定はないが、敷金の充当は相殺に類似することから、類似制度である511条を応用して検討するに、敷金返還請求権は目的物の明渡し時に発生することからすれば(622条の2の1項1号)、差押後に敷金返還請求権が発生している本件においては、差押後に取得した債権による相殺を否定する511条1項前段の類推適用により、敷金の充当は否定されるという見解も考えられる。

しかし、敷金の充当による未払賃料等の消滅は、差押前に締結された敷金契約から発生する効果であって、むしろ511条2項によって相殺が許される場合と利益状況が同じであるから、(511条1項前段を類推する基礎はなく)511条2項を類推適用して敷金の充当を認めるべきである。

また、実質的考えても、差押前に締結された敷金契約から発生する効果に対する賃借人の期待(賃貸人の資力に不安が生じ敷金の返還に疑問が生じた場合に賃料を未払いにして事実上敷金を回収することへの期待)も保護に値するというべきであるし、賃料未払いのペナルティーは遅延賠償であって、差押前に生じていた敷金充当に対する期待を奪うべきではないことなどから、差押前の敷金契約に基づく敷金の充当による未払賃料等の消滅の主張も認められると考えるべきである。

よって、冒頭の結論に至る。

以上

法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究（概要）

第1 調査研究の目的

- ① 各大学の優れた法学未修者教育の実例やその手法を体系化すること
- ② ①で得た知見を基に，教育課程や入学者選抜の在り方を含め，今後の法学未修者教育の改善に向けたエビデンスに基づく提言を行うこと。

第2 調査研究の方法

- ① 法科大学院に対する実地調査（13校）
法科大学院からのヒアリング，授業見学及び授業担当教員，受講学生からのヒアリング，学生からのヒアリング
- ② 非法学部出身者，社会人経験者の学生，修了者を対象としたアンケート
- ③ 法学未修者教育について言及した関係機関，団体による提言の分析
- ④ 法学未修者教育について言及した論文，報告の分析
- ⑤ 上記①～④の結果を踏まえた検討有識者会議，調査研究担当者会議，成果報告書作成会議，事務局会議での検討

第3 調査研究結果の概要

1 法学未修者教育の改善方策：前提となる留意点

(1) 「法学未修者教育の改善」という課題の位置付け

法学未修者は，法学既修者との間で司法試験合格率，標準修業年限修了率において格差が存する。その原因は，法科大学院志願者の減少，司法試験のあり方の問題などを含めて多角的に検討されるべきであり，法学未修者教育の改善という課題も，そのなかに位置付ける必要がある。

(2) 「らせん型」能力修得過程をふまえた取組の必要性

法学未修者（とりわけ初学者である非法学部出身者，社会人経験者）は，既修者に比して，学修方法を身につけることに困難が存すること，法的能力修得過程が「段階的」ではなく「らせん型」であること，孤独感を抱きがちであることなどの特徴がある。法学未修者教育の改善方策については，これらの点を踏まえた検討が必要である。

(3) 一体としての改善策を連携して実施する必要性

法学未修者教育の改善は，個々の取組を断片的に実施するのではなく，改善策を一体のものとして構想し，個々の取組を改善策全体のなかに位置付けて実施することが重要である。また，法科大学院執行部，教員，補助教員，学

生という関係者相互において、十分な意思疎通をはかり連携をとって実施することが重要である。

2 法学未修者教育の改善方策

(1) 志願者確保策

法曹という職業に関心を抱いてもらう機会になるような取組，法律学修に対する適性を判断する機会になるような取組，専門実践教育訓練制度の活用等社会人経験者に対する経済的支援の実施などが考えられる。

(2) 入学者選抜

多様な人材の受入れに積極的であるというメッセージを志願者に対して発する取組を行うことが考えられる。

(3) 入学前後の取組

学修方法や基本書の選び方，条文・判例の読み方など，法律学修の前提となる事項について情報提供を行うという目的を積極的に位置付けて実施することが重要である。

法律学修の開始時期の前倒しを目的とした入学前の取組は，入学予定者全員に参加を強制できないことから，同取組への参加を当然の前提として入学後の授業が実施されることのないよう配慮が必要である。

(4) カリキュラム

ア 1年次の法律基本科目の配当は，初学者の立場に立って検討される必要がある。同時期に複数科目が配当される民法については，各授業間の連携と担当教員間の連携がとりわけ重要である。

イ 1年次に事例を中心に扱う授業科目を配当すること，同科目において，事例分析に加えて法文書作成を行わせることが有益である。

ウ 2年次において，法学未修者のみを対象とした科目を配当することも検討されてよい。

(5) 授業内容・方法

ア 個々の教員が，自らの授業のあり方について常に見直しを行い，改善を図ることが重要である。その際，予習，復習の指示の出し方も視野におくことが必要である。

イ 授業期間終了後だけでなく，授業期間中に授業アンケートを実施することは有益である。

ウ 授業見学の機会や，授業内容・方法に関するFDの機会を定期的に設けることは必須である。その際，教員全員の参加を確保する工夫が必要である。

エ 予習課題や復習課題によって学生が負担加重に陥らないよう，担当教員間

で課題を出す時期や課題の負担感について調整をはかることも検討されてよい。

(6) 試験

ア 法文書作成の経験に乏しい法学未修者にとって1年次前期の期末試験をどう乗り切ることが大きな負担となり、1年次前期の学修にマイナスの影響を与えている。この現状を踏まえた対応が必要である。

イ 過去の司法試験短答式試験問題や共通到達度確認試験試行試験の問題を1年次においても授業の内外で活用することが検討されてよい。

ウ 共通到達度確認試験を進級判定の資料として活用するに際しては、同試験の準備のために法学未修者の学修活動のバランスが崩れることのないよう配慮する必要がある。

(7) 正課外での学生への対応

ア 教員による学生面談を学生の学力向上のために活用することを検討する必要がある。面談に際しては、前提として学生の学修状況等に関する情報を「学生カルテ」の作成などを通じて教員間で共有することが有益である。

イ 学生の復習等の便宜に供するための授業録画の取組は有益である。より簡便な方策として、授業の録音を行うことも考えられる。

ウ 補助教員の活用が図られるべきである。ゼミの実施や質問対応等による学修内容面でのフォローのほか、学修方法に関するアドバイス、生活面、精神面でのフォロー、学生の状況や意見、改善要求を教員や法科大学院執行部に伝えて学生と法科大学院側との橋渡しを行うことなど、補助教員が果たする役割は広汎である。

補助教員の活用には、教員や法科大学院執行部との間で緊密な連携を図ることが重要である。また、一人の学生に対し、入学から修了まで同一の担当補助教員を配置すること、補助教員同士の縦のつながりを通じてそのノウハウを継承することなどが有益である。

(8) 学修意欲を維持する取組

ア 非法学部出身者、社会人経験者は、孤独感を抱くことが少なくないことから、1年次の早い時期に、学生同士の交流をはかる機会を積極的に設けることが有益である。

イ 非法学部出身者、社会人経験者は、法曹に対するイメージをもたないまま入学するケースが多いことから、1年次に法曹と交流する機会や、法曹の実務について学んだり実務に触れる機会を設けることが有益である。

3 改善方策の実施に向けた課題

(1) 法学未修者教育のコストに対する配慮の必要性

法学未修者に対する教育は、法学既修者に比して、手間暇のかかる活動である。司法試験合格率が各法科大学院の社会的評価の最大の指標となっている現状の下、このような法学未修者教育に要するコストを考えるならば、充実した法学未修者教育の実施を、各法科大学院の自主的な努力のみに委ねることは現実的ではない。したがって、法学未修者教育に焦点をあてた継続的、安定的な財政支援の仕組みが検討される必要がある。

(2) 教員の負担に対する配慮の必要性

法学未修者教育の改善方策の実施に際しては、教員、補助教員、職員の人的体制の充実のほか、教員間の連携強化や実施事務の効率化、補助教員やICTの活用など、様々な方法を通じて、教員が負担加重に陥ることのないように配慮する必要がある。

(3) 認証評価制度との関係

認証評価制度は、法科大学院制度の基本理念を維持し、司法試験合格を主目的とした教育機関に変質しないために重要な役割を果たしてきた制度であり、その意義は些かも揺らぐものではない。しかし、法科大学院教育の現場の状況を踏まえるならば、法科大学院教育の質の向上に向けた取組を円滑に実施するに際して、認証評価基準やその運用のあり方に見直すべき点がないかについては、検討の必要がある。

(4) 進行中の改革案との関係

法学部における法曹コースの創設や法科大学院在学中に司法試験受験を可能とする制度の創設など、現在検討中の改革が実現した場合には改善方策の内容も異なってくる可能性があることは留意される必要がある。

4 今後の取組：法学未修者教育に関する情報共有と継続的検討の必要性

今後の継続的な取組と情報共有の仕組みとして、法学未修者教育について継続的に調査研究を行うシンク・タンクの役割を担う機関を設けることを提言する。既存の民間団体が当該シンク・タンクの役割を担う機関となり、一定の予算措置の下、国または各法科大学院からの委託により、継続的な調査研究を行うことが、一つの現実的な方策として考えられる。

その際、各法科大学院や法科大学院協会が、同シンク・タンクによる情報収集、調査研究活動に直接関与すると共に、たとえば、法科大学院協会主催のシンポジウムの実施等を通じて調査研究に関する情報の周知、共有化を図るなど、同シンク・タンクと各法科大学院、法科大学院協会が密接に連携することが必要である。